

第Ⅳ編 付 録

1. 業種別の算定事例

ここでは、主な業種別に対象の判定や報告する排出量の算定を行う事例をサンプルとして示します。

- 1.1 セメント製造事業所
- 1.2 電気事業者（火力発電所）
- 1.3 オフィス等電気及び熱利用中心の事業者（小売業）
- 1.4 貨物輸送事業者
- 1.5 廃棄物処理事業者（焼却施設）
- 1.6 農業事業者（耕作農家・畜産農家）
- 1.7 荷主

1.1 セメント製造事業所

セメント製造事業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、鉱業所・セメント製造事業所、輸送のためのトラックなどがありますが、ここではセメント製造事業者にとって主となる活動である製造事業所における温室効果ガス排出量の算定について取り上げます。なお、本制度では上記に挙げた製造事業所以外の事業所等に対しても対象となりますので第Ⅱ編の算定方法を参照し、算定を行うようにしてください。

(1) 想定する事業所の概要と排出源

ここでは次のような事業所を想定します。クリンカー生産量は年産 120 万 t で、燃焼設備としては、セメント焼成炉、セメント原料乾燥炉および自家発電設備を保有しています。セメント製造の使用電力の大部分を自家発電で賄い、一部電力を外部へ販売し、廃棄物・副産物をセメント焼成炉、自家発電設備（常圧流動床ボイラー）で原燃料として利用しています。

また、具体的には、下表のような原料やエネルギーを使用しているものと想定します。下表に示されていない廃棄物・副産物も対象となり得ますので、それを使用している事業所は「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」を参照してください。

クリンカー生産量		120 万 t	
原料使用量	天然資源	石灰石	130 万 t
		粘土	6 万 t
		珪石	10 万 t
	廃棄物・副産物	非鉄鉱さい	2 万 t
		製鋼スラグ	1 万 t
		高炉スラグ（水砕）	5 万 t
		石炭灰（燃え殻）	10 万 t
		石炭灰（ばいじん類）	10 万 t
		汚泥	2 万 t
		下水汚泥	4 万 t
エネルギー使用量	化石燃料	一般炭	24 万 t
		石油コークス	2 万 t
		A 重油	1,000 kl
		C 重油	2,500 kl
		電気（一般電気事業者から購入）	1 万 MWh
	廃棄物・副産物	廃ゴムタイヤ	1.05 万 t
		廃プラスチック	1 万 t
		廃油	1 万 t
		木材チップ（有償）	2,000 t
		木くず	1.3 万 t
		肉骨粉	1 万 t

第Ⅳ編 付 録

エネルギーの使用（内訳）

				セメントキルン	セメント 原料乾燥炉	自家発電
エネルギー使用量	化石燃料	一般炭	24 万 t	130,000 t	10,000 t	100,000 t
		石油コークス	2 万 t	20,000 t		
		A 重油	1,000 kl			1,000 kl
		C 重油	2,500 kl	2,000 kl	500 kl	
		電気（一般電気事業者から購入）	1 万 MWh	10,000 MWh		
	廃棄物・副産物	廃ゴムタイヤ	1.05 万 t	10,000 t		500 t
		廃プラスチック	1 万 t	10,000 t		
		廃油	1 万 t	10,000 t		
		木材チップ（有償）	2,000 t			2,000 t
		木くず	1.3 万 t	10,000 t		3,000 t
		肉骨粉	1 万 t	10,000 t		

注）燃料使用量は水分込みベースであり、以降の計算にも同様の数値を使います。

自家発電実績

総発電量	発電所内使用電力量	工場内使用電力量	売電量
384,000MWh	34,000 MWh	120,000 MWh	230,000 MWh

クリンカー成分

CaO（%）	65.9
--------	------

このセメント製造事業所における排出源としては、次のようなものが考えられます。

表 考えられる排出源一覧

排出源 （場所及び活動種類）		温室効果ガスの種類	備 考
セメント工場	セメント製造プロセス由来	非エネ起源 CO ₂	
	燃料の使用	エネ起 CO ₂	省エネルギー法対象
		CH ₄	
		N ₂ O	
	廃棄物・副産物の原料燃料としての利用	非エネ起源 CO ₂	
		CH ₄	
		N ₂ O	

- 1）「廃棄物・副産物の原料燃料としての利用」の「原(燃)料」は、例えば再生利用で言う廃ゴムタイヤ等の原料利用を意味し、純粋な原料代替は含みません。
- 2）上記の表では工場のみを対象としていますが、サイト内に存在する本社ビル等の施設からの排出も制度対象となります。

(2) 算定・報告の対象範囲および算定方法

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算出し、判定基準に沿って報告対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	「温室効果ガス算定排出量の報告書」記載欄	備考
エネ起源 CO ₂ (エネルギー管理指定工場)	燃料の使用	第1表 (その1)	省エネルギー法対象
	購入電気の使用		
非エネ起源 CO ₂	セメント製造プロセス由来	第1表 (その2)	
	廃棄物・副産物の原燃料としての利用	第2表 (その2)	
CH ₄	燃料の使用	第1表 (その3)	
	廃棄物・副産物の原燃料としての利用		
N ₂ O	燃料の使用	第1表 (その4)	
	廃棄物・副産物の原燃料としての利用		

① エネルギー起源 CO₂ (エネルギー管理指定工場)

本事業所はエネルギー使用量が原油換算で 3,000kl/年以上の第一種エネルギー管理指定工場にあたるため、エネルギー起源 CO₂ は報告対象となります。

② 非エネルギー起源 CO₂

報告対象となる特定排出者については、温対法で下記のように定めています。

非エネルギー起源 CO ₂ 排出量合計で 3,000 t 以上
--

ここでは、1)セメントを製造する際に原料として使用される石灰石からの CO₂ 排出 (セメント製造プロセス由来) と 2)セメント焼成炉等で廃棄物・副産物を原燃料として算定対象として有効利用している場合が対象となります。上記特定排出者の基準 (3,000 tCO₂ 以上) の該当非該当の判断はこれら 1)と 2)の排出量の合計値にて行います。

<非エネ CO₂ : セメントの製造>

セメントの製造においては、原料である石灰石を焼成することにより CO₂ が排出されます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝クリンカー生産量×単位クリンカー生産量当たりの排出量

判定は、算定省令で定められた値の排出係数を使って計算します。排出量は以下のとおりとなります。

第Ⅳ編 付 録

クリンカー生産量	排出係数	セメントキルン ダスト補正係数	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
120 万 t	0.510 tCO ₂ /t	1.00	612,000

＜非エネ CO₂：廃棄物・副産物の原燃料としての利用＞

また、セメントの製造時に原燃料として廃棄物・副産物を利用する際に CO₂ が発生します。それらは非エネルギー起源 CO₂ となります。なお、木くず、肉骨粉も原燃料として利用されていますが、バイオマス起源であるため、ここでは対象となりません。

算定方法は以下の式のとおりです。

CO₂ 排出量＝（廃棄物・副産物の種類ごとに）使用量×排出係数

算定省令で定められた値の排出係数を使って計算した CO₂ 排出量は以下のとおりとなります。

	利用量	排出係数 (tCO ₂ /t)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
廃ゴムタイヤ	1 万 t	1.77	17,700
廃プラスチック ¹	1 万 t	2.55	25,500
廃油	1 万 t	2.92	29,200
木くず	1 万 t	対象外	
肉骨粉	1 万 t	対象外	
合計			72,400

注1) 利用量は全て受入ベースで把握します。

＜非エネ CO₂：自家発電設備＞

自家発電設備における廃棄物・副産物の燃焼に伴う CO₂ の排出があります。それらは非エネルギー起源 CO₂ となります。また、非エネ CO₂ に関しては売電量の排出量の控除は行いません。

算定省令で定められた値の排出係数を使って計算した CO₂ 排出量は以下のとおりとなります。

	燃料使用量	単位発熱量	排出係数	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
廃ゴムタイヤ	500 t	—	1.77 (tCO ₂ /t)	885
木材チップ（有償）	2,000 t	対象外		
木くず	3,000 t	対象外		
合計				885

したがって、セメントの製造プロセス由来、セメント製造時の廃棄物・副産物の原燃料としての利用、および自家発電に伴う非エネ起源の CO₂ 排出量の合計は、**612,000 tCO₂ + 72,400 tCO₂ + 885 tCO₂ = 685,285 tCO₂** となり 3,000 tCO₂ 以上であるため、非エネルギー起源 CO₂ は算定報告対象となります。

¹ 廃プラスチック類（廃合成繊維及び廃ゴムタイヤを除く）（産業廃棄物）

③ CH₄

報告対象となる特定排出者については、温対法で下記のように定めています。

CH ₄ 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t（約 143 tCH ₄ ）以上
--

本事業所の場合、セメント焼成炉やセメント原料乾燥炉、自家発電設備において使用される燃料や廃棄物・副産物を利用する際の CH₄の排出がありますので、これらによる CH₄排出量を算定します。

<CH₄：セメント焼成炉>

セメント焼成炉における燃料使用による CH₄排出は固体燃料と気体燃料とそれぞれについて排出係数が定められていますので、焼成炉に投入する燃料の量を把握し、それぞれの量に排出係数を乗じて CH₄排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝（燃料種・炉種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×排出係数

本事業所の場合、燃料は一般炭と石油コークス、C重油のみで気体燃料の使用はありませんので、固体燃料の排出係数を使って排出量を計算します。なお、重油については、液体燃料であり算定対象項目に含まれていないため、算定の必要はありません。算定省令で定められた値の単位発熱量、排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりとなります。

	燃料使用量	単位発熱量 (GJ/t)	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
一般炭	13 万 t	26.6	0.000012	41.496
石油コークス	2 万 t	35.6	0.000012	8.544
C 重油	2,000 kl	対象外		
合計				50.040

同様に、セメント焼成炉における廃棄物・副産物の利用による CH₄排出は「工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用」、「工業炉等における廃棄物燃料の使用」として、廃棄物の種類ごとに排出係数がそれぞれ定められていますので、焼成炉に投入する廃棄物・副産物の量を種類別に把握し、それらからの CH₄排出量を求めます。なお、焼成炉に投入される廃油、汚泥、下水汚泥、紙くず又は木くず、繊維くず、動植物性残さについては、算定対象項目ではないため、排出量の算定は必要ありません。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝（廃棄物・副産物の種類ごとに）焼却・使用量×排出係数

算定省令で定められた値の排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりとなります。

	焼却・使用量	排出係数 (tCH ₄ /t)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
廃ゴムタイヤ ²	1 万 t	0.00025	2.5
廃プラスチック ³	1 万 t	0.00036	3.6
廃油	1 万 t	対象外	
木くず	1 万 t	対象外	
肉骨粉	1 万 t	対象外	
合計			6.1

注1) 利用量は全て受入ベースで把握します。

<CH₄：セメント原料乾燥炉>

また、セメント原料乾燥炉における燃料使用による CH₄ 排出も算定対象となります。乾燥炉に投入する燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて CH₄ 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

算定省令で定められた値の単位発熱量、排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりとなります。

	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
一般炭	1 万 t	26.6 GJ/t	0.000027	7.182
C 重油	500 kl	41.7 GJ/kl	0.000027	0.563
合計				7.745

<CH₄：自家発電設備>

自家発電設備に投入される燃料（一般炭、A 重油）及び廃棄物（廃ゴムタイヤ、木くず）は、CH₄ 排出量算定の対象になっていません。木材チップ（有償）のみ対象となっております。

また、CH₄ に関しては売電量の排出量の控除は行いません。

	燃料使用量	単位発熱量	排出係数	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
一般炭	10 万 t		対象外	
A 重油	1,000 kl		対象外	
廃ゴムタイヤ	500 t		対象外	
木材チップ（有償） ⁴	2,000 t	14.4 GJ/t	0.000074 CH ₄	2.1312
木くず	3,000 t		対象外	
合計				2.1312

² セメント焼成炉における廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用

³ セメント焼成炉における廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く）の焼却又は製品の製造の用途への使用

⁴ ボイラー（木材）に該当

したがって、CH₄排出量の合計は、**50.040 tCH₄+6.100 tCH₄+7.745 tCH₄+2.1312 tCH₄=66.0162 tCH₄**となり、CO₂換算にすると 1,386 tCO₂であり 3,000 tCO₂未満のため、**CH₄は算定報告対象となりません。**

④ N₂O

報告対象となる特定排出者については、温対法で下記のように定めています。

N ₂ O 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t (約 9.7 tN ₂ O) 以上

本事業所の場合、**セメント焼成炉**や**セメント原料乾燥炉**、**自家発電設備**で使用される燃料や廃棄物・副産物を利用する際の N₂O の排出がありますので、これらによる N₂O 排出量を算定します。

<N₂O：セメント焼成炉>

セメント焼成炉における燃料使用による N₂O 排出は液体燃料、固体燃料、気体燃料それぞれについて排出係数が定められていますので、焼成炉に投入する燃料の量を把握し、それぞれの量に排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝（燃料種・炉種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×排出係数

算定省令で定められた値の単位発熱量、排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりとなります。

	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
一般炭	13 万 t	26.6 GJ/t	0.00000066	2.28228
石油コークス	2 万 t	35.6 GJ/t	0.00000066	0.46992
C 重油	2,000 kl	41.7 GJ/kl	0.0000010	0.0834
合計				2.83566

同様に、焼成炉における廃棄物・副産物の利用による N₂O 排出は、「工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の用途への使用」、「工業炉等における廃棄物燃料の使用」の排出活動として、廃棄物・副産物の種類ごとに排出係数がそれぞれ定められていますので、焼成炉に投入する廃棄物・副産物の量を種類別に把握し、それらからの N₂O 排出量を求めます。なお、焼成炉に投入される汚泥、下水汚泥、紙くず又は木くず、繊維くず、動植物性残さについては、算定対象項目ではないため、排出量の算定は必要ありません。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝（廃棄物・副産物の種類ごとに）焼却・使用量×排出係数

算定省令で定められた値の排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりとなります。

第Ⅳ編 付 録

	焼却・使用量	排出係数 (tN ₂ O/t)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
廃ゴムタイヤ	1 万 t	0.000014	0.14
廃プラスチック	1 万 t	0.000019	0.19
廃油	1 万 t	0.000046	0.46
木くず	1 万 t	対象外	
肉骨粉	1 万 t	対象外	
合計			0.79

<N₂O：セメント原料乾燥炉>

また、セメント原料乾燥炉における燃料使用による N₂O 排出も算定対象となります。乾燥炉に投入する燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

算定省令で定められた値の単位発熱量、排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりとなります。

	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
一般炭	1 万 t	26.6 GJ/t	0.00000066	0.17556
C 重油	500 kl	41.7 GJ/kl	0.0000010	0.02085
合計				0.19641

<N₂O：自家発電設備>

自家発電設備に投入される燃料の使用および廃棄物・副産物の燃料としての利用に伴う N₂O 排出を計算します。本事業所では、常圧流動床ボイラーを使っていることを想定していますので、算定対象となります。また、N₂O に関しては売電量の排出量の控除は行いません。

単位発熱量、排出係数ともに算定省令で定められた値を使って計算した排出量は以下のとおりとなります。

	燃料使用量	単位発熱量	排出係数	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
一般炭 ⁵	10 万 t	26.6 GJ/t	0.000054 tN ₂ O/GJ	143.640
A 重油	1,000 kl	対象外		
廃ゴムタイヤ	500 t	—	0.0011 tN ₂ O/t	0.550
木材チップ（有償） ⁶	2,000 t	14.4 GJ/t	0.000054 tN ₂ O/GJ	1.5552
木くず	3,000 t	対象外		
合計				145.7452

⁵ 常圧流動床ボイラー（固体燃料）に該当

⁶ 常圧流動床ボイラー（固体燃料）に該当

したがって、N₂O 排出量の合計は、**2.83566 tN₂O+0.790 tN₂O+0.19641 tN₂O+145.7452 tN₂O=149.56727 tN₂O** となり、CO₂ 換算にすると **46,366 tCO₂** であり、3,000 tCO₂ 以上のため、**N₂O は算定報告対象となります。**

⑤ その他

- 1) 本事業所の活動においては、HFC、PFC、SF₆の排出はないため、算定する必要はありませんが、排出の可能性がある場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。
- 2) 事業所内の暖房・構内物流等に燃料を使用している場合も算定対象となりますので、実態に応じて算定してください。

(3) データの収集・排出量の算定

(2)で報告対象となった以下のガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源	「温室効果ガス算定排出量の報告書」記載欄	備考
エネ起源 CO ₂ (エネルギー管理指定工場)	燃料の使用	第1表 (その1)	省エネルギー 法対象
	購入電気の使用		
非エネ起源 CO ₂	セメント製造プロセス 由来	第1表 (その2)	
	廃棄物・副産物の原燃 料としての利用	第2表 (その2)	
N ₂ O	燃料の使用	第1表 (その4)	
	廃棄物・副産物の原燃 料としての利用		

① エネルギー起源 CO₂ (エネルギー管理指定工場)

エネルギー起源 CO₂ の算出は、セメント製造における燃料の使用や購入電気の使用に伴う排出と、自家発電における燃料の使用に伴う排出が対象となるため、それぞれを算出し、合計します。

<セメント製造における燃料使用及び購入電気使用に伴う排出>

事業所全体の燃料使用量及び購入電気量を種類別に集計し、単位発熱量と CO₂ 排出係数を乗じることにより算定します。ここでは、単位発熱量、排出係数ともに算定省令で定められた値を使用した場合を想定して算定します。発熱量実測値、電力供給者からの提供を受けた排出係数を使うこともできます。

	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
一般炭	14 万 t	26.6 GJ/t	0.0247	337,270
石油コークス	2 万 t	35.6 GJ/t	0.0254	66,311
C 重油	2,500 kl	41.7 GJ/kl	0.0195	7,454
購入電気	1 万 MWh	0.000555 tCO ₂ /kWh		5,550
合計				416,585

注) 単位発熱量および排出係数は、算定省令第2条4項および別表第1より。単位発熱量は水分込みの受入ベースの熱量であり、燃料使用量も同じ基準の数字を使います。

<自家発電用燃料の使用に伴う排出>

総排出量の計算

本事業所は自家発電の一部を売電しているが、主たる事業が電気事業ではないため、他者への供給分を報告する必要はありません。

自家発電設備に投入される燃料の使用に伴う CO₂ 排出量を計算します。単位発熱量、排出係数ともに算定省令で定められた値を使用した場合を想定し、算定します。

	燃料使用量	単位発熱量	排出係数	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
一般炭	10 万 t	26.6 GJ/t	0.0247 tC/GJ	240,907
A 重油	1,000kl	39.1 GJ/kl	0.0189 tC/GJ	2,710
合計				243,617

したがって、自家発電設備に投入される燃料の使用に伴う総 CO₂ 排出量は、**243,617 tCO₂** となります。

売電相当排出量の控除

次に、売電相当の CO₂ 排出量を控除します。計算は下記のとおりとなります。

控除すべき CO₂ 排出量＝自家発電による売電量×自家発電における排出係数

自家発電における排出係数

$$= 243,617 \text{ tCO}_2 / 384,000 \text{ MWh}$$

$$= 0.634 \text{ kgCO}_2/\text{kWh}$$

控除すべき CO₂ 排出量

$$= 230,000 \text{ MWh} \times 0.634 \text{ kgCO}_2/\text{kWh}$$

$$= 145,916 \text{ tCO}_2$$

したがって、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、**416,585 tCO₂ + 243,617 tCO₂ - 145,916 tCO₂ = 514,286 tCO₂** となり、有効数字 3 桁を考慮すると、**514,000 tCO₂** がエネルギー起源 CO₂ の排出量となります。

② 非エネルギー起源 CO₂

非エネルギー起源 CO₂ は、1)セメント製造プロセス由来による排出と、2)セメント焼成炉等で廃棄物・副産物を原燃料として利用する際の排出がありますので、それぞれ算定し、報告します（後の記載例にあるように、温室効果ガス算定排出量の報告書への記入は 1) と 2)を別に行います）。

<非エネ CO₂：セメント製造プロセス由来>

セメントの製造においては、原料である石灰石を焼成することにより発生する CO₂ が非エネルギー起源 CO₂ の算定対象となるため、これを算定します。

$$\begin{aligned} \text{排出量} &= \text{クリンカー生産量} \times \text{排出係数 (単位クリンカー生産量当たりの排出量)} \\ &\quad \times \text{セメントキルンダスト (CKD) 補正係数} \end{aligned}$$

算定省令で定められた値の排出係数は以下のとおりとなります。ここでは、事業所独自の排出係数を用いて計算することを想定します。CKD 補正係数については、国内工場では CKD が全量回収されていると考えられるため、1.00 として計算します。

クリンカーの CaO 成分 (%)	排出係数
65.0	0.510 tCO ₂ /t

算定省令で定められた排出係数 0.510 tCO₂/t は、クリンカーの CaO 成分は 65 % (IPCC デフォルト値) で、すべての CaO が炭酸塩由来であるとみなしています。事業所はクリンカーの CaO 成分の実績により、独自にクリンカーの排出係数を設定することができます。セメントの原料代替として非炭酸塩由来 CaO を含有する廃棄物・副産物を利用している場合には、クリンカーの CaO 成分の実績と非炭酸塩由来 CaO を考慮した排出係数を設定できます。以下に算出方法を示します。

Step1： クリンカー原料として使用された非炭酸塩 CaO 含有廃棄物・副産物の乾重量の推計

廃棄物・副産物の種類別にクリンカー原料として使用された対象廃棄物・副産物（下記の表の 7 種類）の量を把握します。廃棄物・副産物の量を湿重量で把握している場合には含水率により補正し、乾重量に換算します。本事業所は含水率を独自で把握していないことを想定して、下記の表に示された参考値を使用して算出しますが、本事業所で使用された廃棄物・副産物の実測値を用いることもできます。

廃棄物・副産物の種類	使用量 (湿重量)	含水率 (%) (2000－2003 平均)	使用量 (含水率 補正後)
石炭灰 (燃え殻)	10 万 t	10.2	89,800t
高炉スラグ (水砕)	5 万 t	7.1	46,450 t
高炉スラグ (徐冷)	—	6.0	—
製鋼スラグ	1 万 t	8.2	9,180 t
非鉄鉱さい	2 万 t	6.9	18,620 t
石炭灰 (ばいじん類)	10 万 t	2.7	97,300 t
ばいじん・ダスト	—	12.0	—

注) 対象となる非炭酸塩 CaO 含有の廃棄物・副産物は上記の表の 7 種類です。

Step2： 非炭酸塩 CaO 含有廃棄物・副産物に由来する CaO のクリンカー中含量および含有率の推計

Step1 で求めた廃棄物・副産物の乾重量に CaO 含有率を乗じて種類別に CaO 含有量を求めて加算し、クリンカー中の非炭酸塩由来 CaO の含有量合計を求めます。ここでは本事業所は含有率を独自に把握していないことを想定して、下記の表に示された参考値を使用して算出しますが、本事業所で使用された廃棄物・副産物の実測値を用いることもできます。

廃棄物・副産物の種類	使用量 (乾重量)	含有率 (%) (2000－2003 平均)	CaO 含有量
石炭灰 (燃え殻)	89,800 t	5.3	4,759 t
高炉スラグ (水砕)	46,450 t	41.2	19,137 t
高炉スラグ (徐冷)	—	41.2	—
製鋼スラグ	9,180 t	39.0	3,580 t
非鉄鉱さい	18,620 t	7.7	1,434 t
石炭灰 (ばいじん類)	97,300 t	4.8	4,670 t
ばいじん・ダスト	—	11.8	—
非炭酸塩由来 CaO のクリンカー中含有量合計			33,581 t

上記で求めた CaO 含有量合計をクリンカー生産量で除し、クリンカー中の非炭酸塩由来 CaO 含有率を求めます。

$$33,581 \text{ t} \div 120 \text{ 万 t} \times 100 = 2.8 \% \rightarrow \text{クリンカー中の非炭酸塩由来 CaO 含有率}$$

Step3: 非炭酸塩由来 CaO を控除したクリンカー中の CaO 含有率の推計

事業所のクリンカーCaO 成分から Step2 で求めた非炭酸塩由来 CaO 含有率を差し引いて、控除後のクリンカー中の CaO 含有率を求めます。

$$65.9 \% - 2.8 \% = \mathbf{63.1 \%} \rightarrow \text{非炭酸塩由来 CaO を控除したクリンカー中の CaO 含有率}$$

※ 実測値 65.9 %の代わりに IPCC デフォルト値 65.0 %を使うことも可能です。

Step4: クリンカーの排出係数の設定

CO₂ と CaO の分子量の比 (0.785) に、Step3 で求めた非炭酸塩由来 CaO を控除したクリンカー中の CaO 含有率 (63.1 %) を乗じることで排出係数を求めます。

$$0.785 \times 0.631 = \mathbf{0.495 \text{ tCO}_2/\text{t}} \rightarrow \text{非炭酸塩由来 CaO を控除した排出係数}$$

※排出係数は小数点第 4 位を四捨五入

新たに設定した排出係数を使ってセメント製造プロセス由来による非エネルギーCO₂ 排出量を計算します。

	クリンカー生産量	排出係数	セメントキルン ダスト補正係数	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
プロセス由来	120 万 t	0.495 tCO ₂ /t	1.00	594,000

したがって、セメント製造プロセス由来による非エネルギーCO₂ 排出量は、**594,000 tCO₂** となります。

<非エネ CO₂：廃棄物・副産物の原燃料としての利用>

セメントの製造時に原燃料として利用する廃棄物・副産物からの CO₂は非エネルギー起源 CO₂として対象となり、算定を行います。ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用すると想定すると、算定省令で定められた値を利用した場合の計算方法等は(2)と同じになりますので、(2)にならって計算してください。(2)②に基づく排出量は 73,285 tCO₂となりますので、有効数字 3 桁を考慮すると、廃棄物・副産物の原燃料としての利用による非エネルギー起源 CO₂排出量は、73,300 tCO₂として報告します。

③ N₂O

セメント焼成炉やセメント原料乾燥炉、自家発電設備で使用する燃料や廃棄物・副産物を利用する際の N₂O の排出が対象となります。ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用することを想定すると、算定省令で定められた値を利用した場合の計算方法等は(2)と同じになりますので、(2)にならって計算してください。(2)④に基づく排出量は 46,366 tCO₂となりますので、有効数字 2 桁を考慮して、N₂O の排出量は 46,000 tCO₂として報告します。

(4) 排出量の報告

セメント製造業者の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に温対法の算定排出量の報告書を提出します。

温対法での報告様式(「温室効果ガス算定排出量の報告書」)での記載は下記のようになります。

特に、非エネ起源 CO₂において、廃棄物・副産物を原燃料として有効利用しているような場合の非エネ起源 CO₂排出量は第 2 表の 2 に記載し、第 1 表の 2 には含まないことに注意してください。

第 1 表 温室効果ガス算定排出量 (その 1)

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	514,000 tCO ₂
(省エネルギー法の定期報告書を提出すれば温対法の報告とみなされます。)	
2. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素	594,000 tCO ₂
(算定省令で定められた値を使った場合の 612,000 tCO ₂ を報告することもできます。)	
3. メタン	— tCO ₂
4. 一酸化二窒素	46,000 tCO ₂

第 2 表 温室効果ガス算定排出量 (その 2)

2. 燃料または原材料としての廃プラスチック等、その他これに類する 物品の利用に伴って発生する二酸化炭素	73,300 tCO ₂
---	-------------------------

1.2 電気事業者（火力発電所）

(1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、電気事業者が保有する発電所として、以下のような火力発電所を想定します（第一種エネルギー指定管理工場に該当）。

設備容量	100 万 kW	
発電端熱効率	42 %	
所内率	5 %	
稼働率	75 %	
発電電力量	6,570,000 千 kWh（うち 328,500 千 kWh が所内消費）	
燃料消費量	石炭	2,114,839 t
	軽油	1,559 kl
燃焼方式	微粉炭燃焼	

このため、排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

排出源 (場所及び活動種類)		温室効果ガスの種類	備 考
発電所	燃料の使用 電気の使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネルギー法対象
	燃料を燃焼の用に供する施設における燃料の使用	N ₂ O	

(2) 算定・報告の対象範囲

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算出し、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガスの種類	排出源	「温室効果ガス算出排出量の報告書」記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂ (エネルギー管理指定工場)	電気の使用	第 1 表（その 1）	省エネルギー法対象
	燃料の使用	第 2 表（その 2）	
N ₂ O	燃料の使用	第 1 表（その 1）	

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

① エネルギー起源 CO₂（エネルギー管理指定工場）

省エネルギー法に基づくエネルギー管理指定工場である場合、CO₂ の排出量の多寡によらず、報告対象となる特定排出者に該当します。

② N₂O

報告対象となる特定排出者については、温対法で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 9.7 tN₂O) 以上

本事業者の場合、燃焼方式は微粉炭燃焼であるため、流動床以外のボイラーにおける燃料の使用によって N₂O が排出されますので、この N₂O 排出量を算定します。

算定方法は以下のとおりです。炉種は流動床以外のボイラーが該当します。

排出量＝（燃料種・炉種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×排出係数

流動床以外のボイラーにおける N₂O 排出は、液体燃料（B・C重油及び原油に限る）及び固体燃料それぞれについて排出係数が定められています。よって、ボイラーに投入する当該燃料の量を把握し、それぞれの量に排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。さらに、N₂O の地球温暖化係数は 310 です。N₂O 排出量に 310 を乗じて、CO₂ 換算します。

	使用量	発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量	
				(tN ₂ O)	(tCO ₂)
石炭	2,114,839 t	26.6 MJ/kg	0.00000058	33	10,115

有効桁を考慮すると、10,000 tCO₂ になり、CO₂ 換算 3,000 tCO₂ 以上であるため、N₂O は算定対象となります。

(3) データの収集・排出量の算定

(2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

温室効果ガスの種類	排出源	「温室効果ガス算出排出量の報告書」記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂ (エネルギー管理指定工場)	電気の使用	第1表 (その1)	省エネルギー 法対象
	燃料の使用	第2表 (その2)	
N ₂ O	燃料の使用	第1表 (その1)	

① エネルギー起源 CO₂ (エネルギー管理指定工場)

算定省令では、事業所が電気事業の用に供する発電所である場合、所内における燃料の使用に伴う排出量から外販分の排出量を控除した量（いわゆる配分後排出量）の他、外販分を控除する前の排出量（いわゆる配分前排出量）も算定することとしています。

外販分の控除にはその発電所の電気の排出係数が必要であるため、ここではまず配分前排出量を先に算定します。

<燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（配分前排出量）>

算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝（燃料種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×排出係数×44/12

(Ⅱ-21 ページ参照)

	使用量	単位発熱量	排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
石炭	2,114,839 t	26.6 MJ/kg	0.0247	5,094,803
軽油	1,559 kl	38.2 MJ/l	0.0187	4,084
合計				5,098,887

有効桁を考慮すると、配分前排出量は **5,100,000 tCO₂** となります。

< 電気の使用に伴う CO₂ 排出量（配分後排出量） >

算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝配分前排出量－外販電力量×排出係数

（Ⅱ-24 ページ参照）

排出係数は、電気供給者の種類に応じて定められていますが、ここでは当該事業所の排出係数が算定可能であるため、実測による排出係数を用いて算定します。

排出係数＝5,098,887÷6,570,000,000＝0.000776 tCO₂/kWh

	消費量	排出係数 (tCO ₂ /kWh)	CO ₂ 控除量 (tCO ₂)
外販電力量	6,241,500,000 kWh	0.000776	4,843,942

よって、配分後排出量＝5,098,887－4,843,942＝254,944 tCO₂

有効桁を考えると、配分後排出量は **255,000 tCO₂** となります。

② N₂O

算定方法は、(2)で示したとおりです。

	使用量	発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量	
				(tN ₂ O)	(tCO ₂)
石炭	2,114,839 t	26.6 MJ/kg	0.00000058	33	10,115

（有効桁数 2 桁に） ↓

10,000

※ ボイラーに投入される軽油については、算定対象項目に含まれていないため、算定の必要はありません。

(4) 排出量の報告

電気事業者の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に温対法の算定排出量の報告書を提出します。

第Ⅳ編 付 録

温対法での報告様式(「温室効果ガス算定排出量の報告書」)での記載は下記ようになります。

第1表 温室効果ガス算定排出量(その1)

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 | <u>255,000</u> tCO ₂ |
| (省エネルギー法の定期報告書を提出すれば温対法の報告とみなされます。) | |
| 4. 一酸化二窒素 | <u>10,000</u> tCO ₂ |

第2表 温室効果ガス算定排出量(その2)

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 | <u>5,100,000</u> tCO ₂ |
| (省エネルギー法の定期報告書を提出すれば温対法の報告とみなされます。) | |

1.3 オフィス等電気及び熱利用中心の事業者（小売業）

(1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、オフィス等電気及び熱利用が中心の事業者として、以下の小売店舗を想定します（第二種エネルギー指定管理工場に該当）。

延床面積		48,516 m ² （大規模小売店舗に該当）
燃料消費量	電気	11,637 千 kWh
	A重油	1,078 kl

このため、排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

排出源 （場所及び活動種類）		温室効果ガスの種類	備考
小売 店舗	燃料の使用 電気の使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネルギー法対象

(2) 算定・報告の対象範囲

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算出し、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	「温室効果ガス算出排出量の報告書」記載欄	備考
エネ起源 CO ₂ （エネルギー管理指定工場）	燃料の使用	第1表（その1）	省エネルギー法対象
	購入電気の使用		

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。
なお、ボイラーにおける N₂O については、液体燃料の種類が原油もしくはB・C重油に限られているため、この店舗は報告対象となりません。

① エネルギー起源 CO₂（エネルギー管理指定工場）

省エネルギー法に基づくエネルギー管理指定工場である場合、CO₂ の排出量の多寡によらず、報告対象となる特定排出者に該当します。

(3) データの収集・排出量の算定

(2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源	「温室効果ガス算出排出量の報告書」記載欄	備考
エネ起源 CO ₂ （エネルギー管理指定工場）	燃料の使用	第1表（その1）	省エネルギー法対象
	購入電気の使用		

① エネルギー起源 CO₂（エネルギー管理指定工場）

想定している小売店舗では、燃料と電気を両方使用しているため、これらの使用に伴う排出量を合算して報告することになります。

＜燃料の使用に伴う CO₂ 排出量＞

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

（Ⅱ-21 ページ参照）

	使用量	単位発熱量	排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
A 重油	1,078 kl	39.1 MJ/l	0.0189	2,921

＜電気の使用に伴う CO₂ 排出量＞

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = \text{電気使用量} \times \text{排出係数}$$

（Ⅱ-24 ページ参照）

電気の排出係数のデフォルト値としてはその他の 0.000555 tCO₂/kWh が該当します。購入先に電気の排出係数を問い合わせ、実測に基づく排出係数を用いることも可能ですが、デフォルト値と異なる排出係数を用いて算定を行う場合、様式第 1 の「第 3 表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数」に従い、その内容についての説明が必要となります。

なお、このデフォルト値より小さい係数について、電気の供給者ごとの排出係数が公表される予定です。

	消費量	排出係数 (tCO ₂ /kWh)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
電気	11,637,371 kWh	0.000555	6,459

以上の計算から、この店舗における温室効果ガス算定排出量は、以下のとおりです。

$$\text{排出量} = 2,921 \text{ tCO}_2 (\text{燃料の使用分}) + 6,459 \text{ tCO}_2 (\text{電気の使用分}) = 9,379 \text{ tCO}_2$$

有効桁数を考慮すると、**9,380 tCO₂** となります。

(4) 排出量の報告

大規模小売店舗の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に温対法の算定排出量の報告書を提出します。

第1表 温室効果ガス算定排出量（その1）

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	<u>9,380</u> tCO ₂
（省エネルギー法の定期報告書を提出すれば温対法の報告とみなされます。）	

なお、この場合、報告対象は全て省エネルギー法の対象範囲に含まれるため、省エネルギー法の定期報告書を提出すれば全て提出したとみなされます。

1.4 貨物輸送事業者

貨物輸送の手段としては、トラック、鉄道、船舶、航空がありますが、ここでは営業用トラックを用いて輸送するトラック輸送事業者を取り上げます。

トラック輸送事業者は、通常トラックを所有し、荷主の貨物を輸送しているとともに、物流拠点を保有し、集荷・配送と幹線輸送のトランスファーや荷役・包装・流通加工（例：生鮮食品のパッケージ化）などを行っています。もちろん、本社・営業所のオフィスも保有しています。

ここで次のようなトラック輸送事業者を想定します。

表Ⅳ-1-4 想定したトラック輸送事業者の概要

主要施設・設備	諸 元	備 考
トラック	307 台	省エネルギー法指定
物流拠点 A	電気：564 万 kWh ガソリン：117 kl 都市ガス：9.76 千 Nm ³ 廃水処理量：10,400 m ³ BOD 濃度：1,526 mg/l HFC 封入量：2,670 kg	フォークリフト（荷役機器）あり 流通加工センター併設 省エネルギー法指定 大規模廃水処理施設あり 大型冷蔵・冷凍倉庫あり
物流拠点 B	電気：463 万 kWh	
物流拠点 C	電気：1,013 万 kWh	省エネルギー法指定
本社	電気：296 万 kWh	
営業所 A	電気：121 万 kWh	
営業所 B	電気：43 万 kWh	

1.4.1 事業者としての報告

(1) 想定する事業者の概要と排出源

事業者としての排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

表Ⅳ-1-5 トラック輸送事業者の事業者として考えられる排出源一覧

排出源（活動種類）	温室効果ガスの種類	備 考
トラック	エネルギー起源 CO ₂ （特定輸送事業者）	省エネルギー法対象分野

※本制度では移動体（トラック、鉄道、船舶、航空）からの CH₄、N₂O の排出は算定対象としていません。

(2) 算定・報告の対象範囲

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分け、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガスの種類	報告単位	排出源（活動種類）	備 考
エネルギー起源 CO ₂ （特定輸送事業者）	事業者	トラック	省エネルギー法対象分野

ここで、上記に示す温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

① エネルギー起源 CO₂（特定輸送事業者）

省エネルギー法の特定輸送事業者が本制度の報告対象ですので、ここで想定するトラック輸送事業者は省エネルギー法における特定輸送事業者であるため報告対象となります。

なお、省エネルギー法の特定輸送事業者については、下記基準以上のものと定められています。

輸送機関	基 準	貨 物	旅 客	
鉄 道	車両数	300 両	300 両	
自動車	台 数	200 台	バス	200 台
			タクシー	350 台
海 運	総船腹量	2 万総 t	2 万総 t	
航 空	総最大離陸重量	9,000t		

(3) データの収集・排出量の算定

(2)より報告対象範囲は以下のとおりですのでこれらの排出量を算定します。

温室効果ガスの種類	報告単位	排出源（活動種類）	備 考
エネルギー起源 CO ₂ （特定輸送事業者）	事業者	トラック	省エネルギー法対象分野

算定に当たっては、事業者単位でデータを収集します。

① トラック

車両全体の燃料使用量を燃料種類別に集計し、単位発熱量と CO₂排出係数を乗じることにより算定します。

算定式は以下のとおりです。

排出量＝（燃料種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×排出係数×44/12 （Ⅱ-29 ページ参照）

例えば次のような形でデータを収集・算定します。

燃 種	使用量	単位発熱量	CO ₂ 排出係数	CO ₂ 排出量	備 考
ガソリン	766 kl	34.6 GJ/kl	0.0183 tC/GJ	1,778 t	4 t 車 100 台
軽油	1,925 kl	38.2 GJ/kl	0.0187 tC/GJ	5,042 t	8 t 車 190 台
都市ガス (CNG)	50.0 千 m ³	46.05 GJ/千 m ³	0.0138 tC/GJ	117 t	13 A を利用 2 t 車 10 台
合 計				6,937 t	

排出係数の有効数字が3桁であることを考慮すると、**6,950 tCO₂**となります。

(4) 排出量の報告

国土交通省に省エネルギー法の定期報告書を提出します。

1.4.2 事業所としての報告

(1) 想定する事業所の概要と排出源

事業所としてここでは物流拠点 A を取り上げます。物流拠点 A の排出源としては、次のようなものが考えられます。

表Ⅳ-1-6 物流拠点 A として考えられる排出源一覧

事業所	排出源（活動種類）	温室効果ガスの種類	備 考
物流拠点 A	電気・熱	エネルギー起源 CO ₂ (エネルギー管理指定工場)	省エネルギー法指定 一般電気事業者から購入
	フォークリフト	エネルギー起源 CO ₂ (エネルギー管理指定工場)	電気・熱に含む
	廃水处理	CH ₄	
		N ₂ O	
	冷蔵・冷凍倉庫	HFC	R404A (HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%)

(2) 算定・報告の対象範囲

物流拠点 A で考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分け、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガスの種類	報告単位	排出源（活動種類）	備 考
エネルギー起源 CO ₂ (エネルギー管理指定工場)	事業所	電気・熱	省エネルギー法対象分野
		フォークリフト	物流拠点に含む
CH ₄		廃水处理	
N ₂ O			
HFC		冷蔵・冷凍倉庫	

ここで、上記に示す温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は次のように行います。判定は事業所ごとに行います。

① エネルギー起源 CO₂（エネルギー管理指定工場）

省エネルギー法のエネルギー管理指定工場が本制度の報告対象です。物流拠点 A は省エネルギー法のエネルギー管理指定工場に指定されているため、報告対象となります。

② CH₄

報告対象となる特定排出者については、温対法で下記のように定めています。

CH₄ 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 143 tCH₄) 以上

物流拠点 A の場合、CH₄ の排出源は工場廃水処理のみであるため、それによる CH₄ 排出量を算定します。工場廃水処理の算定式は次のとおりです。

排出量＝工場廃水処理施設流入水中に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量
(kgBOD) × 単位生物化学的酸素要求量当たりの工場廃水処理に伴う排出量
(tCH₄/kgBOD)

(Ⅱ-107 ページ参照)

これより、

汚濁負荷量＝工場廃水処理施設流入水量 (m³) × 工場廃水処理施設流入水中の BOD 濃度
(mgBOD/l) × 1000

= 10,400 m³ × 1,526 mgBOD/l × 1/1000(l/m³ · kg/mg) = 15,870 kgBOD

排出量 = 15,870 kgBOD × 0.0000049 tCH₄/kgBOD = 0.07777 tCH₄

となり、CO₂ 排出量に換算して、1.63 tCO₂、排出係数の有効数字が 2 桁であることを考慮すると 1.6 tCO₂ となります。基準を下回るため本制度での報告対象とはなりません。

③ N₂O

報告対象となる特定排出者については、温対法で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 9.7 tN₂O) 以上

物流拠点 A の場合、N₂O の排出源は工場廃水処理のみであるため、それによる N₂O 排出量を算定します。工場廃水処理の算定式は次のとおりです。

排出量＝工場廃水処理施設流入水中の窒素量(tN) × 単位窒素量当たりの処理に伴う排出量
(tN₂O/tN)

(Ⅱ-144 ページ参照)

これより、

窒素量＝工場廃水処理施設流入水量 (m³) × 工場廃水処理施設流入水中の全窒素濃度 (mgN/l)
× 10⁻⁶

= 10,400 m³/l × 279 mgN/l × 10⁻⁶ (l/m³ · t/mg) = 2.90 tN

排出量 = 3.00 tN × 0.0043 tN₂O/tN = 0.01248 tN₂O

となり、CO₂ 排出量に換算して 3.87 tCO₂、排出係数の有効数字が 2 桁であることを考慮すると 4.0 tCO₂ となります。基準を下回るため本制度での報告対象とはなりません。

④ HFC

報告対象となる特定排出者については、温対法で次のように定めています。

HFC 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t 以上

物流拠点 A の場合、HFC の排出源は冷蔵・冷凍倉庫での HFC 冷媒を用いる業務用冷凍空調機器の使用開始、整備、回収時の漏洩のみであるため、それによる HFC 排出量を算定します。

<使用開始時>

業務用冷凍空気調和機器の使用開始時の算定式は次のとおりです。

排出量＝機器使用開始時の使用量（tHFC）×単位使用量当たりの排出量（tHFC/tHFC）
（Ⅱ-161 ページ参照）

この年に設置した機器への封入量が 0.500 tR404A とすると、漏洩量（排出量）は以下のようになります。

$$0.500 \text{ t} \times 0.010 \text{ tHFC/t} = 0.00500 \text{ tR404A}$$

R404A の組成は、HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%ですので、CO₂ 換算排出量は以下のようになります。

$$0.00500 \text{ t} \times (0.44 \times 2,800 + 0.52 \times 3,800 + 0.04 \times 1,300) = 16.3 \text{ tCO}_2$$

<整備時（回収及び再充填）>

業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）の整備時の算定式は次のとおりです。

排出量＝回収時機器中残存量（tHFC）－回収・適正処理量（tHFC）
＋再封入時使用量（tHFC）×単位使用量当たりの排出量（tHFC/tHFC）
（Ⅱ-162 ページ参照）

この年に点検した機器の初期充填量は 1.000 t とします。

ここで、使用時の漏洩量が不明とすると、機器中の残存量は初期充填量と同じく 1.000 t となります。この際、回収時の適正処理量を 0.900 t とすると回収時の漏洩量（排出量）は、以下のよう
に算定されます。

$$1.000 \text{ t} - 0.900 \text{ t} = 0.100 \text{ tR404A}$$

次に、回収後の再充填時の漏洩量（排出量）は、

$$1.000 \text{ t} \times 0.010 \text{ tHFC/t} = 0.0100 \text{ tR404A}$$

となります。このため、合計で $0.0100 + 0.0100 = 0.110 \text{ t}$ となります。

R404A の組成は、HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%ですので、CO₂ 換算排出量は以下のようになります。

$$0.110 \text{ t} \times (0.44 \times 2,800 + 0.52 \times 3,800 + 0.04 \times 1,300) = 358.6 \text{ tCO}_2$$

< 廃棄時（回収） >

業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）の廃棄時の算定式は次のとおりです。

$$\text{排出量} = \text{回収時機器中残存量 (tHFC)} - \text{回収・適正処理量 (tHFC)} \quad (\text{II-166 ページ参照})$$

この年に廃棄した機器の初期充填量は 0.300 t とします。

ここで、使用時の漏洩量が不明とすると、機器中の残存量は初期充填量と同じく 0.300 t となります。この際、回収時の適正処理量を 0.270 t とすると回収時の漏洩量（排出量）は、次のように算定されます。

$$0.300 \text{ t} - 0.270 \text{ t} = 0.030 \text{ tR404A}$$

R404A の組成は、HFC-125:44 %, HFC-143a:52 %, HFC-134a:4 %であるため、CO₂ 換算排出量は以下のようになります。

$$0.030 \text{ t} \times (0.44 \times 2,800 + 0.52 \times 3,800 + 0.04 \times 1,300) = 97.8 \text{ tCO}_2$$

以上より、合計では、

$$16.3 + 358.6 + 97.8 = 472.7 \text{ tCO}_2$$

となり、使用開始時、整備時の排出係数の有効数字が 2 桁であることを考慮すると 470 tCO_2 となります。基準を下回るため本制度での報告対象とはなりません。

⑤ その他

エネルギー起源以外の CO₂、PFC、SF₆ の排出はないため、算定・報告対象外となります。

(3) データの収集・排出量の算定

(2)より報告対象範囲は次のとおりですのでこれらの排出量を算定します。

対象事業所	温室効果ガスの種類	排出源（場所及び活動種類）	備 考
物流拠点 A	エネルギー起源 CO ₂ (エネルギー管理指定工場)	電気・熱 (フォークリフト)	省エネルギー法指定

算定に当たっては、事業所ごとにデータを収集します。

① エネルギー起源 CO₂ (エネルギー管理指定工場)

物流拠点 A では、エネルギー起源 CO₂ が対象ですので、事業所全体の電気・熱使用量を種類別に集計し、単位発熱量と CO₂ 排出係数を乗じることにより算定します。

算定式は以下のとおりです。

＜燃料＞

排出量＝（燃料種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×排出係数×44/12 （Ⅱ-21 ページ参照）

＜電気＞

排出量＝（電気供給者の種類ごとに）電気使用量×排出係数 （Ⅱ-24 ページ参照）

例えば次のような形でデータを収集・算定します。

燃 種	使用量	単位発熱量	CO ₂ 排出係数	CO ₂ 排出量	備 考
電気	564 万 kWh	—	0.555 kgCO ₂ /kWh	11,477 t	照明・動力・ フォークリフト 10 台
ガソリン	117 kl	38.2 GJ/kl	0.0183 kgC/MJ	272 t	フォークリフト 10 台
都市ガス	9.76 千 m ³	46.05GJ/千 m ³	0.0138 kgC/MJ	23 t	空調・給湯（13 A）
合 計				11,772 t	

排出係数の有効数字が 3 桁であることを考慮すると、**11,800 tCO₂** となります。

(4) 排出量の報告

トラック輸送事業者の物流拠点及びオフィスの事業所管省庁は国土交通省であるため、国土交通省に算定排出量の報告書を提出します。

温対法での報告様式（「温室効果ガス算定排出量の報告書」）での記載は下記のようになります。

第 1 表 温室効果ガス算定排出量（その 1）

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	<u>11,800</u> tCO ₂
（省エネルギー法の定期報告書を提出すれば温対法の報告とみなされます。）	
2. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素	<u>—</u> tCO ₂
3. メタン	<u>—</u> tCO ₂
4. 一酸化二窒素	<u>—</u> tCO ₂
5. ハイドロフルオロカーボン	<u>—</u> tCO ₂

なお、物流拠点 A の場合、報告対象は全て省エネルギー法の対象範囲に含まれるため、省エネルギー法の定期報告書を提出すれば全て提出したとみなされます。

1.5 廃棄物処理事業者（焼却施設）

(1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、廃棄物処理業のうち、産業廃棄物の中間処理業者（焼却施設を保有）を取りあげます。想定した中間処理業者の概要は以下に示すとおりです。

表Ⅳ-1-7 想定した産業廃棄物中間処理業者の概要

処理方式	焼却（ロータリーキルン炉）	
処理能力	48 t/日（2 t/hr×24 hr）	
受け入れている廃棄物種類・量	廃プラスチック類	1,235 t/年
	廃油	205 t/年
	木くず	3,524 t/年
	繊維くず	56 t/年
	汚泥	4,046 t/年
フォークリフト	3 台	
廃水（処理前）	BOD	112 mg/l
	全窒素	325 mg/l
廃水処理施設流入水	5,070 m ³ /年	
消費燃料・電気	C 重油	3,380 l/年
	電力	42,000 kWh/年

このため、排出源としては、以下のようなものが考えられます。

表Ⅳ-1-8 考えられる排出源一覧

排出源（場所及び活動種類）		温室効果ガスの種類	備 考
焼却施設	焼却	非エネルギー起源 CO ₂	
		CH ₄	
		N ₂ O	
	電気・熱	エネルギー起源 CO ₂	焼却用燃料及び事務所使用分
	フォークリフト	エネルギー起源 CO ₂	焼却施設（電気・熱）に含む
	排水処理	CH ₄	
		N ₂ O	

(2) 算定・報告の対象範囲

まず、考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガス種類別に分け、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガスの種類	排出源 (場所及び活動種類)		「温室効果ガス算出排出量の報告書」記載欄	備 考
エネルギー起源 CO ₂	焼却施設	電気・熱	第1表（その1）	焼却施設（電気・熱）に含む
		フォークリフト		
非エネルギー起源 CO ₂	焼却施設	焼却	第1表（その2）	
CH ₄	焼却施設	焼却	第1表（その3）	
		排水処理		
N ₂ O	焼却施設	焼却	第1表（その4）	
		排水処理		

上記に示す温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

① エネルギー起源 CO₂

ここで想定する産業廃棄物中間処理業者の焼却施設については、エネルギー管理指定工場には該当しないため、本制度での報告対象とはなりません。

② 非エネルギー起源 CO₂

報告対象となる特定排出者については、温対法で下記のように定めています。

非エネルギー起源 CO ₂ 排出量合計で 3,000 tCO ₂ 以上

本事業者の場合、非エネルギー起源 CO₂ の排出源は焼却プロセスのみであるため、それによる CO₂ 排出量を下記算定式に従って算定します。

排出量＝廃棄物種類ごとの焼却量×単位焼却量当たりの排出量

	焼却量 (t/年)	排出係数 (tCO ₂ /t)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
廃プラスチック	1,235	2.55	3,149.25
廃油	205	2.92	598.6
合成繊維	11.2	2.29	25.648
合計			3,773.498

※合成繊維については、繊維くず焼却量 56 t/年×繊維くず中の合成繊維割合 0.25×合成繊維の固形分割合 0.8 より焼却量（乾燥ベース）を算定（Ⅱ-61 ページ参照）。

廃棄物分野の非エネルギー起源 CO₂については有効桁数 3 桁で算定することとなっていることから、上記のより CO₂排出量は 3,770 tCO₂となり、温対法の基準に該当するため、本算定公表制度で CO₂排出量を報告することが義務付けられます。

③ CH₄

報告対象となる特定排出者については、温対法で下記のように定めています。

CH ₄ 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t (約 143 tCH ₄) 以上
--

ここで想定する産業廃棄物中間処理業者については、焼却プロセス及び産業廃水処理プロセスが CH₄の排出源に該当するため、これらからの CH₄排出量を算定します。

焼却プロセスでは、下記算定式に従って算定します。

排出量＝廃棄物種類ごとの焼却量×単位焼却量当たりの排出量

	処理量 (t/年)	排出係数 (tCH ₄ /t)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
廃油	205	0.00000056	0.000115
汚泥	4,046	0.00000097	0.0392462
合計			0.039361

(CO₂ 換算 : 21 倍して) ↓

0.826581 tCO₂

一方、廃水処理プロセスの算定式は次のとおりです。

排出量＝工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量 (kgBOD) × 単位生物化学的酸素要求量当たりの廃水処理に伴う排出量 (tCH₄/kgBOD)

(Ⅱ-107 ページ参照)

このうち、工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量 (kgBOD) は、以下に示す方法で算定します。

工場廃水処理施設流入水量 (m³ : 廃水処理記録等に基づき把握)

× 工場廃水処理施設流入水中の BOD 濃度 (mgBOD/l : 実測により把握) ÷ 1000

= 5,070 m³ × 112 mgBOD/l ÷ 1000

= 567.84 kgBOD

これより、

排出量 = 567.84 kgBOD × 0.0000049 tCH₄/kgBOD = 0.0027824 kgCH₄

↓ (CO₂ 換算 : 21 倍して)

0.058422 tCO₂

となります。

排出係数の有効桁数が2桁であることを考慮すると、焼却プロセス及び産業廃水処理プロセスからの排出量の合計は0.89 tCO₂となり、基準を下回るため本制度での報告対象とはなりません。

④ N₂O

報告対象となる特定排出者については、温対法で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 9.7 tN₂O) 以上

ここで想定する産業廃棄物中間処理業者については、焼却プロセス及び産業廃水処理プロセスが N₂O の排出源に該当するため、これらからの N₂O 排出量を算定します。

焼却プロセスでは、下記算定式に従って算定します。

排出量＝廃棄物種類ごとの焼却量×単位焼却量当たりの排出量

	処理量 (t/年)	排出係数 (tN ₂ O/t)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
廃プラスチック	1,235	0.00017	0.20995
廃油	205	0.0000098	0.002009
木くず	3,524	0.000010	0.03524
繊維くず	56	0.000010	0.00056
汚泥	4,046	0.00045	1.8207
合計			2.068459

(CO₂ 換算 : 310 倍して) ↓

641.22229 tCO₂

一方、廃水処理プロセスの算定式は次のとおりです。

排出量＝工場廃水処理施設流入水中の窒素量 (tN)

×単位窒素量当たりの廃水処理に伴う排出量 (tN₂O/tN)

(Ⅱ-144 ページ参照)

このうち、工場廃水処理施設流入水中の窒素量 (tN) は、以下に示す方法で算定します。

工場廃水処理施設流入水量 (m³ : 廃水処理記録等に基づき把握)

×工場廃水処理施設流入水中の全窒素濃度 (mgN/l : 実測により把握)

＝5,070 m³×325 mgN/l÷10⁶

＝1.64775 tN

これより、

$$\text{排出量} = 1.64775 \text{ tN} \times 0.0043 \text{ tN}_2\text{O/tN} = 0.007085325 \text{ tN}_2\text{O}$$

↓ (CO₂換算：310 倍して)

$$\underline{\underline{2.19645075 \text{ tCO}_2}}$$

となります。

N₂O の有効桁数が 2 桁であることを考慮すると、焼却プロセス及び産業廃水处理プロセスからの排出量の合計は 640 tCO₂ となり、基準を下回るため本制度での報告対象とはなりません。

⑤ その他

HFC、PFC、SF₆ の排出はないため、算定・報告対象外となります。

(3) データの収集・排出量の算定

(2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源 (場所及び活動種類)		「温室効果ガス算出排出量の報告書」記載欄	備 考
非エネ起源 CO ₂	焼却施設	焼却	第 1 表 (その 2)	

① 焼却施設

各事業所全体の廃棄物焼却量を種類別に集計し、CO₂排出係数を乗じることにより算定します。例えば以下のような形でデータを収集・算定します。(再掲)

	処理量 (t/年)	排出係数 (tCO ₂ /t)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
廃プラスチック	1,235	2.55	3,149.25
廃油	205	2.92	598.6
合成繊維	11.2	2.29	25.648
合計			3,773.498

(有効桁数 3 桁に) ↓

$$\underline{\underline{3,770 \text{ tCO}_2}}$$

(4) 排出量の報告

廃棄物処理業者の事業所管省庁は環境省であるため、環境省に温対法の算定排出量の報告書を提出します。

温対法での報告様式(「温室効果ガス算定排出量の報告書」)での記載は下記のようになります。

第Ⅳ編 付 録

第1表 温室効果ガス算定排出量（その1）

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 (省エネルギー法の定期報告書を提出すれば温対法の報告とみなされます。)	— tCO ₂
2. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素	3,770 tCO ₂
3. メタン	— tCO ₂
4. 一酸化二窒素	— tCO ₂

第2表 温室効果ガス算定排出量（その2）

2. 燃料または原材料としての廃プラスチック等、その他これに類する 物品の利用に伴って発生する二酸化炭素	— tCO ₂
---	--------------------

1.6 農業事業者（耕作農家・畜産農家）

(1) 想定する事業者の概要と排出源

本制度において算定・報告の対象となる農業事業者について説明します。ここで、農業事業者とは、米、小麦、いも・豆類、野菜及び果実等を栽培する耕種農業を営む農家（耕作農家）、並びに、牛、鶏及び豚等の飼育を営む農家（畜産農家）の両方を含みます。

耕作農家では、農作業用にトラクター等を利用する際に、燃料の燃焼に伴って温室効果ガスが排出されます。また、ビニルハウス等を使って野菜や果実等を栽培している農家では、ビニルハウス内を加温するために燃料を消費し、このときに温室効果ガスが排出されます。さらに、一般電気事業者等から供給された電気を使用する際にも、温室効果ガスが間接的に排出されます。

田畑に施用した合成肥料からも、温室効果ガスが排出されます。一方、畜産農家では、牛・豚等の家畜の消化管内発酵によって、温室効果ガスが排出され、家畜から排せつされたふん尿を処理する際にも、温室効果ガスが排出されます。農業事業者は、自らの事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を算定対象に含める必要があります。

農業事業者において、想定される主な排出源は次の表のとおりです。

表Ⅳ-1-9 想定した農業事業者における主な排出源

分類	排出源	温室効果ガスの種類	備考
耕種農業	トラクター等の動力機械の燃料消費	エネルギー起源 CO ₂	
	ビニルハウスでの燃料及び電力の消費	エネルギー起源 CO ₂	
	水田	CH ₄	
	稲わら等農業廃棄物の焼却	CH ₄ 、N ₂ O	
	合成肥料の施肥	N ₂ O	
畜産農業	家畜の消化管内発酵	CH ₄	
	家畜の排せつ物の管理	CH ₄ 、N ₂ O	畜舎で飼養されている家畜（牛・豚・鶏）については平成22年から報告
	放牧地	CH ₄ 、N ₂ O	

ここで、エネルギー起源 CO₂については、省エネルギー法で義務対象となっている農業事業者のみが算定対象となります。本農業事業者は省エネルギー法の義務対象ではないため、「エネルギー起源 CO₂」の報告義務はありません。

次ページからは、具体的な農業事業者の例を挙げて説明します。農業事業者として、次の表に示した耕種農業及び畜産農業の両方を営む事業者を想定します。この農業事業者は、省エネルギー法の義務対象とはなっていません。

表Ⅳ-1-10 想定した農業事業者の概要

排出源	諸元	備考
トラクター等の動力機械の燃料消費	C 重油：10 kl	原油換算：10.8 kl
ビニルハウスでの燃料及び電力の消費	C 重油：15 kl 電力量：200,000 kWh	原油換算：16.1 kl 原油換算：51.5 kl
水田（間欠灌漑水田）	面積：2,070,000 m ² (207 ha)	
稲わら等農業廃棄物の焼却	農業生産量：1,089 t	
合成肥料の施肥	合成肥料：72 tN	
家畜の飼養（消化管内発酵及び排せつ物の管理）	飼養頭数：乳牛 726 頭 肉牛 525 頭	畜舎で飼養

※本農業事業者は省エネルギー法の義務対象ではありません。

(2) 算定・報告の対象範囲

次に、本制度において、当該事業所が算定対象となるかどうかを判断するための方法を説明します。

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算出し、判定基準（ガス別で 3,000 tCO₂ 以上）に沿って対象の有無を判断します。

ガスの種類	排出源	「温室効果ガス算出排出量の報告書」記載欄
CH ₄	水田からの排出（稲作）	第1表（その1）
	稲わら等農業廃棄物の焼却	
	家畜の消化管内発酵	
	家畜の排せつ物の管理*	
N ₂ O	稲わら等農業廃棄物の焼却	第1表（その1）
	合成肥料の施肥	
	家畜の排せつ物の管理*	

*畜舎で飼養されている家畜（牛・豚・鶏）については平成 22 年から報告

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。
なお、平成 21 年度までの報告を想定します。

① エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネルギー法で義務対象となっている事業者です。ここで想定している農業事業者は、省エネルギー法の対象外であるため、エネルギー起源 CO₂ の排出量を算定する必要はありません。

② CH₄

報告対象となる特定排出者については、温対法で次のように定めています。

CH ₄ 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t（約 143 tCH ₄ ）以上
--

本事業者の場合、CH₄の排出源は、水田からの排出（稲作）、稲わら等農業廃棄物の焼却、家畜の消化管内発酵、及び家畜の排せつ物の管理が該当するので、これらからの CH₄排出量を算定します。

<水田からの排出（稲作）>

水田からの CH₄排出量は、水田面積（207 ha）に排出係数（間欠灌漑水田：0.000016 tCH₄/m²）を乗じることで求めます。

$$\begin{aligned}
 &\text{CH}_4 \text{ 排出量 (tCH}_4\text{)} \\
 &= \text{水田面積 (m}^2\text{)} \times \text{排出係数 (tCH}_4\text{/m}^2\text{)} \\
 &= 2,070,000 \text{ (m}^2\text{)} \times 0.000016 \text{ (tCH}_4\text{/m}^2\text{)} \\
 &= \underline{\underline{33.12 \text{ tCH}_4}}
 \end{aligned}$$

<稲わら等農業廃棄物の焼却>

稲わら等農業廃棄物の焼却からの CH₄排出量は、農業廃棄物量に、排出係数を乗じることで求めます。ここでは、水田面積（207 ha）に、稲の収量全国平均値（5.263 t/ha）を乗じて、農業生産量（1,089 t）を求め、これにマニュアル（Ⅱ-98 ページ）に示す稲の残さ率（1.4）及び実測により把握した野焼き率（0.1）を乗じて農業廃棄物量（153 t）を算定しました。

なお、実測によって直接、農業廃棄物量を求めることや、あるいは、農業生産量を把握した後に、稲の残さ率及び野焼き率を乗じて農業廃棄物量を求めることもできます。

$$\begin{aligned}
 &\text{CH}_4 \text{ 排出量 (tCH}_4\text{)} \\
 &= \text{農業廃棄物 (t)} \times \text{排出係数 (tCH}_4\text{/t)} \\
 &= 153 \text{ t} \times 0.0021 \text{ tCH}_4\text{/t} \\
 &= \underline{\underline{0.3203 \text{ tCH}_4}}
 \end{aligned}$$

<家畜の消化管内発酵>

家畜の消化管内発酵に伴う CH₄排出量は、年間の家畜種ごとの飼養頭数（乳用牛 726 頭、肉用牛 525 頭）に、排出係数（乳用牛 0.10 tCH₄/頭、肉用牛 0.067 tCH₄/頭）を乗じて求めます。

$$\begin{aligned}
 &\text{CH}_4 \text{ 排出量 (tCH}_4\text{)} \\
 &= \text{年間の平均飼養頭数} \times \text{排出係数} \\
 &= \text{乳用牛 (726 頭)} \times 0.10 \text{ tCH}_4\text{/頭} + \text{肉用牛 (525 頭)} \times 0.067 \text{ tCH}_4\text{/頭} \\
 &= 72.60 \text{ tCH}_4 + 35.18 \text{ tCH}_4 \\
 &= \underline{\underline{107.78 \text{ tCH}_4}}
 \end{aligned}$$

<家畜の排せつ物の管理>

畜舎で飼養されている家畜の排せつ物の管理については平成 22 年度から報告が求められます。このため、平成 21 年度までの報告ではこの活動による排出量は対象となりません。

<合計>

以上より CH₄ の排出量をまとめると次のようになります。

表Ⅳ-1-1-1 農業事業者の CH₄ 排出量一覧

ガス	排出源	排出量	備考
CH ₄	水田からの排出	33.12 tCH ₄	
	稲わら等農業廃棄物の焼却	0.3203 tCH ₄	
	家畜の消化管内発酵	107.78 tCH ₄	
	家畜の排せつ物の管理	—	平成 22 年度から報告

これより、平成 21 年度までの報告を想定した場合の CH₄ 排出量を合計すると次のようになります。

$$\begin{aligned}
 &\text{合計 CH}_4 \text{ 排出量 (tCH}_4\text{)} \\
 &= 33.12 \text{ tCH}_4 + 0.3203 \text{ tCH}_4 + 107.78 \text{ tCH}_4 \\
 &\div \underline{\underline{141.2 \text{ tCH}_4 = 2,966 \text{ tCO}_2}}
 \end{aligned}$$

各排出源の排出係数の有効数字が 2 桁であることを考慮すると、**3,000 tCO₂** となります。したがって、CO₂ に換算して 3,000 tCO₂ 以上であるため、CH₄ は算定対象となります。

③ N₂O

報告対象となる特定排出者については、温対法で次のように定めています。

N ₂ O 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t (約 9.7 tN ₂ O) 以上

本事業者の場合、N₂O の排出源は、稲わら等農業廃棄物の焼却、合成肥料の施肥、家畜の排せつ物の管理が該当するので、これらによる N₂O 排出量を算定します。

<稲わら等農業廃棄物の焼却>

稲わら等農業廃棄物の焼却からの N₂O 排出量は、農業廃棄物量に、排出係数を乗じることで求めます。ここでは、農業廃棄物量のデータとして、先の CH₄ で計算した値 (153 t) を再び使用します。

CH₄ の場合と同様に、実測によって直接、農業廃棄物量を求めるか、あるいは農業生産量を把握した後に、稲の残さ率及び野焼き率を乗じて農業廃棄物量を求めることもできます。

N₂O 排出量 (tN₂O)

= 農業廃棄物 × 排出係数

= 153 t 廃棄物 × 0.000057 tN₂O/t 廃棄物

= **0.008694 tN₂O**

< 合成肥料の施肥 >

合成肥料の施肥に伴う N₂O 排出量は、作物種ごとに使用された肥料に含まれる窒素量に、排出係数（単位窒素当たりの N₂O 排出量）を乗じることで求めます。ここでは、水田に使用された肥料に含まれる窒素量を 72 tN として計算を行いました。

N₂O 排出量 (tN₂O)

= 使用した肥料中の窒素量 (tN) × 水稻の排出係数 (tN₂O/tN)

= 72 tN × 0.011 tN₂O/tN

= **0.792 tN₂O**

< 家畜の排せつ物の管理 >

畜舎で飼養されている家畜の排せつ物の管理については平成 22 年度から報告が求められます。このため、平成 21 年度までの報告ではこの活動による排出量は対象となりません。

< 合計 >

以上より N₂O の排出量をまとめると次のようになります。

表Ⅳ-1-12 農業事業者の N₂O 排出量一覧

ガス	排出源	排出量	備考
N ₂ O	稲わら等農業廃棄物の焼却	0.00869 tN ₂ O	
	合成肥料の施肥	0.792 tN ₂ O	
	家畜の排せつ物の管理	—	平成 22 年度から報告

これより、平成 21 年度までの報告を想定した場合の N₂O 排出量を合計すると次のようになります。

合計 N₂O 排出量 (tN₂O)

= 0.008694 tN₂O + 0.792 tN₂O

≒ **0.8007 tN₂O**

↓ (CO₂ 換算 : 310 倍して)

248 tCO₂

各排出源の排出係数の有効数字が2桁であることを考慮すると、**250 tCO₂**となります。
したがって、CO₂に換算して 3,000 tCO₂未満であるため、N₂O は算定対象となりません。

④ その他

エネルギー起源以外の CO₂、HFC、PFC、SF₆の排出はないため、算定・報告対象外となります。

(3) データの収集・排出量の算定

(2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

表Ⅳ-1-13 ガスごとの温室効果ガス排出量の集計表

温室効果 ガスの種類	排出源	「温室効果ガス算出排 出量の報告書」記載欄	備考
CH ₄	水田からの排出（稲作）	第1表（その1）	
	稲わら等農業廃棄物の焼却		
	家畜の消化管内発酵		
	家畜の排せつ物の管理		平成 22 年度から報告

ここで、平成 21 年度までの報告を想定します。

① CH₄

平成 21 年度までの報告では、水田からの排出（稲作）、稲わら等農業廃棄物の焼却及び家畜の消化管内発酵が対象となります。ここでは、排出係数はデフォルト値を使用すると想定すると、デフォルト値を利用した場合の計算方法等は(2)と同じになりますので、(2)にならって計算してください。(2)②に基づく排出量を **3,000 tCO₂**として報告します。

(4) 排出量の報告

農業事業者の業所管官庁は農林水産省であるため、農林水産省に算定排出量の報告書を提出します。

温対法での報告様式（「温室効果ガス算定排出量の報告書」）での記載（平成 21 年度までの報告を想定）は次のようになります。

第1表 温室効果ガス算定排出量（その1）

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	_____ tCO ₂
(省エネルギー法の定期報告書を提出すれば温対法の報告とみなされます。)	
3. メタン	_____ 3,000 tCO ₂
4. 一酸化二窒素	_____ tCO ₂

1.7 荷主

(1) 想定する事業者の概要と排出源

荷主とは自らの貨物を自己又は他者に委託して貨物を輸送させる事業者を指しています。業種は問わず幅広い事業者が荷主になりますが、業種によって輸送量の大小には差があります。このため、輸送量が大きい以下のような業種では特に本制度の報告対象となる事業者が多いことが想定されます。

- ・ 製造業（特に鉄鋼、石油、セメント、機械等の重工業）
- ・ 卸売業
- ・ 鉱業

ここでは荷主として工場を3箇所保有する製造業を考えます。

なお、荷主としてのCO₂排出以外の排出源はここでは取り扱いません。

表Ⅳ-1-14 想定した荷主の概要

主要施設	出荷量	備 考
工場 A	50 万 t	近距離の配送も多い。
工場 B	150 万 t	工場 C への幹線輸送中心
工場 C	20 万 t	一部鉄道輸送あり

排出源は、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂の排出であり、事業者単位で算定・報告します。

(2) 算定・報告の対象範囲

荷主としての排出源は以下のとおりエネルギー起源 CO₂のみとなります。

温室効果ガスの種類	報告単位	排出源 (場所及び活動種類)	備 考
エネルギー起源 CO ₂ (特定荷主)	事業者	工場 A、B、C からの 出荷	省エネルギー法指定

ここで、上記の温室効果ガスの種類が報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

① エネルギー起源 CO₂ (特定荷主)

省エネルギー法の特定荷主が本制度の報告対象ですので、ここで想定する荷主は省エネルギー法における特定荷主であるため報告対象となります。

なお、省エネルギー法の特定荷主については、次のように定められています。

輸送量 3000 万トンキロ以上

第Ⅳ編 付 録

以後の議論のため、輸送量（トンキロ）を以下のように設定します。

主要施設	出荷先	出荷量	輸送距離	輸送トンキロ	備 考
工場 A	卸売業 A	61.6 千 t	118 km	7,269 千 t・km	
	卸売業 B	97 千 t	43 km	4,171 千 t・km	
	店舗 A ・・・	340 千 t	(平均) 15 km	5,100 千 t・km	自社トラック 近距離配送（店舗 多数）
工場 B	工場 A	113 千 t	20 km	2,260 千 t・km	
	工場 C	1,382 千 t	145 km	200,390 千 t・km	
工場 C	他社工場	204 千 t	(平均) 594 km	121,176 千 t・km	一部鉄道輸送あり
合 計		2,198 千 t		340,366 千 t・km	

(3) データの収集・排出量の算定

荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出が算定対象となりますので、事業者全体で関連するデータを収集します。

荷主の算定手法としては、下記の 3 種類があります。

算定手法	算 定 式
燃料法	排出量＝燃料使用量×単位発熱量×排出係数×44/12
燃費法	排出量＝輸送距離／燃費×単位発熱量×排出係数×44/12
トンキロ法	【トラック】 排出量＝輸送トンキロ×トンキロ法燃料使用原単位×単位発熱量 ×排出係数×44/12 【鉄道、船舶、航空】 排出量＝輸送トンキロ×トンキロ法原単位

ここでは工場 A から店舗への配送のみ自社トラック、その他は輸送事業者への委託輸送で工場 C からの出荷分には鉄道輸送が含まれていると仮定します。

① 自家輸送分

自社のトラックであれば燃料使用量の把握が簡単なため、燃料法で算定することができます。

例えば次のような形でデータを収集・算定します。空車での走行については算定対象とならないため、貨物を積載した状態（実車）で走行した際に使用した燃料使用量のみ算定します。

燃 種	燃料使用量			CO ₂ 排出量	備 考
	全使用量	実車率	算定対象使用量		
ガソリン	2,542 kl	50 %	1,271 kl	3,258 t	2 t 車 50 台
軽油	667 kl	60 %	400 kl	949 t	4 t 車 10 台
合 計			1,671 kl	4,207 t	

② 委託輸送分（トラック）

トラックの委託輸送の場合、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかで算定することになりますが、ここではトンキロ法を用いて算定する場合を考えます。

トンキロ法では、燃種別最大積載量別に輸送量（トンキロ）、積載率を把握する必要があります。このため、例えば以下のような形でデータを収集・算定します。工場別にデータを把握する必要がありませんので、全工場分について運送会社ごとにデータを集計しています。なお、鉄道輸送の末端輸送部分についてもここで集計・算定します。

委託先	燃種	最大積載量	積載率	原単位 (l/t・km)	トンキロ	燃料使用量	CO ₂ 排出量
運送会社 A	軽油	4 t	60 %	0.0964	4,171 千	402 kl	954 t
		13 t	75 %	0.0372	200,390 千	7,454 kl	17,683 t
運送会社 B	軽油	8 t	62 %*	0.0596	7,268.8 千	433 kl	1,028 t
運送会社 C	ガソリン	3 t	60 %	0.1294	2,260 千	293 kl	750 t
	軽油	10 t	80 %	0.0419	61,496 千	2,577 kl	6,605 t
合 計					275,586 千	11,159 kl	27,020 t

*積載率不明のためデフォルト値を利用

③ 委託輸送分（鉄道）

中長距離の輸送では鉄道を用いることもあり、ここでは工場 C からの出荷分の一部に鉄道輸送を利用していると考えています。

鉄道の場合には、一般に燃料法、燃費法を用いることはできませんので、トンキロ法を用いることになります。鉄道の場合のトンキロ法は、輸送量（トンキロ）と原単位から算定できます。

$$59,680 \text{ 千トンキロ} \times 22 \text{ gCO}_2/\text{トンキロ} \times 1/1,000 \text{ (tCO}_2/\text{gCO}_2) = 1,313 \text{ tCO}_2$$

④ 合計

以上を合計すると、CO₂ 排出量は次のようになります。

	算定手法	CO ₂ 排出量	備 考
①自家輸送分	燃料法	4,207 t	トラック近距離配送
②委託輸送分（トラック）	トンキロ法	27,020 t	鉄道末端輸送含む
③委託輸送分（鉄道）	トンキロ法	1,313 t	
合 計		32,541 t	

トンキロ法の有効数字が2桁であることを考慮すると、**33,000 tCO₂**となります。

(4) 排出量の報告

荷主の事業所管省庁は事業者により異なります。経済産業省及び事業所管省庁に省エネルギー法の定期報告書を提出します。

2. 関連法規

2.1 温対法関連

ここでは、温室ガス排出量の算定・報告・公表制度に関する温対法並びに関連する政令及び省令として下表の法令の条文を示します。なお、法律及び政令については、この制度に係る部分の抜粋を示します。

	法令名	法令の概要	ページ
1	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)	温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度を規定している法律	Ⅳ-47
2	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成 11 年政令第 143 号)	事業者が排出量を算定する方法等を規定している政令	Ⅳ-51
3	温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令 (平成 18 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号)	事業者が排出量情報を報告する方法等を規定している省令	Ⅳ-75
4	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令 (平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 3 号)	事業者が排出量算定で用いる排出係数を規定している省令	Ⅳ-83
5	温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令 (平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 4 号)	環境大臣及び経済産業大臣が行う排出量情報の集計の方法等を規定している省令	Ⅳ-108

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（抄）

（算定・報告・公表制度関係部分の抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第 21 条の 2 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所（事業活動の態様を勘案して事業所によることが適当でないと認められる特定排出者として主務省令で定めるものにあつては、主務省令で定める区分。以下この項、次条第 1 項、第 21 条の 4 第 2 項第 2 号及び第 21 条の 6 第 2 項第 2 号において同じ。）ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

（権利利益の保護に係る請求）

第 21 条の 3 特定排出者は、前条第 1 項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報

が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量（当該量によることが困難であると認められる特別な事情がある場合においては、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量。次条第２項第２号において同じ。）をもって次条第１項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

- ２ 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第１項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。
- ３ 事業所管大臣は、第１項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。
- ４ 事業所管大臣は、第１項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
- ５ 前２項の決定は、第１項の請求があった日から３０日以内にするものとする。
- ６ 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を３０日以内に限り延長することができる。

（報告事項の通知等）

第２１条の４ 事業所管大臣は、第２１条の２第１項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

- ２ 前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。
 - 一 前条第１項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。
 - 二 前条第１項の請求があった場合において、同条第３項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項（当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量）を通知すること。
 - 三 前条第１項の請求があった場合において、同条第４項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から２週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。
- ３ 事業所管大臣は、第２１条の２第１項の規定による報告があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。
- ４ 事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第３項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。

（報告事項の記録等）

第２１条の５ 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第１項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

- 2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。
- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第4項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第21条の3第3項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第3項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

（開示請求権）

第21条の6 何人も、前条第4項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

- 2 前項の請求（以下「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。
 - 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - 二 開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足る事項

（開示義務）

第21条の7 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

（情報の提供等）

第21条の8 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第21条の2第1項の規定による報告に添えて、第21条の5第4項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。
- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。
- 5 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第2項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

6 前2条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

(技術的助言等)

第21条の9 主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の抑制等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第21条の10 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第15条第1項（同法第18条第1項において準用する場合を含む。）、第20条第3項、第56条第1項（同法第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）又は第63条第1項の規定による報告があったときは、第21条の2から前条まで、第30条の3及び第31条の2の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー（同法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第21条の2第1項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該事業所に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）」とあり、第21条の3第1項、第3項、第4項及び第6項、第21条の4第1項、第3項及び第4項、第21条の5第4項、第21条の8第1項、第2項及び第5項、第30条の3第1項及び第2項並びに第31条の2第1項中「事業所管大臣」とあり、第21条の5第2項及び第21条の8第4項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第21条の5第3項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第15条第1項（同法第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条第1項（同法第12の3第1項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第20条第3項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第20条第3項に規定する主務大臣」と、同法第56条第1項（同法第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第63条第1項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第63条第1項に規定する主務大臣」とするほか、第21条の2から前条まで、第30条の3及び第31条の2の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(手数料)

第30条の2 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(磁気ディスクによる報告等)

第30条の3 事業所管大臣は、第21条の2第1項の規定による報告、第21条の3第1項の請求又は第21条の8第1項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）により行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第21条の3第3項又は第4項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第21条の6第1項（第21条の8第6項において準用する場合を含む。）の請求又は第21条の7（第21条の8第6項において準用する場合を含む。）の規定による開示に

については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(主務大臣等)

第 31 条の 2 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

3 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

第 33 条 第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 (平成 17 年法律第 61 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(以下略)

(経過措置)

第 2 条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2 第 1 項の規定は、平成 19 年度以降に行う同項に規定する報告について適用する。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成 11 年政令第 143 号) (抄)

(算定・報告・公表制度関係部分の抜粋)

(温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下「法」という。) 第 2 条第 3 項第 4 号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン (別名 HFC-23)
- 二 ジフルオロメタン (別名 HFC-32)
- 三 フルオロメタン (別名 HFC-41)
- 四 1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン (別名 HFC-125)
- 五 1,1,2,2-テトラフルオロエタン (別名 HFC-134)
- 六 1,1,1,2-テトラフルオロエタン (別名 HFC-134a)
- 七 1,1,2-トリフルオロエタン (別名 HFC-143)
- 八 1,1,1-トリフルオロエタン (別名 HFC-143a)
- 九 1,1-ジフルオロエタン (別名 HFC-152a)
- 十 1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン (別名 HFC-227ea)
- 十一 1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236fa)
- 十二 1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245ca)
- 十三 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (別名 HFC-43-10mee)

(温室効果ガスたるパーフルオロカーボン)

第 2 条 法第 2 条第 3 項第 5 号の政令で定めるパーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする

る。

- 一 パーフルオロメタン（別名 PFC-14）
- 二 パーフルオロエタン（別名 PFC-116）
- 三 パーフルオロプロパン（別名 PFC-218）
- 四 パーフルオロブタン（別名 PFC-31-10）
- 五 パーフルオロシクロブタン（別名 PFC-c318）
- 六 パーフルオロペンタン（別名 PFC-41-12）
- 七 パーフルオロヘキサン（別名 PFC-51-14）

（地球温暖化係数）

第4条 法第2条第5項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 二酸化炭素 1
- 二 メタン 21
- 三 一酸化二窒素 310
- 四 トリフルオロメタン 11700
- 五 ジフルオロメタン 650
- 六 フルオロメタン 150
- 七 1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン 2800
- 八 1,1,2,2-テトラフルオロエタン 1000
- 九 1,1,1,2-テトラフルオロエタン 1300
- 十 1,1,2-トリフルオロエタン 300
- 十一 1,1,1-トリフルオロエタン 3800
- 十二 1,1-ジフルオロエタン 140
- 十三 1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン 2900
- 十四 1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン 6300
- 十五 1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン 560
- 十六 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン 1300
- 十七 パーフルオロメタン 6500
- 十八 パーフルオロエタン 9200
- 十九 パーフルオロプロパン 7000
- 二十 パーフルオロブタン 7000
- 二十一 パーフルオロシクロブタン 8700
- 二十二 パーフルオロペンタン 7500
- 二十三 パーフルオロヘキサン 7400
- 二十四 六ふっ化硫黄 23900

（特定排出者）

第5条 法第21条の2第1項の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第6号から第11号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が21人以上である者に限る。）とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネルギー法」という。）第 7 条第 3 項に規定する第一種特定事業者又は省エネルギー法第 17 条第 3 項に規定する第 2 種特定事業者
 - 二 省エネルギー法第 54 条第 2 項に規定する特定貨物輸送事業者
 - 三 省エネルギー法第 61 条第 2 項に規定する特定荷主
 - 四 省エネルギー法第 68 条第 2 項に規定する特定旅客輸送事業者
 - 五 省エネルギー法第 71 条第 3 項に規定する特定航空輸送事業者
 - 六 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って発生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第 7 の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に 1 を乗じて得た量が 3000 トン以上であるものを設置している者
 - 七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第 8 の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に 21 を乗じて得た量が 3000 トン以上であるものを設置している者
 - 八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第 9 の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に 310 を乗じて得た量が 3000 トン以上であるものを設置している者
 - 九 第 1 条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第 10 の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第 4 号から第 16 号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第 4 号から第 16 号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が 3000 トン以上であるものを設置している者
 - 十 第 2 条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第 11 の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第 17 号から第 23 号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第 17 号から第 23 号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が 3000 トン以上であるものを設置している者
 - 十一 六ふっ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第 12 の中欄に掲げるものが行われる事業所であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふっ化硫黄の排出量に 23900 を乗じて得た量が 3000 トン以上であるものを設置している者
- （特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法）
- 第 6 条 法第 21 条の 2 第 2 項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質

の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 前条第1号に掲げる者 省エネルギー法第7条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場又は省エネルギー法第17条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場ごとに算定した次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間（法第21条の2第1項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）において事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の1当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

(2) 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の区分に応じ当該熱の1ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

ロ 前条第2号から第4号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の1当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 前条第5号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、

当該区分に応じ当該燃料の 1 当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の 1 ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法

二 二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。） 事業所において行われた別表第 7 の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

三 メタン 事業所において行われた別表第 8 の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

四 一酸化二窒素 事業所において行われた別表第 9 の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五 第 1 条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第 10 の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六 第 2 条各号に掲げるパーフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第 11 の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七 六ふっ化硫黄 事業所において行われた別表第 12 の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第 21 条の 2 第 2 項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

（法の規定の適用に係る技術的読替え）

第 7 条 法第 21 条の 10 の規定により省エネルギー法第 15 条第 1 項（省エネルギー法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされる場合における法第 21 条の 2 から第 21 条の 9 まで、第 30 条の 3 及び第 31 条の 2 の規定の適用については、法第 21 条の 10 に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 21 条の 4 第 1 項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第 21 条の 10 の規定により第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 15 条第 1 項（同法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第 21 条の 4 第 2 項第 1	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第 21 条の 10 の規定により第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理

第Ⅳ編 付 録

号及び第3号		化に関する法律第15条第1項（同法第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第21条の4第2項第2号	当該報告に係る事項（当該事項	当該報告に係る事項（第21条の10の規定により第21条の2第1項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第15条第1項（同法第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
第21条の5第2項、第21条の8第4項	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条第1項（同法第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告

2 法第21条の10の規定により省エネルギー法第20条第3項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第21条の2第1項の規定による報告とみなされる場合における法第21条の2から第21条の9まで、第30条の3及び第31条の2の規定の適用については、法第21条の10に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第21条の3第2項	前条第1項の規定による報告と併せて、主務省令で	主務省令で
第21条の4第1項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第21条の10の規定により第21条の2第1項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第20条第3項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第21条の4第2項第1号及び第3号	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第21条の10の規定により第21条の2第1項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第20条第3項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第21条の4第2項第2号	当該報告に係る事項（当	当該報告に係る事項（第21条の10の規定により第21条の2第1項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用

第Ⅳ編 付 録

号	該事項	の合理化に関する法律第 20 条第 3 項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
第 21 条の 5 第 2 項、第 21 条の 8 第 4 項	事業所管大臣が所管する事業を行う	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 20 条第 3 項の規定による報告に係る
第 21 条の 8 第 1 項	第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告に添えて、第 21 条の 5 第 4 項	第 21 条の 5 第 4 項

3 法第 21 条の 10 の規定により省エネルギー法第 56 条第 1 項（省エネルギー法第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされる場合における法第 21 条の 2 から第 21 条の 9 まで、第 30 条の 3 及び第 31 条の 2 の規定の適用については、法第 21 条の 10 に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 21 条の 4 第 1 項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第 21 条の 10 の規定により第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 56 条第 1 項（同法第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第 21 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 3 号	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第 21 条の 10 の規定により第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第 56 条第 1 項（同法第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第 21 条の 4 第 2 項第 2 号	当該報告に係る事項（当該事項	当該報告に係る事項（第 21 条の 10 の規定により第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第 56 条第 1 項（同法第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）

		係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
第 21 条の 5 第 2 項、第 21 条の 8 第 4 項	事業所管大臣 が所管する事 業	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 56 条第 1 項（同法第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告

4 法第 21 条の 10 の規定により省エネルギー法第 63 条第 1 項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされる場合における法第 21 条の 2 から第 21 条の 9 まで、第 30 条の 3 及び第 31 条の 2 の規定の適用については、法第 21 条の 10 に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 21 条の 4 第 1 項	当該報告に係 る事項	当該報告に係る事項（第 21 条の 10 の規定により第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 63 条第 1 項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第 21 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 3 号	当該報告に係 る事項	当該報告に係る事項（第 21 条の 10 の規定により第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第 63 条第 1 項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第 21 条の 4 第 2 項第 2 号	当該報告に係 る事項（当該 事項	当該報告に係る事項（第 21 条の 10 の規定により第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第 63 条第 1 項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
第 21 条の 5 第 2 項、第 21 条の 8 第 4 項	事業所管大臣 が所管する事 業	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 63 条第 1 項の規定による報告

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第 8 条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告、法第 21 条の 3 第 1 項若しくは第 21 条の 6 第 1 項（法第 21 条の 8 第 6 項において準用する場合を含む。）の請求又は法第 21 条の 8 第 1 項の規定による提供（以下この条において「報告等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該報告等に係る事項を記録した磁気ディスクを提出することにより、これをしなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第9条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第21条の7（法第21条の8第6項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第21条の6第1項（法第21条の8第6項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

別表第7（第5条及び第6条関係）

一	原油又は天然ガスの試掘、性状に関する試験又は生産	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において試掘された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の1井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の1井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ハ 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の1キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 (2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（温度が零度で圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの1立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 (3) 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の1井当たりの点検に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
二	セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス若しくは鉄鋼の製造又はソーダ灰の製造	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において製造されたセメントクリンカーの量（トンで表した量をいう。）に、当該セメントクリンカーの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の1トン当たりの使用に伴

	若しくは使用	い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量 ハ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として、又は鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量 ニ 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。） (2) 算定排出量算定期間において使用されたソーダ灰の量（トンで表した量をいう。）に、当該ソーダ灰の1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
三	アンモニア、炭化けい素、炭化カルシウム若しくはエチレンの製造又はカーバイド法アセチレンの使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間においてアンモニアの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の1当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 算定排出量算定期間において炭化けい素の原料として使用された石油コークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該石油コークスの1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ハ 算定排出量算定期間において製造された炭化カルシウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該炭化カルシウムの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ニ 算定排出量算定期間において製造されたエチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該エチレンの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ホ 算定排出量算定期間において燃焼の用に供されたカーバイド法アセチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該カーバイド法アセチレン

第Ⅳ編 付 録

		の1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
四	電気炉を使用した粗鋼の製造	算定排出量算定期間において電気炉を使用して製造された粗鋼の量（トンで表した量をいう。）に、当該粗鋼の1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
五	ドライアイス又は噴霧器の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。） ロ 算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）
六	廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の1トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料（廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。）ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の1当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第8（第5条及び第6条関係）

一	燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用又は電気炉における電気の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下イにおいて「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の1当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の1ギガジ
---	--------------------------------	--

		ジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
二	石炭の生産、原油若しくは天然ガスの試掘、性状に関する試験若しくは生産、原油の精製又は都市ガスの製造	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の1トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 算定排出量算定期間において試掘された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の1井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ハ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の1井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ニ 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の1キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 (2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの1立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 (3) 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の1井当たりの点検に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ホ 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間に

第Ⅳ編 付 録

		において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の1キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量 へ 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の1当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量
三	カーボンブラック等の製造	次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 イ カーボンブラック ロ コークス ハ エチレン ニ 1,2-ジクロロエタン ホ スチレン へ メタノール
四	家畜の飼養（家畜の排せつ物の管理を除く。）	環境省令・経済産業省令で定める家畜ごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の1頭当たりの、その体内から排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量
五	家畜の排せつ物の管理	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものを除く。以下イにおいて同じ。）ごとに環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法ごとに、算定排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる有機物の量（トンで表した量をいう。）に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる有機物の1トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

第Ⅳ編 付 録

		ロ イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の1頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量 ハ 算定排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の1頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
六	稲作	環境省令・経済産業省令で定める水田ごとに、算定排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された当該水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の区分に応じ当該水田の1平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該水田ごとに算定した量を合算して得られる量
七	植物性の物の焼却	環境省令・経済産業省令で定める植物性の物ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（トンで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の1トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量
八	廃棄物の埋立処分	環境省令・経済産業省令で定める廃棄物で平成18年4月1日以降に最終処分場において埋立処分が行われたものごとに、算定排出量算定期間における最終処分場において分解された当該廃棄物の量として環境省令・経済産業省令で定める方法により算定される量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の1トン当たりの分解に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
九	工場廃水、下水、し尿等の処理	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量（キログラムで表した量をいう。）に、生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量が1キログラムである工場廃水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ 算定排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該終末処理場における下水

		の1立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ハ 環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法ごとに、算定排出量算定期間におけるし尿処理施設（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。）において処理されたし尿の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿の1立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量 ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設（終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下ニにおいて同じ。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における1人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量
一〇	廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 一般廃棄物の焼却施設（ハの環境省令・経済産業省令で定める施設を除く。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の1トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物（ハの環境省令・経済産業省令で定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の1トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量 ハ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の1トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得

第Ⅳ編 付 録

		られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量 ニ 燃料を燃焼の用に供する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の1当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量
--	--	---

別表第9（第5条及び第6条関係）

一	燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用	燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下この項において「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の1当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量
二	原油又は天然ガスの性状に関する試験又は生産	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の1井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の1キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した1酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 (2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの1立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量

第Ⅳ編 付 録

		として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
三	アジピン酸 又は硝酸の 製造	次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 イ アジピン酸 ロ 硝酸
四	麻酔剤の使用	算定排出量算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量（トンで表した量をいう。）
五	家畜の排せ つ物の管理	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものを除く。以下イにおいて同じ。）ごとに環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法ごとに、算定排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる窒素の1トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の1頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量 ハ 算定排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の1頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
六	耕地におけ る肥料の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める農作物ごとに、算定排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 環境省令・経済産業省令で定める農作物ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該農作物の残さの量（トンで

第Ⅳ編 付 録

		表した量をいう。)に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の残さの1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量
七	植物性の物の焼却	環境省令・経済産業省令で定める植物性の物ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量(トンで表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の1トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量
八	工場廃水、下水、し尿等の処理	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該工場廃水に含まれる窒素の1トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ 算定排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量(立方メートルで表した量をいう。)に、当該終末処理場における下水の1立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ハ 環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法ごとに、算定排出量算定期間におけるし尿処理施設(環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。)において処理されたし尿に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿に含まれる窒素の1トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量 ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設(終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下ニにおいて同じ。)で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における1人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量
九	廃棄物の焼却若しくは製品の製造	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 一般廃棄物の焼却施設(ロの環境省令・経済産業省令で定める施設を除く。)で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期

	の用途への使用又は廃棄物燃料の使用	間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の1トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の1トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量 ハ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物（イの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設及びロの環境省令・経済産業省令で定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の1トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量 ニ 燃料を燃焼の用に供する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の1当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量
--	--------------------------	---

別表第10（第5条及び第6条関係）

一	クロロジフルオロメタン又はハイドロフルオロカーボンの製造	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において製造されたクロロジフルオロメタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該クロロジフルオロメタンの1トン当たりの製造に伴い発生するトンで表したトリフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該クロロジフルオロメタンの製造に伴い発生したトリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる
----------	-------------------------------------	---

		量 ロ 算定排出量算定期間において製造されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの１トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
二	冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器、半導体素子等の製造等	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの１トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 (i) 家庭用電気冷蔵庫 (ii) 家庭用エアコンディショナー (iii) 業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「自動販売機」という。）を除く。以下同じ。） (2) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の台数に、当該製品の区分に応じ当該製品の１台当たりの製造に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 (i) 自動販売機 (ii) 自動車用エアコンディショナー ロ 算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の使用の開始に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの１トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ハ 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 算定排出量算定期間において整備が行われた業務用冷凍空気調和機器に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量 (2) 算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の整備に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）

		に、当該ハイドロフルオロカーボンの1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ニ 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量 (2) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機の台数に、当該自動販売機の1台当たりの整備に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ホ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 (1) 家庭用電気冷蔵庫 (2) 家庭用エアコンディショナー (3) 業務用冷凍空気調和機器 (4) 自動販売機 ヘ 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 算定排出量算定期間においてポリエチレンフォームの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。) (2) ポリエチレンフォーム以外のプラスチックで環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該プラスチックの区分に応じ当該プラスチックの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量 ト 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの
--	--	---

第Ⅳ編 付 録

		量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 (1) 噴霧器 (2) 消火剤 チ 算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。） リ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量
三	溶剤等としてのハイドロフルオロカーボンの使用	溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量
備考 この表において「ハイドロフルオロカーボン」とは、第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンをいう。		

別表第11（第5条及び第6条関係）

一	アルミニウムの製造	環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において製造されたアルミニウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該アルミニウムの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量
二	パーフルオロカーボンの製造	算定排出量算定期間において製造されたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
三	半導体素子等の製造	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバ

		イスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの1トン当たりの使用に伴い発生するトンで表したパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量
四	溶剤等としてのパーフルオロカーボンの使用	溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量
備考 この表において「パーフルオロカーボン」とは、第2条各号に掲げるパーフルオロカーボンをいう。		

別表第12（第5条及び第6条関係）

一	マグネシウム合金の鋳造	算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の鋳造に伴い使用された六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）
二	六ふっ化硫黄の製造	算定排出量算定期間において製造された六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふっ化硫黄の1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した六ふっ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
三	電気機械器具、半導体素子等の製造等	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において電気機械器具の製造及び使用の開始に伴い使用された六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふっ化硫黄の1トン当たりの封入に伴い排出されるトンで表した六ふっ

	化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ 算定排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該電気機械器具に封入されている1トン当たりの六ふっ化硫黄のうち1年間に排出されるトンで表した六ふっ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に当該電気機械器具の使用期間の1年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量 ハ 算定排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふっ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量 ニ 算定排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふっ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量 ホ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふっ化硫黄の1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふっ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された六ふっ化硫黄のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量
--	--

附 則（平成18年政令第88号）（抄）

（施行期日）

1 この政令は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第5条第7号及び第8号並びに第6条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、この政令の施行の日から4年を経過する日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の5の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

- (3) 温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等（第 4 条―第 12 条）

第 3 章 特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等（第 13 条―第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条―第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（用語）

第 1 条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「特定事業所排出者」とは、特定排出者のうち特定輸送排出者以外の者をいう。

二 「特定輸送排出者」とは、令第 5 条第 2 号から第 5 号までに掲げる者をいう。

（事業所ごとの報告が適当でないと認められる特定排出者等）

第 2 条 法第 21 条の 2 第 1 項の主務省令で定める特定排出者は、特定輸送排出者とし、同項の主務省令で定める区分は、企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。以下同じ。）とする。

（算定排出量算定期間）

第 3 条 法第 21 条の 2 第 1 項の主務省令で定める期間（以下「算定排出量算定期間」という。）は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質について、当該各号に定める期間とする。

一 二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

二 令第 1 条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下単に「ハイドロフルオロカーボン」という。）、令第 2 条各号に掲げるパーフルオロカーボン（以下単に「パーフルオロカーボン」という。）及び六ふつ化硫黄 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 2 章 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等

（報告の方法等）

第 4 条 特定事業所排出者が行う法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告は、毎年度 6 月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 特定事業所排出者が行う法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第 3 号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第 5 条第 1 号に掲げる者以外の者である場合に限り、第 5 号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第 1 号に掲げる者である場合に限り、第 6 号から第 11 号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第 6 号から第 11 号までに掲げる者（常時使用する従業員の数が 21 人以上である者に限る。）である場合に限る。）とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 令第5条第6号から第11号までに規定する事業所又は令第6条第1項第1号イに規定する第一種エネルギー管理指定工場若しくは第二種エネルギー管理指定工場（以下「特定事業所」という。）の名称及び所在地
 - 三 特定事業所排出者において常時使用される従業員の数
 - 四 特定事業所において行われる事業
 - 五 直近の算定排出量算定期間におけるエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - 六 直近の算定排出量算定期間における二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）の温室効果ガス算定排出量
 - 七 直近の算定排出量算定期間におけるメタンの温室効果ガス算定排出量
 - 八 直近の算定排出量算定期間における一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
 - 九 直近の算定排出量算定期間におけるハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量
 - 十 直近の算定排出量算定期間におけるパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量
 - 十一 直近の算定排出量算定期間における六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- 3 特定事業所が主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所である場合における前項第5号に掲げる事項の報告は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省令・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第1項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に1を乗じて得た量及び算定省令第2条第2項に規定する方法により算定される当該物質の排出量に1を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。
- 4 第2項第6号に掲げる事項の報告は、特定事業所において行われた次の各号に掲げる二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）の排出を伴う事業活動の区分に応じ当該各号に定める量を合算する方法により算定される当該物質の排出量に1を乗じて得た量及び当該特定事業所において行われた令別表第7の中欄に掲げる当該物質の排出を伴う事業活動（次の各号に掲げるものを除く。）の区分に応じ同表の下欄に掲げる量（当該各号に定める量を除く。）を合算する方法により算定される当該物質の排出量に1を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。
- 一 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は算定省令第3条第13項各号に掲げる用途への使用 令別表第7の六の項の下欄のイに掲げる量
 - 二 廃棄物燃料の使用 令別表第7の六の項の下欄のロに掲げる量
- 5 特定事業所排出者が行う法第21条の2第1項の規定による報告は、当該報告が法第21条の3第1項の請求に係るものであることの有無及び法第21条の8第1項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。

6 二以上の事業を行う特定事業所に係る特定事業所排出者が行う法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告は、当該特定事業所における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

7 第 1 項に規定する報告書の様式は、様式第 1 によるものとする。

第 5 条 令第 6 条第 1 項第 1 号イ及び別表第 7 から別表第 12 までの下欄に定める算定方法又は算定省令第 2 条第 1 項から第 5 項まで及び第 3 条から第 8 条までに定める係数と異なる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排出者が行う法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 二以上の事業を行う特定事業所に係る特定事業所排出者が行う第 1 項の説明は、当該特定事業所における主たる事業を所管する大臣に対して行うものとする。

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第 6 条 特定事業所排出者が行う法第 21 条の 3 第 1 項の請求は、毎年度 6 月末日までに、第 4 条第 1 項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第 4 条第 2 項第 5 号から第 11 号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同項第 9 号及び第 10 号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）

三 前号に規定する量の情報が公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実

2 二以上の事業を行う特定事業所に係る特定事業所排出者が行う法第 21 条の 3 第 1 項の規定による請求は、当該特定事業所における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

(特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知)

第 7 条 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を特定事業所ごとに合計した量をもって法第 21 条の 4 第 1 項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第 4 条第 2 項第 5 号から第 11 号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもって行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるところにより得られる合計した量をもって法第 21 条の 4 第 1 項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該量を合計した量をもって行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

3 前項に定めるところにより得られる合計した量をもって法第 21 条の 4 第 1 項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、第 1 項に定めるところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出

者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもって行うものとする。

4 法第 21 条の 4 第 2 項第 2 号に掲げるところにより行う同条第 1 項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める量の通知と併せて行うものとする。

- 一 特定事業所ごとに合計した量による通知を行う場合 当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないもの
- 二 第 2 項又は前項に定めるところにより得られる合計した量による通知を行う場合 第 1 項に定めるところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないもの

(特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法)

第 8 条 法第 21 条の 4 第 3 項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、第 4 条第 2 項第 5 号から第 11 号までに掲げる量について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 企業その他の事業者
- 二 業種
- 三 都道府県

(集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知)

第 9 条 法第 21 条の 4 第 3 項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であつて特定事業所排出者に係るものが通知されることにより、法第 21 条の 3 第 3 項の決定に係る特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第 21 条の 4 第 4 項ただし書の規定による通知は、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量を前条各号に掲げる項目ごとに合計した量をもって行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるところにより得られる合計した量が通知されることにより、法第 21 条の 3 第 3 項の決定に係る特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第 21 条の 4 第 4 項ただし書の規定による通知は、前項に規定する当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを前条各号に掲げる項目ごとに合計した量をもって行うものとする。

3 前 2 項の通知は、第 1 項に規定する当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものと併せて行うものとする。

(環境大臣及び経済産業大臣による集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知の求め)

第 10 条 法第 21 条の 4 第 3 項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であつて特定事業所排出者に係るものについての法第 21 条の 5 第 3 項の規定による通知の求めは、法第 21 条の 4 第 4 項の規定による通知が行われなかった当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量を、第 8 条各号に掲げる項目ごとに合計した量について行うものとする。

(温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供)

第 11 条 特定事業所排出者が行う法第 21 条の 8 第 1 項の規定による情報の提供は、第 4 条第 1

項に規定する報告書に、様式第2による書類を添付することにより行うことができるものとする。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第12条 令第7条第1項及び第2項の表の下欄の主務省令で定める事項は、第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項とする。

2 法第21条の10の規定により省エネルギー法第15条第1項(省エネルギー法第18条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第21条の2第1項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項及び第2項	事業所管大臣	省エネルギー法第15条第1項(省エネルギー法第18条第1項において準用する場合を含む。)に規定する主務大臣
第5条第3項及び第6条第2項	主たる事業を所管する大臣	省エネルギー法第15条第1項(省エネルギー法第18条第1項において準用する場合を含む。)に規定する主務大臣

3 法第21条の10の規定により省エネルギー法第20条第3項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第21条の2第1項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項及び第2項	事業所管大臣	省エネルギー法第20条第3項に規定する主務大臣
第5条第3項及び第6条第2項	主たる事業を所管する大臣	省エネルギー法第20条第3項に規定する主務大臣
第6条第1項	第4条第1項に規定する報告書と併せて	第4条第2項第2号に掲げる事項を明らかにした上で
第11条	第4条第1項に規定する報告書に、様式第2による書類を添付する	毎年度6月末日までに、第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項を明らかにした上で、様式第2による書類を提出する

第3章 特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等

(報告の方法等)

第13条 特定輸送排出者が行う法第21条の2第1項の規定による報告は、毎年度(次の各号に掲げる特定輸送排出者にあつては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第15条第1項において同じ。)6月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

一 令第5条第2号に掲げる者 省エネルギー法第54条第1項の規定による指定を受けた日

の属する年度の翌年度

二 令第5条第4号に掲げる者 省エネルギー法第68条第1項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

三 令第5条第5号に掲げる者 省エネルギー法第71条第1項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

2 特定輸送排出者が行う法第21条の2第1項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 特定輸送排出者において行われる事業

三 直近の算定排出量算定期間におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

3 特定輸送排出者が行う法第21条の2第1項の規定による報告は、当該報告が法第21条の3第1項の請求に係るものであることの有無及び法第21条の八第1項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。

4 二以上の事業を行う特定輸送排出者が行う法第21条の2第1項の規定による報告は、当該特定輸送排出者における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

第14条 令第6条第1項第1号ロ及びハ並びに算定省令第9条第1号に定める算定方法又は算定省令第2条第6項から第8項までに定める係数と異なる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定輸送排出者が行う法第21条の2第1項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 二以上の事業を行う特定輸送排出者が行う第1項の説明は、当該特定輸送排出者における主たる事業を所管する大臣に対して行うものとする。

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第15条 特定輸送排出者が行う法第21条の3第1項の請求は、毎年度6月末日までに、第13条第1項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 公にされることにより、当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第13条第2項第3号に規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量

三 前号に規定する量の情報が公にされることにより、当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実

2 二以上の事業を行う特定輸送排出者が行う法第21条の3第1項の規定による請求は、当該特定輸送排出者における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

(特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知)

第16条 特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量を企業その他の事業者ごとに合計した量をもって法第21条の4第1項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の

うち、通知されることにより当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもって行うものとする。

(特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法)

第 17 条 法第 21 条の 4 第 3 項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、令第 5 条第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる者に係る第 13 条第 2 項第 3 号に掲げる量並びに令第 5 条第 3 号に掲げる者に係る第 13 条第 2 項第 3 号に掲げる量について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 企業その他の事業者
- 二 業種

(集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知)

第 18 条 法第 21 条の 4 第 3 項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって特定輸送排出者に係るものが通知されることにより、法第 21 条の 3 第 3 項の決定に係る特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第 21 条の 4 第 4 項ただし書の規定による通知は、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがないものを前条各号に掲げる項目ごとに合計した量をもって行うものとする。

(温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供)

第 19 条 特定輸送排出者が行う法第 21 条の 8 第 1 項の規定による情報の提供は、第 13 条第 1 項に規定する報告書に、様式第 2 による書類を添付することにより行うことができるものとする。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第 20 条 令第 7 条第 3 項及び第 4 項の表の下欄の主務省令で定める事項は、第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項とする。

2 法第 21 条の 10 の規定により省エネルギー法第 56 条第 1 項（省エネルギー法第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 14 条第 1 項及び 第 2 項	事業所管大臣	国土交通大臣
第 14 条第 3 項及び 第 15 条第 2 項	当該特定輸送排出者における主 たる事業を所管する大臣	国土交通大臣

3 法第 21 条の 10 の規定により省エネルギー法第 63 条第 1 項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 14 条第 1 項及び 第 2 項	事業所管大臣	省エネルギー法第 63 条第 1 項に規定 する主務大臣
第 14 条第 3 項及び 第 15 条第 2 項	主たる事業を所管する大臣	省エネルギー法第 63 条第 1 項に規定 する主務大臣

第 4 章 雑則

(磁気ディスクによる報告等の方法)

第 21 条 令第 8 条の規定により磁気ディスクにより法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告、法第 21 条の 3 第 1 項の請求又は法第 21 条の 8 第 1 項の規定による提供をしようとする者は、第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 11 条、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 19 の規定にかかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべき事項を記録した磁気ディスク及び様式第 3 による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

2 令第 8 条の規定により磁気ディスクにより法第 21 条の 6 第 1 項（法第 21 条の 8 第 6 項において準用する場合を含む。）の請求をしようとする者は、法第 21 条の 6 第 2 項各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第 3 による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

(磁気ディスクにはり付ける書面)

第 22 条 前条の磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジに限る。）には、日本工業規格 X 6223 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出者が特定事業所排出者である場合にあっては、特定事業所の名称
- 三 提出年月日

(権限の委任)

第 23 条 法第 21 条の 2 第 1 項、第 21 条の 3 第 1 項及び第 21 条の 8 第 1 項の規定に基づく事業所管大臣の権限（国土交通大臣の権限にあっては、令第 5 条第 5 号に掲げる者に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる事業所管大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。

財務大臣の権限	特定事業所の所在地又は特定輸送排出者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣の権限	特定事業所の所在地又は特定輸送排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長）
農林水産大臣の権限	特定事業所の所在地又は特定輸送排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
経済産業大臣の権限	特定事業所の所在地又は特定輸送排出者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
国土交通大臣の権限	特定事業所の所在地又は特定輸送排出者の主たる事務所の所在地を管

	轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 4 条第 15 号、第 18 号、第 86 号、第 87 号、第 92 号、第 93 号及び第 128 号に掲げる事務並びに同条第 86 号に掲げる事務に係る同条第 19 号及び第 22 号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
環境大臣の権限	特定事業所の所在地又は特定輸送排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

附 則

（施行期日）

第 1 条 この命令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 令第 5 条第 9 号から第 11 号までに掲げる者であって特定事業所排出者であるものが平成 19 年度に行う法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告に係る第 4 条第 2 項第 9 号から第 11 号までの規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは「直近の算定排出量算定期間又は平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで」とする。

第 3 条 令第 5 条第 3 号に掲げる者が平成 19 年度に行う法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告に係る第 13 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定の適用については、第 13 条第 1 項中「毎年度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあつては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第 15 条第 1 項において同じ。）6 月末日」とあり、及び第 15 条第 1 項中「毎年度 6 月末日」とあるのは、「平成 19 年 9 月末日」とする。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第 4 条 地方環境事務所組織規則（平成 17 年環境省令第 19 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 7 号中「第 49 号）」の下に「及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策推進法」という。）」を加える。

第 5 条第 1 項第 5 号中「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策推進法」という。）」を「温暖化対策推進法」に改める。

（４）特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 3 号）

（用語）

第 1 条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）

第 2 条 令第 6 条第 1 項第 1 号イの合算は、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るも

のを除く。)を合算する方法により行うものとする。

- 一 令第6条第1項第1号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(1)に定めるところにより算定される量
 - 二 令第6条第1項第1号イ(2)に定めるところにより得られる量
 - 三 令第6条第1項第1号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ(3)に定めるところにより算定される量
- 2 令第5条第1号に掲げる者が設置している令第6条第1項第1号イに規定する第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所である場合における同号イの合算は、前項に規定する方法により行うほか、前項第1号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。
- 3 令第6条第1項第1号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料は、別表第1の第2欄に掲げる燃料とし、同号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の1当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第3欄及び第4欄に掲げるとおりとし、同号イ(1)の当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第5欄に掲げる係数に12分の44を乗じて得た数とする。
- 4 令第6条第1項第1号イ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.000555とする。
- 5 令第6条第1項第1号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 蒸気(産業用のものに限る。) 0.060
 - 二 蒸気(前号に掲げるものを除く。)、温水及び冷水 0.057
- 6 令第6条第1項第1号ロ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料は、別表第1の第2欄に掲げる燃料とし、同号ロ(1)の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の1当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第3欄及び第4欄に掲げるとおりとし、同号ロ(1)の当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第5欄に掲げる係数に12分の44を乗じて得た数とする。
- 7 令第6条第1項第1号ロ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.000555とする。
- 8 令第6条第1項第1号ハの環境省令・経済産業省令で定める燃料は、別表第1の第2欄に掲げる燃料とし、同号ハの環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の1当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第3欄及び第4欄に掲げるとおりとし、同号ハの当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第5欄に掲げる係数に12分の44を乗じて得た数とする。

(特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等)

第3条 令別表第7の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.0000 二 8 とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、五.7 とする。

2 令別表第7の一の項の下欄のハ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（NGL）以外の原油とし、同欄のハ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 原油（コンデンセート（NGL）を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の1キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 0.000012

ロ イに掲げるもののほか、原油の1キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 0.00027

二 原油の生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に 0.067 を合算して得た数

3 令別表第7の一の項の下欄のハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの1立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 0.000000095

ロ 天然ガスの1立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 0.000000027

二 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 0.0000018

ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 0.0000021

ハ 天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 0.0000039

4 令別表第7の一の項の下欄のハ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.00048 とする。

5 令別表第7の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.510 とする。

6 令別表第7の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 石灰石 0.428

二 ドロマイト 0.449

7 令別表第7の二の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げ

る鉱物とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 石灰石 0.440

二 ドロマイト 0.471

8 令別表第7の二の項の下欄のニ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.415とする。

9 令別表第7の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める原料は、別表第2の第2欄に掲げる原料とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる原料の区分に応じ同表の第3欄及び第4欄に掲げるとおりとする。

10 令別表第7の三の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、2.3とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、1.1(生石灰の製造を行い、製造された生石灰を炭化カルシウムの原料として使用した場合にあっては、これに0.76を合算して得た数)とし、同欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.028とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、3.4とする。

11 令別表第7の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.0050とする。

12 令別表第7の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、第14項各号に掲げる廃棄物とする。

13 令別表第7の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途は、次の各号に掲げる製品の製造の用途とする。

一 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途

二 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途

三 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途

14 令別表第7の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く。) 2.92

二 合成繊維 2.29

三 廃ゴムタイヤ 1.77

四 前2号に掲げる廃プラスチック類以外の廃プラスチック類(産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)であるものに限る。) 2.55

五 廃プラスチック類(前3号に掲げるものを除く。) 2.69

六 ごみ固形燃料(主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。) 1.57

七 ごみ固形燃料(前号に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。) 0.759

15 令別表第7の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料は、別表第3の第2欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第3欄及び第4欄に掲げるとおりとする。

(特定排出者の事業活動に伴うメタンの排出量の算定に係る係数等)

第4条 令別表第8の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める施設等は、別表第4の第2欄に掲げる施設等(施設及び機械器具をいう。以下同じ。)とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める燃料は、同表の第2欄に掲げる施設等ごとに同表の第3欄に掲げる燃料とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の1当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第5の第2欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第3欄及び第4欄に掲げるとおりとし、同項の下欄のイの当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第4の第2欄に掲げる施設等の区分及び第3欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

2 令別表第8の一の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める電気炉は、製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.000000020 とする。

3 令別表第8の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 石炭坑での採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の1トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量
0.0037

ロ 石炭の1トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表したメタンの量
0.0016

二 露天掘による採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の1トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量
0.00077

ロ 石炭の1トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表したメタンの量
0.000067

4 令別表第8の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.00043 とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.27 とする。

5 令別表第8の二の項の下欄のニ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート(NGL)以外の原油とし、同欄のニ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 原油(コンデンセート(NGL)を除く。以下この項において同じ。)の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の1キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表したメタンの量 0.0014

ロ イに掲げるもののほか、原油の1キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井にお

- ける施設から排出されるトンで表したメタンの量 0.0015
- 二 原油の生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に 0.00014 を合算して得た数
- 6 令別表第 8 の二の項の下欄のニ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数
- イ 天然ガスの 1 立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表したメタンの量 0.0000028
- ロ 天然ガスの 1 立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量 0.00000088
- 二 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数
- イ 天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 0.000000011
- ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 0.000000013
- ハ 天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 0.000000024
- 7 令別表第 8 の二の項の下欄のニ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.064 とする。
- 8 令別表第 8 の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 コンデンセート（NGL） 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数
- イ コンデンセート（NGL）の 1 キロリットル当たりの精製に伴い精製されるコンデンセート（NGL）の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量 0.000000025
- ロ イに掲げるもののほか、コンデンセート（NGL）の 1 キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量 0.0000030
- 二 原油（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。） 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数
- イ 原油の 1 キロリットル当たりの精製に伴い精製される原油の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量 0.000000027
- ロ イに掲げるもののほか、原油の 1 キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量 0.0000033
- 9 令別表第 8 の二の項の下欄のへの環境省令・経済産業省令で定める原料は、別表第 6 の第 2 欄に掲げる原料とし、同項の下欄のへの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第 2 欄に掲げる原料の区分に応じ同表の第 3 欄及び第 4 欄に掲げるとおりとする。
- 10 令別表第 8 の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製

品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 カーボンブラック 0.00035
- 二 コークス 0.00013
- 三 エチレン 0.000015
- 四 1,2-ジクロロエタン 0.0000050
- 五 スチレン 0.000031
- 六 メタノール 0.0020

11 令別表第8の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 乳用牛 0.10
- 二 肉用牛 0.067
- 三 馬 0.018
- 四 めん羊 0.0041
- 五 山羊 0.0041
- 六 豚 0.0011
- 七 水牛 0.055

12 令別表第8の五の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、別表第7の第2欄に掲げる家畜とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法は、同表の第2欄に掲げる家畜ごとに同表の第3欄に掲げるふん尿の管理方法とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる家畜の区分及び第3欄に掲げるふん尿の管理方法の区分に応じ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

13 令別表第8の五の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 馬 0.0021
- 二 めん羊 0.00028
- 三 山羊 0.00018
- 四 水牛 0.0020

14 令別表第8の五の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.0013とする。

15 令別表第8の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる水田の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 間欠灌漑水田 0.000016
- 二 常時湛水田 0.000037

16 令別表第8の七の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、別表第8の第2欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる植物性の物の区分に応じ同表の第3欄に掲げるとおりとする。

17 令別表第8の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、別表第9の第2欄

に掲げる廃棄物とする。

- 18 令別表第 8 の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める方法は、別表第 9 の第 2 欄に掲げる廃棄物ごとに、同表の第 3 欄に掲げる期間（平成 18 年 4 月 1 日以降の期間に限る。）における最終処分場において埋立処分が行われた当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、同表の第 2 欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第 4 欄に掲げる数を乗ずる方法とする。
- 19 令別表第 8 の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第 9 の第 2 欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第 5 欄に掲げるとおりとする。
- 20 令別表第 8 の九の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.00000049 とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.000000088 とする。
- 21 令別表第 8 の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、別表第 10 の第 2 欄に掲げるし尿の処理方法とする。
- 22 令別表第 8 の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、し尿処理施設（廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。）で別表第 11 の一の項に掲げるし尿処理施設以外のものとする。
- 23 令別表第 8 の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第 10 の第 2 欄に掲げるし尿の処理方法の区分に応じ同表の第 3 欄に掲げるとおりとする。
- 24 令別表第 8 の九の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第 11 の第 2 欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第 2 欄に掲げる施設の区分に応じ同表の第 3 欄に掲げるとおりとする。
- 25 令別表第 8 の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第 12 の第 2 欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第 2 欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第 3 欄に掲げるとおりとする。
- 26 令別表第 8 の一〇の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 汚泥 0.00000097
 - 二 廃油 0.000000056
- 27 令別表第 8 の一〇の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第 13 の第 2 欄に掲げる施設とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、同表の第 2 欄に掲げる施設ごとに同表の第 3 欄に掲げる廃棄物とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第 2 欄に掲げる施設の区分及び第 3 欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第 4 欄に掲げるとおりとする。
- 28 令別表第 8 の一〇の項の下欄のイに掲げる量の算定に係る前項の規定の適用については、同項中「別表第 13」とあるのは「ボイラー及び別表第 13」とする。
- 29 令別表第 8 の一〇の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第 14 の第 2 欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料は、同表の第 2 欄に掲げる施設ごとに同表の第 3 欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第 2 欄に掲げる施設の区分及び第 3 欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第 4 欄及び第 5 欄に

掲げるとおりとする。

(特定排出者の事業活動に伴う一酸化二窒素の排出量の算定に係る係数等)

第5条 令別表第9の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める施設等は、別表第15の第2欄に掲げる施設等とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める燃料は、同表の第2欄に掲げる施設等ごとに同表の第3欄に掲げる燃料とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の1当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第5の第2欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第3欄及び第4欄に掲げるとおりとし、同項の下欄の当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第15の第2欄に掲げる施設等の区分及び第3欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

2 令別表第9の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.000068 とする。

3 令別表第9の二の項の下欄のロ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（NGL）以外の原油とし、同欄のロ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 原油（コンデンセート（NGL）を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 0

二 原油の生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 0.00000064

4 令別表第9の二の項の下欄のロ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 0

二 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合
0.000000000021

ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合
0.000000000025

ハ 天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合
0.000000000046

5 令別表第9の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 アジピン酸 0.28

二 硝酸 0.0042

6 令別表第9の五の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、別表第7の第2欄に掲げる家畜とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法は、同表の第2欄に掲げる家畜ごとに同表の第3欄に掲げるふん尿の管理方法とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる家畜の区分及び第3欄に掲げるふん尿の管理方法の区分に応じ同表の第5欄に掲げるとおりとする。

7 令別表第9の五の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げ

る家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 放牧されためん羊 0.00038

二 めん羊（前号に掲げるものを除く。） 0.000094

三 放牧された山羊又は馬 0.0013

四 山羊又は馬（前号に掲げるものを除く。） 0.00031

五 放牧された水牛 0.0013

六 前号に掲げる水牛以外の水牛であって、固形にしたふん尿の乾燥又はふん尿の貯留によりそのふん尿の管理が行われるもの 0.0013

七 第五号に掲げる水牛以外の水牛であって、燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの 0

8 令別表第9の五の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.00018 とする。

9 令別表第9の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 野菜 0.012

二 水稻 0.011

三 果樹 0.011

四 茶樹 0.074

五 ばれいしょ 0.032

六 飼料作物 0.0094

七 麦 0.0076

八 そば 0.011

九 豆類 0.011

十 かんしょ 0.011

十一 桑 0.011

十二 たばこ 0.011

十三 工芸農作物（第4号及び前2号に掲げるものを除く。） 0.011

10 令別表第9の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 水稻 0.00013

二 小麦 0.000088

三 二条大麦 0.00042

四 六条大麦 0.000061

五 裸麦 0.00024

六 えん麦 0.00014

七 らい麦 0.000094

八 とうもろこし 0.00032

九	そば	0.00025
十	大豆	0.00013
十一	小豆	0.00017
十二	いんげんまめ	0.00015
十三	えんどうまめ	0.00031
十四	そらまめ	0.00031
十五	らっかせい	0.00015
十六	えだまめ	0.00031
十七	さやいんげん	0.00031
十八	かんしょ	0.00036
十九	こんにゃく	0.00036
二十	さといも	0.00040
二十一	ばれいしょ	0.00048
二十二	やまのいも	0.00020
二十三	いちご	0.00039
二十四	すいか	0.00034
二十五	メロン	0.00064
二十六	きゅうり	0.00052
二十七	トマト	0.00043
二十八	なす	0.00039
二十九	ピーマン	0.00039
三十	キャベツ	0.00072
三十一	はくさい	0.00079
三十二	ほうれんそう	0.00076
三十三	ねぎ	0.00067
三十四	たまねぎ	0.00025
三十五	レタス	0.00080
三十六	だいこん	0.00065
三十七	にんじん	0.00043
三十八	かぼちゃ	0.00082
三十九	こまつな	0.00076
四十	ちんげんさい	0.00076
四十一	ふき	0.00076
四十二	みつば	0.00076
四十三	しゅんぎく	0.00076
四十四	にら	0.00025
四十五	にんにく	0.00025
四十六	セルリー	0.0013
四十七	カリフラワー	0.00072

- 四十八 ブロッコリー 0.00076
 四十九 アスパラガス 0.00025
 五十 かぶ 0.00065
 五十一 ごぼう 0.00043
 五十二 れんこん 0.00043
 五十三 しょうが 0.00054
 五十四 茶 0.00027
 五十五 てんさい 0.00038
 五十六 さとうきび 0.00083
 五十七 桑 0.00015
 五十八 葉たばこ 0.00076
 五十九 なたね 0.00025
 六十 牧草 0.00046
 六十一 青刈りとうもろこし 0.00019
 六十二 ソルゴー 0.00030
 六十三 青刈りえん麦 0.00033
 六十四 青刈りらい麦 0.00023
 六十五 青刈りの麦（前2号に掲げるものを除く。） 0.00031
 六十六 いぐさ 0.00025
- 11 令別表第9の7の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、別表第8の第2欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる植物性の物の区分に応じ同表の第4欄に掲げるとおりとする。
- 12 令別表第9の8の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.0043とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.00000016とする。
- 13 令別表第9の8の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、別表第10第2欄に掲げるし尿の処理方法とする。
- 14 令別表第9の8の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、し尿処理施設で別表第11の一の項に掲げるし尿処理施設以外のものとする。
- 15 令別表第9の8の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第10第2欄に掲げるし尿の処理方法の区分に応じ同表の第4欄に掲げるとおりとする。
- 16 令別表第9の8の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第11の第2欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる施設の区分に応じ同表の第4欄に掲げるとおりとする。
- 17 令別表第9の9の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第12の第2欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第4欄に掲げるとおりとする。
- 18 令別表第9の9の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第16の第2欄に掲げる施設とし、同項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、同表の第2欄に掲げる施設ごとに同表の第3欄に掲げる廃棄物とし、同項の下欄のロの環境省令・経

済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる施設の区分及び第3欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

19 令別表第9の9の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において通常燃焼により焼却される下水汚泥 0.00151

二 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において高温燃焼により焼却される下水汚泥 0.000645

三 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に多段式焼却施設において焼却される下水汚泥 0.000882

四 石灰系凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に焼却される下水汚泥 0.000294

五 下水汚泥（前四号に掲げるものを除く。） 0.000882

六 汚泥（前五号に掲げるものを除く。） 0.00045

七 廃油 0.0000098

八 廃ゴムタイヤ 0.00017

九 廃プラスチック類（前号に掲げるものを除く。） 0.00017

十 紙くず又は木くず 0.000010

十一 繊維くず 0.000010

十二 動植物性残さ又は家畜の死体 0.000010

十三 ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。） 0.00017

十四 ごみ固形燃料（前号に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。） 0.00017

20 令別表第9の9の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第17の第2欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料は、同表の第2欄に掲げる施設ごとに同表の第3欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第2欄に掲げる施設の区分及び第3欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第4欄及び第5欄に掲げるとおりとする。

（特定排出者の事業活動に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等）

第6条 令別表第10の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.019とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.0066とする。

2 令別表第10の二の項の下欄のイ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 家庭用電気冷蔵庫 0.0025

二 家庭用エアコンディショナー 0.0020

三 業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「自動販売機」という。）を除く。） 0.0020

- 3 令別表第 10 の二の項の下欄のイ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 自動販売機 0.00000068
 - 二 自動車用エアコンディショナー 0.0000035
 - 4 令別表第 10 の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.010 とし、同欄のハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.010 とし、同欄のニ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.0000014 とする。
 - 5 令別表第 10 の二の項の下欄のヘ(2)の環境省令・経済産業省令で定めるプラスチックは、次の各号に掲げるプラスチックとし、同欄のヘ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるプラスチックの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 押出法ポリスチレンフォーム 0.25
 - 二 ウレタンフォーム 0.10
 - 6 令別表第 10 の二の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 噴霧器 0.027
 - 二 消火剤 0.000020
 - 7 令別表第 10 の二の項の下欄のリの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.30 とする。
 - 8 令別表第 10 の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。
 - 一 洗浄（令別表第 10 の二の項の下欄のりに規定する洗浄を除く。）の用途
 - 二 前号に掲げる用途以外の用途であって、令第 1 条各号に掲げるハイドロフルオロカーบอนを液体の状態で使用するもの
 （特定排出者の事業活動に伴うパーフルオロカーบอนの排出量の算定に係る係数等）
- 第 7 条 令別表第 11 の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフルオロカーบอนの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 パーフルオロメタン 0.00031
 - 二 パーフルオロエタン 0.000031
- 2 令別表第 11 の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.039 とする。
 - 3 令別表第 11 の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーบอนは、次の各号に掲げるパーフルオロカーบอนとし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフルオロカーบอนの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 パーフルオロメタン 0.80
 - 二 パーフルオロエタン 0.70
 - 三 パーフルオロプロパン 0.40
 - 四 パーフルオロシクロブタン 0.30
 - 4 令別表第 11 の三の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーบอนは、次の各号に掲げるパーフルオロカーบอนとし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフルオロカーบอนの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 パーフルオロエタン 0.10

二 パーフルオロプロパン 0.20

5 令別表第 11 の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一 洗浄（令別表第 11 の三の項の下欄に規定する洗浄を除く。）の用途

二 前号に掲げる用途以外の用途であって、令第 2 条各号に掲げるパーフルオロカーบอนを液体の状態で使用するもの

（特定排出者の事業活動に伴う六ふっ化硫黄の排出量の算定に係る係数等）

第 8 条 令別表第 12 の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.017 とする。

2 令別表第 12 の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.050 とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.0010 とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.50 とする。

（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量に係るその他の算定方法）

第 9 条 令第 6 条第 2 項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該排出量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法

二 前号に掲げるもののほか、製造量、使用量その他の温室効果ガスの排出を伴う事業活動の規模に関する数値と当該事業活動に伴う当該温室効果ガスの排出量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて算定する方法

三 温室効果ガスの製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該温室効果ガスの量に基づき算定する方法

（実測等に基づく係数を用いた算定等）

第 10 条 特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第 2 条から第 8 条までに定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第 2 条から第 8 条までの規定にかかわらず、第 2 条から第 8 条までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第 21 条の 2 第 2 項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定の適正な実施を確保し、自主的な当該二酸化炭素の排出の抑制に資するため、電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者及び同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者をいう。）ごとに当該二酸化炭素の排出の程度を示す係数で第 2 条第 4 項及び第 7 項の係数に相当するもの及びこれを求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該係数がこれらの規定に定める数値より小さい場合には、当該係数を公表するものとする。

附 則

この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第Ⅳ編 付 録

別表第1（第2条関係）

一	原料炭	トン	28.9	0.0245
二	一般炭	トン	26.6	0.0247
三	無煙炭	トン	27.2	0.0255
四	コークス	トン	30.1	0.0294
五	石油コークス	トン	35.6	0.0254
六	コールタール	トン	37.3	0.0209
七	石油アスファルト	トン	41.9	0.0208
八	コンデンセート（N G L）	キロリットル	35.3	0.0184
九	原油（八の項に掲げるものを除く。）	キロリットル	38.2	0.0187
一〇	ガソリン	キロリットル	34.6	0.0183
一一	ナフサ	キロリットル	34.1	0.0182
一二	ジェット燃料油	キロリットル	36.7	0.0183
一三	灯油	キロリットル	36.7	0.0185
一四	軽油	キロリットル	38.2	0.0187
一五	A重油	キロリットル	39.1	0.0189
一六	B・C重油	キロリットル	41.7	0.0195
一七	液化石油ガス（L P G）	トン	50.2	0.0163
一八	石油系炭化水素ガス	温度が零度で圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）に換算した1000立方メートル	44.9	0.0142
一九	液化天然ガス（L N G）	トン	54.5	0.0135
二〇	天然ガス（一九の項に掲げるものを除く。）	標準状態に換算した1000立方メートル	40.9	0.0139
二一	コークス炉ガス	標準状態に換算した1000立方メートル	21.1	0.0110
二二	高炉ガス	標準状態に換算した1000立方メートル	3.41	0.0266
二三	転炉ガス	標準状態に換算した1000立方メートル	8.41	0.0384
二四	都市ガス	標準状態に換算した1000立方メートル	41.1	0.0138
備考 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第15条第1項（同法第18条第1項において準用する場合を含む。）、第20条第3項、第56条第1項（同法第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）又は第63条第1項の規定による報告において燃料の使用量の発熱量への換算に用いられた当該燃料の単位当たり発熱量でこの表の第4欄に掲げる係数に相当するものは、同欄に掲げる係数とみなす。				

第Ⅳ編 付 録

別表第 2（第 3 条関係）

一	石炭	トン	2.4
二	石油コークス	トン	3.3
三	ナフサ	キロリットル	2.3
四	液化石油ガス（L P G）	トン	3.0
五	石油系炭化水素ガス	標準状態に換算した 1000 立方メートル	2.3
六	液化天然ガス（L N G）	トン	2.7
七	天然ガス（六の項に掲げるものを除く。）	標準状態に換算した 1000 立方メートル	2.1
八	コークス炉ガス	標準状態に換算した 1000 立方メートル	0.85

別表第 3（第 3 条関係）

一	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造された燃料炭化水素油	キロリットル	2.63
二	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油（自ら製造したものを除く。）	キロリットル	2.62
三	ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	トン	1.57
四	ごみ固形燃料（三の項に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。）	トン	0.759

別表第 4（第 4 条関係）

一	ボイラー	別表第 5 の七の項又は八の項に掲げる燃料	0.000074
		別表第 5 の三二の項に掲げる燃料	0.0000039
二	焙焼炉	固体燃料（別表第 5 の一の項から九の項までに掲げる燃料をいう。以下同じ。）	0000012
		気体燃料（別表第 5 の二三の項から三一の項までに掲げる燃料をいう。以下同じ。）	0.00000063
三	金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）の精錬の用に供する焼結炉	固体燃料、液体燃料（別表第 5 の一〇の項から二二の項までに掲げる燃料をいう。以下同じ。）又は気体燃料	0.000030
四	無機化学工業品の製造の用に供する焼結炉	固体燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063
五	煅焼炉	固体燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063
六	金属の精錬の用に供するペレット焼成炉	固体燃料、液体燃料又は気体燃料	0.00000016
七	無機化学工業品の製造の用に供するペレット焼成炉	固体燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063

第Ⅳ編 付 録

八	金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	固体燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063
九	セメントの製造の用に供する焼成炉	固体燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063
一〇	窯業製品の製造の用に供する溶融炉	固体燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063
一一	溶融炉（一〇の項に掲げるものを除く。）	固体燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063
一二	無機化学工業品（カーボンブラックを除く。）又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	固体燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063
一三	セメント若しくはれんがの原料、骨材又は鑄型の乾燥の用に供する乾燥炉	固体燃料、液体燃料又は気体燃料	0.000027
一四	乾燥炉（一三の項に掲げるものを除く。）	固体燃料、液体燃料又は気体燃料	0.0000034
一五	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焼結炉	別表第 5 の二の項又は四の項に掲げる燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063
一六	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶鋳炉	別表第 5 の二の項又は四の項に掲げる燃料	0.000012
一七	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶解炉	別表第 5 の二の項又は四の項に掲げる燃料	0.000012
		気体燃料	0.00000063
一八	ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。以下同じ。）	液体燃料又は気体燃料	0.000054
一九	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具	別表第 5 の二の項又は六の項に掲げる燃料	0.00029
		別表第 5 の一七の項に掲げる燃料	0.0000095
		別表第 5 の二三の項又は三〇の項に掲げる燃料	0.0000045

別表第 5（第 4 条及び第 5 条関係）

一	原料炭	トン	28.9
二	一般炭	トン	26.6
三	無煙炭	トン	27.2
四	コークス	トン	30.1

第Ⅳ編 付 録

五	石油コークス	トン	35.6
六	練炭又は豆炭	トン	23.9
七	木材	トン	14.4
八	木炭	トン	30.5
九	固体燃料(一の項から八の項までに掲げるものを除く。)	トン	33.1
一〇	コールタール	トン	37.3
一一	石油アスファルト	トン	41.9
一二	コンデンセート (N G L)	キロリットル	35.3
一三	原油 (一二の項に掲げるものを除く。)	キロリットル	38.2
一四	ガソリン	キロリットル	34.6
一五	ナフサ	キロリットル	34.1
一六	ジェット燃料油	キロリットル	36.7
一七	灯油	キロリットル	36.7
一八	軽油	キロリットル	38.2
一九	A重油	キロリットル	39.1
二〇	B・C重油	キロリットル	41.7
二一	潤滑油	キロリットル	40.2
二二	液体燃料(一〇の項から二一の項までに掲げるものを除く。)	キロリットル	37.9
二三	液化石油ガス (L P G)	トン	50.2
二四	石油系炭化水素ガス	標準状態に換算した1000立方メートル	44.9
二五	液化天然ガス (L N G)	トン	54.5
二六	天然ガス(二五の項に掲げるものを除く。)	標準状態に換算した1000立方メートル	40.9
二七	コークス炉ガス	標準状態に換算した1000立方メートル	21.1
二八	高炉ガス	標準状態に換算した1000立方メートル	3.41
二九	転炉ガス	標準状態に換算した1000立方メートル	8.41
三〇	都市ガス	標準状態に換算した1000立方メートル	41.1
三一	気体燃料(二三の項から三〇の項までに掲げるものを除く。)	標準状態に換算した1000立方メートル	28.5
三二	木材パルプの製造の際に生ずる廃液	トン	13.9

第Ⅳ編 付 録

別表第 6（第 4 条関係）

一	液化天然ガス（LNG）	ペタジュール	0.90
二	天然ガス（一の項に掲げるものを除く。）	ペタジュール	0.98

別表第 7（第 4 条及び第 5 条関係）

一	牛	尿から分離したふんの天日乾燥による管理	0.00013	0.0063
		尿から分離したふんの火力乾燥による管理	0	0.0063
		尿から分離したふんの強制発酵による管理	0.00025	0.012
		尿から分離したふんの堆積発酵による管理	0.0033	0.073
		尿から分離したふんの焼却による管理	0.0040	0.0016
		ふんから分離した尿の強制発酵による管理	0.00025	0.17
		ふんから分離した尿の浄化による管理	0	0.19
		ふんから分離した尿の貯留による管理	0.0092	0.012
		ふんと尿との混合物の天日乾燥による管理	0.0013	0.0063
		ふんと尿との混合物の火力乾燥による管理	0	0.0063
		乳用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	0.00025	0.17
		肉用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	0.00025	0.012
		ふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	0.0033	0.073
		ふんと尿との混合物の浄化による管理	0	0.19
		ふんと尿との混合物の貯留による管理	0.0092	0.012
二	豚	尿から分離したふんの天日乾燥による管理	0.00013	0.0063
		尿から分離したふんの火力乾燥による管理	0	0.0063
		尿から分離したふんの強制発酵による管理	0.00025	0.012
		尿から分離したふんの堆積発酵による管理	0.013	0.073
		尿から分離したふんの焼却による管理	0.0040	0.0016
		ふんから分離した尿の強制発酵による管理	0.00025	0.11
		ふんから分離した尿の浄化による管理	0	0.19
		ふんから分離した尿の貯留による管理	0.0092	0.012
		ふんと尿との混合物の天日乾燥による管理	0.0013	0.0063
		ふんと尿との混合物の火力乾燥による管理	0	0.0063
		ふんと尿との混合物の強制発酵による管理	0.00025	0.11
		ふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	0.013	0.073
		ふんと尿との混合物の浄化による管理	0	0.19
		ふんと尿との混合物の貯留による管理	0.026	0.012
三	鶏	ふんの天日乾燥による管理	0.00013	0.0063
		ふんの火力乾燥による管理	0	0.0063
		ふんの強制発酵による管理	0.00025	0.012

第Ⅳ編 付 録

	ふんの堆積発酵による管理	0.013	0.073
	ふんの焼却による管理	0.0040	0.0016

別表第8（第4条及び第5条関係）

一	水稻	0.0021	0.000057
二	小麦	0.0025	0.000038
三	大麦	0.0023	0.00013
四	えん麦	0.0026	0.000064
五	らい麦	0.0025	0.000043
六	とうもろこし	0.0024	0.00014
七	大豆	0.0024	0.000057
八	小豆	0.0024	0.000074
九	いんげんまめ	0.0024	0.000066
一〇	えんどうまめ	0.0023	0.00014
一一	らっかせい	0.0023	0.000063
一二	ばれいしょ	0.0015	0.00014
一三	てんさい	0.00049	0.000038
一四	さとうきび	0.0021	0.00035
一五	青刈りえん麦	0.00048	0.000028
一六	青刈りらい麦	0.00048	0.000020
一七	青刈りの麦（一五の項及び一六の項に掲げるものを除く。）	0.00049	0.000027

別表第9（第4条関係）

一	食物くず	法第21条の2第1項の規定による報告 （以下単に「報告」という。）が行われ る年の3月31日までの10年間	10分の1	0.143
二	紙くず	報告が行われる年の3月31日までの21 年間	21分の1	0.138
三	繊維くず	報告が行われる年の3月31日までの21 年間	21分の1	0.149
四	木くず	報告が行われる年の3月31日までの 103年間	103分の1	0.138
五	下水汚泥	報告が行われる年の3月31日までの11 年間	11分の1	0.133
六	し尿処理施設に係る汚泥	報告が行われる年の3月31日までの11 年間	11分の1	0.133
七	浄水施設（水道法（昭和	報告が行われる年の3月31日までの11	11分の1	0.0250

第Ⅳ編 付 録

	32年法律第177号) 第3条 第8項に規定する水道施設であるものをいう。)に 係る汚泥	年間		
八	製造業に係る有機性の汚泥	報告が行われる年の3月31日までの11 年間	11分の1	0.150

別表第10（第4条及び第5条関係）

一	嫌気性消化処理	0.00054	0.0000045
二	好気性消化処理	0.0000055	0.0000045
三	高負荷生物学的脱窒素処理	0.0000050	0.0029
四	生物学的脱窒素処理（三の項に掲げるものを除く。）	0.0000059	0.0000045
五	膜分離処理	0.0000055	0.0024
六	し尿の処理（一の項から五の項までに掲げるものを除く。）	0.0000055	0.0000045

別表第11（第4条及び第5条関係）

一	し尿処理施設（し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するものに限る。）	0.00020	0.000039
二	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）とみなされたもの	0.00020	0.000020
三	浄化槽（二の項に掲げるものを除く。）	0.0011	0.000026
四	くみ取便所の便槽	0.00020	0.000020

別表第12（第4条及び第5条関係）

一	連続燃焼式焼却施設	0.00000096	0.0000565
二	准連続燃焼式焼却施設	0.000072	0.0000534
三	バッチ燃焼式焼却施設	0.000075	0.0000712

別表第13（第4条関係）

一	セメントの製造の用に供する焼成炉	廃ゴムタイヤ	0.00025
		廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）	0.00036
二	製品の製造のために廃棄物を使用する施設（一	廃ゴムタイヤ	0.00025

第Ⅳ編 付 録

	の項に掲げるもの及びボイラーを除く。)	廃プラスチック類（廃ゴム タイヤを除く。）	0.00036
--	---------------------	--------------------------	---------

別表第 14（第 4 条関係）

一	セメントの製造の用に供する焼成炉	ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	トン	0.00032
		ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものを除く。）	トン	0.00022
二	燃料を燃焼の用に供する産業用の施設（一の項に掲げるもの及びボイラーを除く。）	ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	トン	0.00032
		ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものを除く。）	トン	0.00022

別表第 15（第 5 条関係）

一	常圧流動床式ボイラー	固体燃料	0.000054
二	加圧流動床式ボイラー	固体燃料	0.0000050
三	ボイラー（一の項及び二の項に掲げるものを除く。）	固体燃料	0.00000058
		別表第 5 の一三の項又は二〇の項に掲げる燃料	0.000000017
四	ガス加熱炉	液体燃料又は気体燃料	0.00000000069
五	焙焼炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.0000010
		気体燃料	0.00000014
六	金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）の精錬の用に供する焼結炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.0000010
		気体燃料	0.00000014
七	無機化学工業品の製造の用に供する焼結炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.0000010
		気体燃料	0.00000014
八	煅焼炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.0000010
		気体燃料	0.00000014
九	金属の精錬の用に供するペレット焼成炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.0000010
		気体燃料	0.00000014
一〇	無機化学工業品の製造の用に供するペレ	固体燃料	0.00000066

第Ⅳ編 付 録

	ット焼成炉	液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
一一	金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
一二	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
一三	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	液体燃料又は気体燃料	0.00000000069
一四	触媒再生塔	固体燃料	0.000007
一五	セメントの製造の用に供する焼成炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
一六	窯業製品の製造の用に供する焼成炉（一五の項に掲げるものを除く。）	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
一七	焼成炉（九の項、一〇の項、一五の項及び一六の項に掲げるものを除く。）	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
一八	窯業製品の製造の用に供する熔融炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
一九	熔融炉（一八の項に掲げるものを除く。）	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
二〇	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
二一	セメント若しくはれんがの原料、骨材又は鋳型の乾燥の用に供する乾燥炉	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
二二	乾燥炉（二一の項に掲げるものを除く。）	固体燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010
		気体燃料	0.00000014
二三	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焼結炉	別表第5の二の項又は四の項に掲げる燃料	0.00000066
		液体燃料	0.00000010

第Ⅳ編 付 録

		気体燃料	0.00000014
二四	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶鉱炉	別表第5の二の項又は四の項に掲げる燃料	0.00000066
二五	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶解炉	別表第5の二の項又は四の項に掲げる燃料	0.00000066
		液体燃料	0.0000010
		気体燃料	0.00000014
二六	ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。）	液体燃料又は気体燃料	0.000000078
二七	ディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）	液体燃料又は気体燃料	0.0000017
二八	ガス機関又はガソリン機関	液体燃料又は気体燃料	0.00000062
二九	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具	別表第5の二の項又は六の項に掲げる燃料	0.0000013
		別表第5の一七の項に掲げる燃料	0.00000057
		別表第5の二三の項又は三〇の項に掲げる燃料	0.000000090

別表第16（第5条関係）

一	常圧流動床式ボイラー	廃ゴムタイヤ	0.0011
		廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）	0.0016
二	ボイラー（一の項に掲げるものを除く。）	廃ゴムタイヤ	0.000012
		廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）	0.000017
三	セメントの製造の用に供する焼成炉	廃油	0.000046
		廃ゴムタイヤ	0.000014
		廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）	0.000019
四	製品の製造のために廃棄物を使用する施設（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	廃油	0.000046
		廃ゴムタイヤ	0.000014
		廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）	0.000019

別表第17（第5条関係）

一	常圧流動床式ボイラー	ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	トン	0.0015
		ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものを除く。）	トン	0.00097

二	ボイラー（一の項に掲げるものを除く。）	ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	トン	0.000016
		ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものを除く。）	トン	0.000010
三	セメントの製造の用に供する焼成炉	ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	トン	0.000018
		ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものを除く。）	トン	0.000012
四	燃料を燃焼の用に供する産業用の施設（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	トン	0.000018
		ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものを除く。）	トン	0.000012

（５）温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令（平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 4 号）

（用語）

第 1 条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「特定事業所排出者」とは、特定排出者のうち特定輸送排出者以外の者をいう。
- 二 「特定輸送排出者」とは、令第 5 条第 2 号から第 5 号までに掲げる者をいう。

（報告事項のファイルへの記録の方法）

第 2 条 法第 21 条の 5 第 1 項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

（報告事項の通知の方法）

第 3 条 法第 21 条の 5 第 2 項の規定による通知は、同条第 1 項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。

（温室効果ガス算定排出量の集計の方法）

第 4 条 法第 21 条の 5 第 3 項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第 21 条の 4 第 4 項の規定により通知された同条第 3 項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量について、次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。以下同じ。）

二 業種

三 都道府県

- 2 法第 21 条の 5 第 3 項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第 21 条の 4 第 4 項の規定により通知された同条第 3 項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第 5 条第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる者に係るもの並びに当該集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第 5 条第 3 号に掲げる者に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

一 企業その他の事業者

二 業種

(温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報のファイルへの記録の方法)

第 5 条 法第 21 条の 8 第 3 項の規定によるファイルへの記録は、同条第 1 項の規定により情報を提供した特定排出者の当該ファイルへの記録についての同意の下に、法第 21 条の 5 第 1 項の規定によるファイルへの記録と一体的に行うものとする。

- 2 法第 21 条の 8 第 3 項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

(温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の通知及び公表の方法)

第 6 条 法第 21 条の 8 第 4 項の規定による通知は、同条第 3 項の規定により当該年度にファイルに記録された情報のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを磁気ディスクに複写したものの交付により、法第 21 条の 5 第 2 項の規定による通知と一体的に行うものとする。

- 2 法第 21 条の 8 第 5 項の規定による通知及び公表は、同条第 1 項の規定により情報を提供した特定排出者の当該通知及び公表についての同意の下に、法第 21 条の 5 第 4 項の規定による通知及び公表と一体的に行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第 7 条 法第 21 条の 10 の規定によりエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネルギー法」という。）第 15 条第 1 項（省エネルギー法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされる場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 15 条第 1 項（同法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による報告」と、前条第 1 項中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条第 1 項（同法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による報告」と読み替えるものとする。

- 2 法第 21 条の 10 の規定により省エネルギー法第 20 条第 3 項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされる場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条中「事業所管大臣が所管する事業を行う」とあるの

は「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 20 条第 3 項の規定による報告に係る」と、前条第 1 項中「事業所管大臣が所管する事業を行う」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第 20 条第 3 項の規定による報告に係る」と読み替えるものとする。

3 法第 21 条の 10 の規定により省エネルギー法第 56 条第 1 項（省エネルギー法第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされる場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 56 条第 1 項（同法第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告」と、前条第 1 項中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第 56 条第 1 項（同法第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による報告」と読み替えるものとする。

4 法第 21 条の 10 の規定により省エネルギー法第 63 条第 1 項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告とみなされる場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 63 条第 1 項の規定による報告」と、前条第 1 項中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第 63 条第 1 項の規定による報告」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2.2 省エネルギー法関連

ここでは、温室ガス排出量の算定・報告・公表制度に関する省エネルギー法並びに関連する政令、省令及び告示として下表の法令及び告示の条文を示します。なお、算定・報告・公表制度に關係する部分の抜粋を示します。

	法令名	法令の概要	ページ
1	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)	温室効果ガス排出量（エネルギー起源 CO ₂ ）の算定・報告を規定している法律	IV-112
2	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 (昭和 54 年政令第 267 号)	温室効果ガス排出量（エネルギー起源 CO ₂ ）を報告する者等を規定している政令	IV-120
3	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）	特定輸送事業者以外の特定排出者による排出量情報の報告に関する事項を規定している省令	IV-125
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令 (平成 18 年国土交通省令第 11 号)	特定輸送事業者による排出量情報の報告に関する事項を規定している省令	IV-128
5	貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法 (平成 18 年経済産業省告示第 66 号)	特定荷主による排出量算定の方法を規定している告示	IV-130

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）（抄）

（算定・報告・公表制度関係部分の抜粋）

第一章 総則

（定義）

第 2 条 この法律において「エネルギー」とは、燃料並びに熱（燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気（燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他経済産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他経済産業省令で定める石炭製品であつて、燃焼その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。

第三章 工場に係る措置等

第一節 工場に係る措置

（第一種エネルギー管理指定工場の指定）

第 7 条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の使用量が政令で定める数値以上である工場をエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された工場（以下「第一種エネルギー管理指定工場」という。）については、この限りでない。

3 第一種エネルギー管理指定工場を設置している者（以下「第一種特定事業者」という。）は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第 1 項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第 1 項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第 1 項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、第 1 項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

（定期の報告）

第 15 条 第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びに

エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

（第二種エネルギー管理指定工場の指定）

第 17 条 経済産業大臣は、第一種エネルギー管理指定工場以外の工場であつて第 7 条第 1 項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

- 2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、第一種エネルギー管理指定工場、第 7 条第 2 項の規定によりエネルギーの使用の状況に関し届け出なければならない工場及び前項の規定により指定された工場（以下「第二種エネルギー管理指定工場」という。）については、この限りでない。

- 3 第二種エネルギー管理指定工場を設置している者（以下「第二種特定事業者」という。）は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第 1 項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第 1 項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

- 4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第 1 項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

- 5 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場における第 1 項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第 7 条第 1 項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場を同項の規定により指定するときは、当該工場に係る第 1 項の指定を取り消すものとする。

- 6 経済産業大臣は、第 1 項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

（準用規定）

第 18 条 第 12 条第 2 項、第 13 条第 1 項から第 3 項まで及び第 15 条の規定は第二種特定事業者、第 12 条第 3 項の規定は第二種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 3 項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

- 2 第 11 条及び第 12 条第 1 項の規定は、前項の規定により準用される第 13 条第 1 項の規定に

より選任されたエネルギー管理員に準用する。

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第 20 条 第一種特定事業者又は第二種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）が行う調査（以下「確認調査」という。）を受けることができる。ただし、第 16 条第 1 項の規定による指示を受けた第一種特定事業者及び前条の規定による勧告を受けた第二種特定事業者は、当該指示又は勧告を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2 登録調査機関は、確認調査をした第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第 5 条第 1 項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第 2 項の書面の交付を受けた次の各号に掲げる工場については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、それぞれ当該各号に定める規定は適用しない。

一 第一種エネルギー管理指定工場 第 15 条第 1 項及び第 16 条

二 第二種エネルギー管理指定工場 第 18 条第 1 項において準用する第 15 条及び前条

5 経済産業大臣は、第 1 項の経済産業省令（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置

(特定貨物輸送事業者の指定)

第 54 条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者であつて、政令で定める貨物の輸送の区分（以下「貨物輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定するものとする。

2 貨物輸送事業者は、貨物輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された貨物輸送事業者（以下「特定貨物輸送事業者」という。）の当該指定に係る貨物輸送区分については、この限りでない。

3 特定貨物輸送事業者は、当該指定に係る貨物輸送区分につき、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、当該貨物輸送区

分に係る指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 貨物の輸送の事業を行わなくなつたとき。

二 第1項の政令で定める輸送能力について同項の政令で定める基準以上となる見込みがなくなつたとき。

- 4 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第1項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

(定期の報告)

第56条 特定貨物輸送事業者は、第54条第1項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令（貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

第二款 荷主に係る措置

(荷主の努力)

第58条 荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置を適確に実施することにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

- 一 エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送方法を選択するための措置
二 定量で提供される輸送力の利用効率の向上のための措置

(特定荷主の指定)

第61条 経済産業大臣は、荷主であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

- 2 荷主は、前年度における前項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が同項の政令で定める量以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その輸送量に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された荷主（以下「特定荷主」という。）については、この限りでない。

- 3 特定荷主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第1項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

- 一 自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき。
 - 二 第1項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量について同項の政令で定める量以上となる見込みがなくなつたとき。
- 4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第1項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。
 - 5 経済産業大臣は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該荷主の事業を所管する大臣に通知するものとする。

(定期の報告)

- 第63条 特定荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令（貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

第二節 旅客の輸送に係る措置等

(特定旅客輸送事業者の指定)

- 第68条 国土交通大臣は、旅客輸送事業者であつて、政令で定める旅客の輸送の区分（以下「旅客輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該旅客輸送区分ごとに指定するものとする。
- 2 旅客輸送事業者は、旅客輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された旅客輸送事業者（以下「特定旅客輸送事業者」という。）の当該指定に係る旅客輸送区分については、この限りでない。
 - 3 特定旅客輸送事業者は、当該指定に係る旅客輸送区分につき、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、当該旅客輸送区分に係る指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。
 - 一 旅客の輸送の事業を行わなくなつたとき。
 - 二 第1項の政令で定める輸送能力について同項の政令で定める基準以上となる見込みがなくなつたとき。
 - 4 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第1項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

(準用規定)

第 69 条 第 55 条から第 57 条までの規定は、特定旅客輸送事業者に準用する。この場合において、第 55 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 68 条第 1 項」と、「第 52 条第 1 項」とあるのは「第 66 条第 1 項」と、「貨物の輸送」とあるのは「旅客の輸送」と、「貨物輸送区分」とあるのは「旅客輸送区分」と、第 56 条第 1 項中「第 54 条第 1 項」とあるのは「第 68 条第 1 項」と、「貨物の輸送」とあるのは「旅客の輸送」と、「貨物輸送区分」とあるのは「旅客輸送区分」と、同条第 2 項中「貨物の輸送」とあるのは「旅客の輸送」と、第 57 条第 1 項中「第 54 条第 1 項」とあるのは「第 68 条第 1 項」と、「貨物輸送区分」とあるのは「旅客輸送区分」と、「貨物の輸送」とあるのは「旅客の輸送」と、「第 52 条第 1 項」とあるのは「第 66 条第 1 項」と読み替えるものとする。

第三節 航空輸送の特例

(航空輸送事業者に対する特例)

第 71 条 国土交通大臣は、航空輸送事業者（本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行う者をいう。以下同じ。）であつて、政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 第 54 条及び第 68 条の規定は、航空輸送事業者には適用しない。

3 航空輸送事業者は、前年度の末日における第 1 項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された航空輸送事業者（以下「特定航空輸送事業者」という。）については、この限りでない。

4 特定航空輸送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第 1 項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 貨物及び旅客の輸送の事業を行わなくなつたとき。

二 第 1 項の政令で定める輸送能力について同項の政令で定める基準以上となる見込みがなくなつたとき。

5 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第 1 項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

6 第 55 条から第 57 条までの規定は、特定航空輸送事業者に準用する。この場合において、第 55 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 71 条第 1 項」と、「第 52 条第 1 項」とあるのは「第 52 条第 1 項及び第 66 条第 1 項」と、「貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と、「当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、その達成」とあるのは「その達成」と、第 56 条第 1 項中「第 54 条第 1 項」とあるのは「第 71 条第 1 項」と、「貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と、「当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令」とあるのは「国土交通省令」と、同条第 2 項中「貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と、第 57 条第 1 項中「第 54 条第 1 項の規定による指定に係る貨物輸送区分について、貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と、「第 52 条第 1 項」とあるのは「第 52 条第 1 項及び第 66 条第 1 項」と、「当

該貨物輸送区分に係る貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と読み替えるものとする。

(報告及び立入検査)

- 第 87 条 経済産業大臣は、第 7 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条第 1 項及び第 4 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 経済産業大臣は、第 8 条第 1 項及び第 13 条第 1 項（第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定事業者若しくは第二種特定事業者に対し、第一種エネルギー管理指定工場若しくは第二種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第一種エネルギー管理指定工場若しくは第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 主務大臣は、第三章第一節（第 7 条第 1 項及び第 4 項、第 8 条第 1 項、第 13 条第 1 項（第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに第 17 条第 1 項及び第 4 項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定事業者若しくは第二種特定事業者に対し、第一種エネルギー管理指定工場若しくは第二種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第一種エネルギー管理指定工場若しくは第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 経済産業大臣は、第三章第二節及び第三節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 経済産業大臣は、第三章第四節の規定の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 6 国土交通大臣は、第 54 条第 1 項及び第 4 項、第 68 条第 1 項及び第 4 項並びに第 71 条第 1 項及び第 5 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者若しくは航空輸送事業者（以下この項において単に「輸送事業者」という。）に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 7 国土交通大臣は、第四章（第 54 条第 1 項及び第 4 項、第一節第二款、第 68 条第 1 項及び第 4 項並びに第 71 条第 1 項及び第 5 項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者若しくは特定航空輸送事業者（以下この項において単に「特定輸送事業者」という。）に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類そ

の他の物件を検査させることができる。

- 8 経済産業大臣は、第 61 条第 1 項及び第 4 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 主務大臣は、第四章第一節第二款（第 61 条第 1 項及び第 4 項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 10 所管行政庁は、第五章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主等若しくは第七十五条第 4 項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。
- 11 経済産業大臣は、前章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機器の製造事業者等に対し、特定機器に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 12 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 13 第 1 項から第 11 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第 92 条 第三章第一節及び第 87 条第 3 項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 第四章第一節第二款及び第 87 条第 9 項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第八章 罰則

第 96 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 7 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 46 条、第 54 条第 2 項、第 61 条第 2 項、第 68 条第 2 項、第 71 条第 3 項又は第 75 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第 14 条第 1 項、第 55 条（第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）若しくは第 62 条の規定による提出をしなかつた者又は第 14 条第 2 項の規定に違反した者
- 三 第 15 条第 1 項（第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 56 条第 1 項（第 69 条及び第 71 条第 6 項において準用する場合を含む。）、第 63 条第 1 項、第 75 条第 4 項若しくは第 87 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 5 項から第 11 項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 5 項から第 11 項までの

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第 51 条において準用する第 33 条第 1 項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第 51 条において準用する第 33 条第 2 項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

附 則 （平成 17 年法律第 93 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 16 条の規定は、この法律の公布の日又は地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 61 号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（荷主に係る措置に関する経過措置）

第 7 条 新法第 61 条から第 64 条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、平成 19 年 3 月 31 日までは、適用しない。

（政令への委任）

第 12 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（２）エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）（抄）

（算定・報告・公表制度関係部分の抜粋）

（定義）

第 1 条 エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の政令で定める熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該熱を発生させた者が自ら使用するものであること。
- 二 当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用するものであること。

2 法第 2 条第 1 項の政令で定める電気は、燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該電気を発生させた者が自ら使用するものであること。
- 二 当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用するものであること。

（第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量）

第 2 条 法第 7 条第 1 項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

2 法第 7 条第 1 項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で 3,000 キロリットルとする。

（第一種指定事業者の要件）

第Ⅳ編 付 録

第4条 法第8条第1項第1号の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 製造業（物品の加工修理業を含む。）
- 二 鉱業
- 三 電気供給業
- 四 ガス供給業
- 五 熱供給業

2 法第8条第1項第1号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場とする。

（第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量）

第6条 法第17条第1項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットルとする。

（特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準）

第8条 法第54条第1項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するものの数	300両
道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車（以下この条において「事業用自動車」という。）であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「事業用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	事業用貨物自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限り、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この条において同じ。）を除く。）の数	200台
事業用自動車以外の自動車であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「自家用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	自家用貨物自動車（次に掲げるものを除く。）の数 一 被けん引車 二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（被けん引車を除く。）	200台
船舶による貨物の輸送	内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項の内航運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数	2万トン

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量）

第10条 法第61条第1項の政令で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とする。

2 法第61条第1項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、3,000万トンキロとす

る。

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第 12 条 法第 68 条第 1 項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道（軌道を含む。）による旅客の輸送	鉄道事業法第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業（軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道事業を含む。）の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に供するものの数	300 両
乗合自動車による旅客の輸送	道路運送法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数	200 台
乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送	道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数	350 台
船舶による旅客の輸送	海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）に限る。）の用に供する船舶の合計総トン数	2 万トン

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準)

第 13 条 法第 71 条第 1 項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 17 項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

2 法第 71 条第 1 項の政令で定める基準は、9,000 トンとする。

(報告及び立入検査)

第 24 条 経済産業大臣は、法第 87 条第 1 項の規定により、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 当該事業に係る生産数量及び生産能力
- 二 エネルギーの使用量及び使用見込量
- 三 エネルギーを消費する設備の状況

2 経済産業大臣は、法第 87 条第 1 項の規定により、その職員に、工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第 25 条 経済産業大臣は、法第 87 条第 2 項の規定により、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定

工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任の状況
- 二 エネルギーの使用量
- 三 エネルギーを消費する設備の状況

2 経済産業大臣は、法第 87 条第 2 項の規定により、その職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第 26 条 主務大臣は、法第 87 条第 3 項の規定により、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況
- 二 エネルギーを消費する設備の状況
- 三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 主務大臣は、法第 87 条第 3 項の規定により、その職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備並びにこれらの関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第 27 条 国土交通大臣は、法第 87 条第 6 項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者（以下この条において単に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 貨物又は旅客の輸送の状況
- 二 第 8 条の表の中欄若しくは第 12 条の表の中欄に掲げる輸送能力又は第 13 条第 1 項に規定する輸送能力及びこれらの見込み
- 三 輸送用機械器具の状況

2 国土交通大臣は、法第 87 条第 6 項の規定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第 28 条 国土交通大臣は、法第 87 条第 7 項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者又は特定航空輸送事業者（以下この条において単に「特定輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況
- 二 輸送用機械器具の状況
- 三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 国土交通大臣は、法第 87 条第 7 項の規定により、その職員に、特定輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第 29 条 経済産業大臣は、法第 87 条第 8 項の規定により、荷主に対し、その荷主が貨物輸送事

業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送の状況

二 第 10 条第 1 項に規定する輸送量及びその見込み

2 経済産業大臣は、法第 87 条第 8 項の規定により、その職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第 30 条 主務大臣は、法第 87 条第 9 項の規定により、特定荷主に対し、その特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況

二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 主務大臣は、法第 87 条第 9 項の規定により、その職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

(権限の委任)

第 34 条 法第 7 条第 1 項から第 4 項まで、第 8 条第 2 項、第 13 条第 3 項（法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 17 条第 1 項から第 5 項まで、第 61 条第 1 項から第 4 項まで並びに第 87 条第 1 項、第 2 項及び第 8 項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第 53 条、第 67 条並びに第 87 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく国土交通大臣の権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）並びに法第 54 条、第 55 条（法第 69 条において準用する場合を含む。）、第 56 条（法第 69 条において準用する場合を含む。）、第 57 条第 1 項及び第 2 項（法第 69 条において準用する場合を含む。）並びに第 68 条の規定に基づく国土交通大臣の権限は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 4 条第 86 号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同条第 19 号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第 87 条第 7 項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

3 法第 6 条、第 14 条第 1 項、第 15 条（法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 1 項から第 4 項まで、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 60 条、第 62 条、第 63 条、第 64 条第 1 項及び第 2 項並びに第 87 条第 3 項及び第 9 項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第 87 条第 3 項及び第 9 項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
財務大臣の権限	工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつて

第Ⅳ編 付 録

	は、福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣の権限	工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）
農林水産大臣の権限	工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
経済産業大臣の権限	工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
国土交通大臣の権限	工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第4条第15号、第18号、第86号、第87号、第92号、第93号及び第128号に掲げる事務並びに同条第86号に掲げる事務に係る同条第19号及び第22号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
環境大臣の権限	工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

附 則 （平成17年政令第228号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成17年10月1日から施行する。

（3）エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）（抄） （算定・報告・公表制度関係部分の抜粋）

（燃料の種類）

第2条 法第2条第2項の経済産業省令で定める石油製品は、ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス及び石油ガス（液化したものを含む。以下同じ。）とする。

2 法第2条第2項の経済産業省令で定める石炭製品は、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス及び転炉ガスとする。

第3条 法第2条第2項の経済産業省令で定める用途は、燃焼及び燃料電池による発電とする。

（定期の報告）

第17条 法第15条第1項の規定による報告は、毎年度6月末日までに、様式第9による報告書一通を提出してしなければならない。

第18条 法第15条第1項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及び販売副生エネルギー等（販売された及び自らの生産に寄与しないエネルギーをいう。）の量並びにそれらの合計量
- 二 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

四 エネルギーの使用の合理化に関する法第 5 条第 1 項に規定する判断の基準の遵守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

五 生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

六 エネルギーの使用の効率

七 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（準用規定）

第 22 条 第 11 条から第 13 条まで、第 17 条及び第 18 条の規定は、第二種特定事業者に準用する。

2 第 14 条の規定は、法第 18 条第 2 項の規定により準用される法第 11 条の経済産業省令で定める業務に準用する。この場合において、第 14 条第 2 号中「第 17 条」とあるのは、「第 22 条第 1 項の規定により準用される第 10 条」と読み替えるものとする。

（報告）

第 26 条 法第 20 条第 3 項の規定による報告は、様式第 13 による報告書一通を提出してしなければならない。

（定期の報告）

第 46 条 法第 63 条第 1 項の規定による報告は、毎年度 6 月末日までに、様式第 22 による報告書一通を提出してしなければならない。

第 47 条 法第 63 条第 1 項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）

二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第 59 条第 1 項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

三 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

四 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率

五 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（フレキシブルディスクによる手続）

第 51 条 第 17 条の報告書（第 22 条の規定により準用される場合を含む。）、第 26 条の報告書及び第 46 条の報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第 24 のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第 52 条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本工業規格 X6221 に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格 X6223 に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第 53 条 第 51 条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6221 又は X6223 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名
- 二 提出年月日

附 則 (平成 18 年経済産業省令第 19 号)

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）

による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第 7 条第 3 項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第 2 条の規定により読み替えて適用される新法第 8 条第 1 項の規定によりエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第 3 条第 3 号又は第 4 号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第 12 条に定める期間ごとに、当該者に新法第 13 条第 2 項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第 12 条各号列記以外の部分中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と、「同条第 1 項第 1 号」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 93 号）による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第 10 条の 2 第 1 項第 1 号」と、同条第 1 号中「法第 13 条第 1 項第 1 号」とあるのは「旧法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号」と、「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と、同条第 2 号中「エネルギー管理員を」とあるのは「旧法第 10 条の 2 第 1 項のエネルギー管理員を」と、「法第 13 条第 2 項」とあるのは「同条第 2 項」と、「エネルギー管理員に」とあるのは「エネルギー管理者に」と読み替えるものとする。

- 2 新法第 7 条第 3 項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第 2 条の規定により読み替えて適用される新法第 8 条第 1 項の規定により改正令附則第 3 条第 5 号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、新規則第 12 条に定める期間ごとに、当該者に新法第 13 条第 2 項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第 12 条中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と読み替えるものとする。

第 6 条 新法第 7 条第 3 項に規定する第一種特定事業者についての新規則第 8 条第 1 号の規定の適用については、平成 18 年度においては、同号中「6 月」とあるのは、「9 月」とする。

第 7 条 第一種指定事業者についての新規則第 11 条第 1 号の規定の適用については、平成 18 年度においては、同号中「6 月」とあるのは、「9 月」とする。

- 2 前項の規定は、新法第 17 条第 3 項に規定する第二種特定事業者（以下「第二種特定事業者」という。）に準用する。この場合において、前項中「第 11 条第 1 号」とあるのは、「第 22 条第

1 項において準用する第 11 条第 1 号」と読み替えるものとする。

第 8 条 新法第 7 条第 3 項に規定する第一種特定事業者についての新規則第 15 条第 1 項の規定の適用については、平成 18 年度においては、同項中「毎年度 6 月末日までに」とあるのは、「平成 18 年 9 月末日までに」とする。

第 9 条 新法第 7 条第 3 項に規定する第一種特定事業者についての新規則第 17 条の規定の適用については、平成 18 年度においては、同条中「毎年度 6 月末日までに」とあるのは、「平成 18 年 9 月末日までに」とする。

2 前項の規定は、新法第 17 条第 3 項に規定する第二種特定事業者に準用する。この場合において、前項中「第 17 条」とあるのは、「第 22 条第 1 項において準用する第 17 条」と読み替えるものとする。

第 10 条 新規則第 18 条第 7 号（第 22 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定は、平成 19 年 3 月 31 日までは、適用しない。

第 11 条 新法第 20 条第 1 項に規定する登録調査機関についての新規則第 24 条の規定の適用については、平成 18 年度においては、同条中「第 18 条各号」とあるのは、「第 18 条第 1 号から第 6 号まで」とする。

第 12 条 新法第 61 条第 1 項に規定する特定荷主（以下「特定荷主」という。）についての新規則第 45 条の規定の適用については、平成 19 年度においては、同項中「毎年度 6 月末日までに」とあるのは、「平成 19 年 9 月末日までに」とする。

第 13 条 特定荷主についての新規則第 46 条の規定の適用については、平成 19 年度においては、同条中「毎年度 6 月末日までに」とあるのは、「平成 19 年 9 月末日までに」とする。

（４）エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 11 号）（抄）

（算定・報告・公表制度関係部分の抜粋）

（特定貨物輸送事業者の定期の報告）

第 6 条 法第 56 条第 1 項の規定による報告は、毎年度 6 月末日までに、様式第 4 による報告書一通を提出してしなければならない。

第 7 条 法第 56 条第 1 項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量
- 二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況
- 三 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第 52 条第 1 項に規定する判断の基準の遵守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置
- 四 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量
- 五 エネルギーの使用の効率
- 六 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（特定旅客輸送事業者の定期の報告）

第 12 条 法第 69 条において準用する法第 56 条第 1 項の規定による報告は、毎年度 6 月末日までに、様式第 8 による報告書一通を提出してしなければならない。

第 13 条 法第 69 条において準用する法第 56 条第 1 項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量
 - 二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況
 - 三 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第 66 条第 1 項に規定する判断の基準の遵守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置
 - 四 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計
 - 五 エネルギーの使用の効率
 - 六 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (特定航空輸送事業者の定期の報告)

第 18 条 法第 71 条第 6 項において準用する法第 56 条第 1 項の規定による報告は、毎年度 6 月末日までに、様式第 12 による報告書一通を提出してしなければならない。

第 19 条 法第 71 条第 6 項において準用する法第 56 条第 1 項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量
 - 二 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況
 - 三 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第 52 条第 1 項に規定する判断の基準及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第 66 条第 1 項に規定する判断の基準の遵守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置
 - 四 輸送ごとにその航空機の利用可能重量（当該輸送ごとに当該航空機に搭載し、又は搭乗することができる貨物及び旅客の重量の合計をいう。）に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量
 - 五 エネルギーの使用の効率
 - 六 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (フレキシブルディスクによる手続)

第 20 条 第 5 条、第 11 条及び第 17 条の計画書並びに第 6 条、第 12 条及び第 18 条の報告書の提出については、当該計画書又は当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第 13 のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第 21 条 前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格 X6223 に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第 22 条 第 20 条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6223 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名
- 二 提出年月日

(書類の提出)

第 23 条 法及び令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書、申出書、計画書又は報告書は、それぞれ輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。

附 則

この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 93 号）の施行の日（平成 18 年 4 月 1 日）から施行する。

(5) 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法（平成 18 年経済産業省告示第 66 号）

- 1 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（以下「エネルギー使用量」という。）は、次に掲げる方法により算定した量を合算した量とする。
 - (1) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、エネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法（以下「燃料法」という。）
 - (2) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離（以下「輸送距離」という。）を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られるエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法（以下「燃費法」という。）
 - (3) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物の輸送距離を乗じて得られる量（以下「貨物輸送量」という。）とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いてエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法（以下「トンキロ法」という。）
- 2 1(1)から(3)において、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに算定したエネルギーの使用量を合算する際に行う、エネルギーの種類ごとの固有単位のエネルギー使用量の発熱量への換算は、別表第 1 の左欄に掲げるエネルギーごとに、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の右欄に掲げる発熱量として換算することとする。ただし、別表第 1 の左欄に掲げるエネルギー以外のエネルギーにあつては、実測その他適切と認められる方法により得られる当該エネルギーの一固有単位当たりの発熱量を用いて換算することとする。
- 3 燃費法において、貨物自動車等の燃費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 別表第 2 に掲げる輸送の区分ごとの数値
 - (2) 貨物自動車等の燃費を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物自動車等の燃費
- 4 トンキロ法において、貨物輸送量とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものは、貨物輸送量に次に掲げる貨物輸送量当たりの燃料使用量を乗じるものをいう。
 - (1) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であつて、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の重量を貨物自動車の最大積載量で除して得た率（以下「積載率」という。）を把握している場合には、次に掲げる数式に基づいて算出される貨物輸送量当たりの燃料使用量
 - ① 揮発油を燃料とする貨物自動車にあつては、次の式

第Ⅳ編 付 録

$$\ln x = 2.67 - 0.927 \ln (y/100) - 0.648 \ln z$$

② 軽油を燃料とする貨物自動車にあっては、次の式

$$\ln x = 2.71 - 0.812 \ln (y/100) - 0.654 \ln z$$

これらの式において、 x 、 y 及び z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

x : 貨物輸送量当たりの燃料使用量 (単位 l/トンキロ)

y : 積載率 (単位%)

z : 貨物自動車の最大積載量 (単位 kg)

(2) 貨物自動車で貨物輸送する場合であって、かつ、積載率を把握していない場合には、別表第 3 に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料使用量

(3) 鉄道、船舶又は航空機で貨物を輸送する場合には、別表第 4 に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料の発熱量

(4) 貨物輸送量当たりの燃料使用量を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物輸送量当たりの燃料使用量

附則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

揮発油 1 kl	34.6GJ
ジェット燃料油 1 kl	36.7GJ
軽油 1 kl	38.2GJ
重油	
イ A 重油 1 kl	39.1GJ
ロ B・C 重油 1 kl	41.7GJ
液化石油ガス (LPG) 1 トン	50.2GJ
電気	
イ 昼間の電気 千 kWh	9.97GJ
ロ 夜間の電気 千 kWh	9.28GJ
ハ 一般電気事業者 (電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者をいう。) から供給される電気以外の電気 千 kWh	9.76GJ

備考 この表において「昼間」とは、午前八時から午後十時までをいい、「夜間」とは、午後十時から翌日の午前八時までをいう。

別表第 2

輸送の区分			燃費 (km/l)
	使用する燃料	最大積載量	
事業用貨物自動車	揮発油	軽自動車	9.33
		2,000kg 未満	6.57
		2,000kg 以上	4.96

第Ⅳ編 付 録

	軽油	1,000kg 未満	9.32
		1,000kg 以上 2,000kg 未満	6.19
		2,000kg 以上 4,000kg 未満	4.58
		4,000kg 以上 6,000kg 未満	3.79
		6,000kg 以上 8,000kg 未満	3.38
		8,000kg 以上 10,000kg 未満	3.09
		10,000kg 以上 12,000kg 未満	2.89
		12,000kg 以上 17,000kg 未満	2.62
自家用貨物自動車	揮発油	軽自動車	10.3
		2,000kg 未満	7.15
		2,000kg 以上	5.25
	軽油	1,000kg 未満	11.9
		1,000kg 以上 2,000kg 未満	7.34
		2,000kg 以上 4,000kg 未満	4.94
		4,000kg 以上 6,000kg 未満	3.96
		6,000kg 以上 8,000kg 未満	3.53
		8,000kg 以上 10,000kg 未満	3.23
		10,000kg 以上 12,000kg 未満	3.02
		12,000kg 以上 17,000kg 未満	2.74

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第8条に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第3

輸送の区分			貨物輸送量当たりの燃料使用量 (l/トンキロ)
	使用する燃料	最大積載量	
事業用貨物自動車	揮発油	軽自動車	0.741
		2,000kg 未満	0.472
		2,000kg 以上	0.192
	軽油	1,000kg 未満	0.592
		1,000kg 以上 2,000kg 未満	0.255
		2,000kg 以上 4,000kg 未満	0.124
		4,000kg 以上 6,000kg 未満	0.0844
		6,000kg 以上 8,000kg 未満	0.0677
		8,000kg 以上 10,000kg 未満	0.0575
		10,000kg 以上 12,000kg 未満	0.0504

第Ⅳ編 付 録

		12,000kg 以上 17,000kg 未満	0.0421
自家用貨物自動車	揮発油	軽自動車	2.74
		2,000kg 未満	1.39
		2,000kg 以上	0.394
	軽油	1,000kg 未満	1.67
		1,000kg 以上 2,000kg 未満	0.530
		2,000kg 以上 4,000kg 未満	0.172
		4,000kg 以上 6,000kg 未満	0.102
		6,000kg 以上 8,000kg 未満	0.0820
		8,000kg 以上 10,000kg 未満	0.0696
		10,000kg 以上 12,000kg 未満	0.0610
		12,000kg 以上 17,000kg 未満	0.0509

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第8条に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第4

輸送の区分	貨物輸送量当たりの燃料の発熱量 (MJ/トンキロ)
鉄道	0.491
船舶	0.555
航空機	22.2

3. 連絡先・問い合わせ先

(1) 排出量の算定・報告・公表制度に関する問い合わせ先

省庁名	担当課	TEL	FAX
環 境 省	地球環境局地球温暖化対策課	03-5521-8249	03-3580-1382
経済産業省	産業技術環境局環境経済室	03-3501-1511（内線 3521）	03-3501-7697

制度全般に関するお問い合わせは、事業所・事業者の所在地を管轄する以下の地方環境事務所までお寄せください。

地方環境事務所 (管轄地域)	連 絡 先
北海道地方環境事務所 (北海道)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル 9F TEL 011-251-8700 FAX 011-219-7072 URL http://hokkaido.env.go.jp/
東北地方環境事務所 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F TEL 022-722-2870 FAX 022-722-2872 URL http://tohoku.env.go.jp/
関東地方環境事務所 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 静岡県)	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F TEL 048-600-0516 FAX 048-600-0517 URL http://kanto.env.go.jp/
新潟事務所 (新潟県)	〒950-0078 新潟市万代島5-1 新潟万代島ビル 15F TEL 025-249-7575 FAX 025-290-6675
中部地方環境事務所 (富山県、石川県、福井県、長野県、 岐阜県、愛知県、三重県)	〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル 4F TEL 052-955-2130 FAX 052-951-8889 URL http://chubu.env.go.jp/
近畿地方環境事務所 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県)	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル 8F TEL 06-4792-0700 FAX 06-4790-2800 URL http://kinki.env.go.jp/
中国四国地方環境事務所 (鳥取県、岡山県、)	〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1、4F TEL 086-223-1577 FAX 086-224-2081 URL http://chushikoku.env.go.jp/
広島事務所 (島根県、広島県、山口県)	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル 2F TEL 082-511-0006 FAX 082-211-0455
高松事務所 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	〒760-0023 高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館 6F TEL 087-811-7240 FAX 087-822-6203
九州地方環境事務所 (熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県)	〒862-0913 熊本市尾ノ上1-6-22 TEL 096-214-0311 FAX 096-214-0354 URL http://kyushu.env.go.jp/
福岡事務所 (福岡県、佐賀県、長崎県)	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-23 博多駅前第2ビル 7F TEL 092-437-8851 FAX 092-481-6465

(2) 事業所管官庁の問い合わせ先

算定・報告・公表制度に係る関係省庁連絡会窓口一覧（平成 18 年 8 月現在）

省庁名	担当局部課	連絡先
警 察 庁	長官官房総務課	TEL : 03-3581-0141（内線 2156） FAX : 03-3581-0559
防 衛 庁	防衛庁長官官房文書課環境対策室	TEL : 03-3268-3111（内線 20901） FAX : 03-5261-2327
金 融 庁	金融庁総務企画局 企画課	TEL : 03-3506-6000（内線 3645） FAX : 03-3506-6220
総 務 省	大臣官房企画課	TEL : 03-5253-5158（内線 1420） FAX : 03-5253-5160
法 務 省	大臣官房秘書課	TEL : 03-3580-4111（内線 2083） FAX : 03-5511-7200
外 務 省	国際社会協力部 気候変動室	TEL : 03-5501-8000（内線 5518） FAX : 03-5501-8244
財 務 省	大臣官房総合政策課企画官室	TEL : 03-3581-4111（代表） FAX : 03-5251-2163
文部科学省	文教施設企画部	TEL : 03-5253-4111（内線 3696） FAX : 03-6734-3695
厚生労働省	政策統括官付労働政策担当参事官室 企画第二係	03-5253-1111（内線 7723）
農林水産省	大臣官房環境政策課	TEL : 03-3502-8111（内線 2521） FAX : 03-3591-6640
経済産業省	産業技術環境局環境経済室	TEL : 03-3501-1511（内線 3521） FAX : 03-3501-7697
国土交通省	総合政策局 環境・海洋課	TEL : 03-5253-8111（内線 24334,322） FAX : 03-5253-1549
環 境 省	廃棄物・リサイクル対策部企画課	TEL : 03-3581-3351（内線 6817） FAX : 03-3593-8262

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
A	農業	01	農業	011	耕種農業	0111	米作農業
						0112	米作以外の穀作農業
						0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）
						0114	果樹作農業
						0115	花き作農業
				012	畜産農業	0116	工芸農作物農業
						0117	ばれいしょ・かんしょ作農業
						0119	その他の耕種農業
						0121	酪農業
						0122	肉用牛生産業
B	林業	02	林業	013	農業サービス業 （園芸サービス業を除く）	0123	養豚業
						0124	養鶏業
						0125	畜産類似業
						0126	養蚕農業
						0129	その他の畜産農業
				014	園芸サービス業	0131	穀作サービス業
						0132	野菜作・果樹作サービス業
						0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業
						0134	畜産サービス業（獣医業を除く）
						0141	園芸サービス業
				021	育林業	0211	育林業
						0221	素材生産業
						0231	製薪炭業
						0239	その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）
						0241	育林サービス業
C	漁業	03	漁業	031	海面漁業	0242	素材生産サービス業
						0243	山林種苗生産サービス業
						0249	その他の林業サービス業
						0299	その他の林業
				032	内水面漁業	0311	底びき網漁業
						0312	まき網漁業
						0313	刺網漁業
						0314	釣・はえ縄漁業
						0315	定置網漁業
D	鉱業	05	鉱業	041	海面養殖業	0316	地びき網・船びき網漁業
						0317	採貝・採藻業
						0318	捕鯨業
						0319	その他の海面漁業
						0411	魚類養殖業
				042	内水面養殖業	0412	貝類養殖業
						0413	藻類養殖業
						0414	真珠養殖業
						0415	種苗養殖業
						0419	その他の海面養殖業
				051	金属鉱業	0421	内水面養殖業
						0511	金・銀鉱業
						0512	鉛・亜鉛鉱業
						0513	鉄鉱業
						0519	その他の金属鉱業
				052	石炭・亜炭鉱業	0521	石炭鉱業（石炭選別業を含む）
						0522	亜炭鉱業
						0531	原油鉱業
						0532	天然ガス鉱業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
				054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
						0542	石英粗面岩・同類似岩石採石業
						0543	安山岩・同類似岩石採石業
D	鉱業 (つづき)	05	鉱業 (つづき)	054	採石業、砂・砂利・玉石採取業 (つづき)	0544	大理石採石業
						0545	ぎょう灰岩採石業
						0546	砂岩採石業
						0547	粘板岩採石業
						0548	砂・砂利・玉石採取業
						0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
				055	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）	0551	耐火粘土鉱業
						0552	ろう石鉱業
						0553	ドロマイト鉱業
						0554	長石鉱業
						0555	けい石鉱業
						0556	天然けい砂鉱業
						0557	石灰石鉱業
						0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業
				059	その他の鉱業	0591	酸性白土鉱業
						0592	ベントナイト鉱業
						0593	けいそう土鉱業
						0594	滑石鉱業
						0599	他に分類されない鉱業
E	建設業	06	総合工事業	061	一般土木建築工事業	0611	一般土木建築工事業
				062	土木工事業（舗装工事業を除く）	0621	土木工事業(別掲を除く)
						0622	造園工事業
						0623	しゅんせつ工事業
				063	舗装工事業	0631	舗装工事業
				064	建築工事業(木造建築工事業を除く)	0641	建築工事業(木造建築工事業を除く)
		07	職別工事業(設備工事業を除く)	065	木造建築工事業	0651	木造建築工事業
				066	建築リフォーム工事業	0661	建築リフォーム工事業
				071	大工工事業	0711	大工工事業(型枠大工工事業を除く)
						0712	型枠大工工事業
				072	とび・土工・コンクリート工事業	0721	とび工事業
						0722	土工・コンクリート工事業
						0723	特殊コンクリート工事業
				073	鉄骨・鉄筋工事業	0731	鉄骨工事業
						0732	鉄筋工事業
				074	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	0741	石工工事業
						0742	れんが工事業
						0743	タイル工事業
						0744	コンクリートブロック工事業
				075	左官工事業	0751	左官工事業
				076	板金・金物工事業	0761	金属製屋根工事業
						0762	板金工事業
						0763	建築金物工事業
				077	塗装工事業	0771	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
						0772	道路標示・区画線工事業
				078	床・内装工事業	0781	床工事業
						0782	内装工事業
				079	その他の職別工事業	0791	ガラス工事業
						0792	金属製建具工事業
						0793	木製建具工事業
						0794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
						0795	防水工事業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
		E	建設業	081	電気工事業	0796	はつり・解体工事業
						0799	他に分類されない職別工事業
						0811	一般電気工事業
						0812	電気配線工事業
				082	電気通信・信号装置工事業	0821	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）
						0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
						0823	信号装置工事業
						0824	信号装置工事業
E	建設業 （つづき）	E	建設業 （つづき）	083	管工事業（さく井工事業を除く）	0831	一般管工事業
						0832	冷暖房設備工事業
						0833	給排水・衛生設備工事業
						0839	その他の管工事業
				084	機械器具設置工事業	0841	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）
						0842	昇降設備工事業
						0891	築炉工事業
						0892	熱絶縁工事業
				089	その他の設備工事業	0893	道路標識設置工事業
						0894	さく井工事業
						0911	肉製品製造業
						0912	乳製品製造業
F	製造業	09	食料品製造業	091	畜産食料品製造業	0919	その他の畜産食料品製造業
				092	水産食料品製造業	0921	水産缶詰・瓶詰製造業
						0922	海藻加工業
						0923	水産練製品製造業
				093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	0924	塩干・塩蔵品製造業
						0925	冷凍水産物製造業
						0926	冷凍水産食品製造業
						0929	その他の水産食料品製造業
				094	調味料製造業	0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）
						0932	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）
						0941	味そ製造業
						0942	しょう油・食用アミノ酸製造業
				095	糖類製造業	0943	うま味調味料製造業
						0944	ソース製造業
						0945	食酢製造業
						0949	その他の調味料製造業
				096	精穀・製粉業	0951	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
						0952	砂糖精製業
						0953	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
						0961	精米業
				097	パン・菓子製造業	0962	精麦業
						0963	小麦粉製造業
						0969	その他の精穀・製粉業
						0971	パン製造業
				098	動植物油脂製造業	0972	生菓子製造業
						0973	ビスケット類・干菓子製造業
						0974	米菓製造業
						0979	その他のパン・菓子製造業
				099	その他の食料品製造業	0981	植物油脂製造業
						0982	動物油脂製造業
						0983	食用油脂加工業
						0991	でんぷん製造業
						0992	めん類製造業
						0993	豆腐・油揚げ製造業
						0994	あん類製造業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
						0995	冷凍調理食品製造業
						0996	そう（惣）菜製造業
						0999	他に分類されない食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業	101	清涼飲料製造業	1011	清涼飲料製造業
				102	酒類製造業	1021	果実酒製造業
						1022	ビール製造業
						1023	清酒製造業
						1024	蒸留酒・混成酒製造業
				103	茶・コーヒー製造業	1031	製茶業
F	製造業（つづき）	10	飲料・たばこ・飼料製造業（つづき）	103	（つづき）	1032	コーヒー製造業
				104	製氷業	1041	製氷業
				105	たばこ製造業	1051	たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）
						1052	葉たばこ処理業
				106	飼料・有機質肥料製造業	1061	配合飼料製造業
						1062	単体飼料製造業
						1063	有機質肥料製造業
		11	繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く）	111	製糸業	1111	製糸業
				112	紡績業	1121	綿紡績業
						1122	化学繊維紡績業
						1123	毛紡績業
						1129	その他の紡績業
				113	ねん糸製造業	1131	ねん糸製造業（かさ高加工糸製造業を除く）
						1132	かさ高加工糸製造業
				114	織物業	1141	綿・スフ織物業
						1142	絹・人絹織物業
						1143	毛織物業
						1144	麻織物業
						1149	その他の織物業
				115	ニット生地製造業	1151	丸編ニット生地製造業
						1152	たて編ニット生地製造業
						1153	横編ニット生地製造業
				116	染色整理業	1161	綿・スフ・麻織物機械染色業
						1162	絹・人絹織物機械染色業
						1163	毛織物機械染色整理業
						1164	織物整理業
						1165	織物手加工染色整理業
						1166	綿状繊維・糸染色整理業
						1167	ニット・レース染色整理業
						1168	繊維雑品染色整理業
				117	網・網製造業	1171	網製造業
						1172	漁網製造業
						1179	その他の網地製造業
				118	レース・繊維雑品製造業	1181	刺しゅうレース製造業
						1182	編レース製造業
						1183	ボビンレース製造業
						1184	組ひも製造業
						1185	細幅織物業
						1189	その他のレース・繊維雑品製造業
				119	その他の繊維工業	1191	整毛業
						1192	製綿業
						1193	フェルト・不織布製造業
						1194	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
						1195	上塗りした織物・防水した織物製造業
						1196	繊維製衛生材料製造業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類	小分類	細分類
				1199 他に分類されない繊維工業
		12 衣服・その他の繊維製品製造業	121 織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）	1211 成人男子・少年服製造業 1212 成人女子・少女服製造業 1213 乳幼児服製造業 1214 シャツ製造業（下着を除く） 1215 事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業 1216 学校服製造業
			122 ニット製外衣・シャツ製造業	1221 ニット製外衣（アウターシャツ類、セーター類などを除く）製造業 1222 ニット製アウターシャツ類製造業 1223 セーター類製造業 1229 その他のニット製外衣・シャツ製造業
			123 下着類製造業	1231 織物製下着製造業
F	製造業（つづき）	12 衣服・その他の繊維製品製造業（つづき）	123 下着類製造業（つづき）	1232 ニット製下着製造業 1233 織物製寝着類製造業 1234 ニット製寝着類製造業 1235 補整着製造業
			124 和装製品・足袋製造業	1241 和装製品製造業 1242 足袋製造業
			125 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	1251 ネクタイ製造業 1252 スカーフ・マフラー製造業 1253 ハンカチーフ製造業 1254 靴下製造業 1255 手袋製造業 1256 帽子製造業（帽体を含む） 1257 毛皮製衣服・身の回り品製造業 1259 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
			129 その他の繊維製品製造業	1291 寝具製造業 1292 毛布製造業 1293 帆布製品製造業 1294 繊維製袋製造業 1295 刺しゅう業 1296 タオル製造業 1299 他に分類されない繊維製品製造業
		13 木材・木製品製造業（家具を除く）	131 製材業、木製品製造業	1311 一般製材業 1312 単板（ベニヤ板）製造業 1313 床板製造業 1314 木材チップ製造業 1319 他に分類されない特殊製材業
			132 造作材・合板・建築用組立材料製造業	1321 造作材製造業（建具を除く） 1322 合板製造業 1323 集成材製造業 1324 建築用木製組立材料製造業 1325 パーティクルボード製造業 1326 銘板・銘木製造業
			133 木製容器製造業（竹、とうを含む）	1331 竹・とう・きりゅう等容器製造業 1332 折箱製造業 1333 木箱製造業（折箱を除く） 1334 たる製造業 1335 おけ製造業
			139 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）	1391 木材薬品処理業 1392 靴型等製造業 1393 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業 1399 他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）
		14 家具・装備品製造業	141 家具製造業	1411 木製家具製造業（漆塗りを除く）

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類	小分類	細分類
		業		1412 金属製家具製造業 1413 マットレス・組スプリング製造業
			142 宗教用具製造業	1421 宗教用具製造業
			143 建具製造業	1431 建具製造業
			149 その他の家具・装 備品製造業	1491 事務所用・店舗用装備品製造業 1492 窓用・扉用日よけ製造業 1493 日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業 1494 鏡縁・額縁製造業 1499 他に分類されない家具・装備品製造業
		15 パルプ・紙・紙加 工品製造業	151 パルプ製造業	1511 パルプ製造業
			152 紙製造業	1521 洋紙製造業 1522 板紙製造業 1523 機械すき和紙製造業 1524 手すき和紙製造業
			153 加工紙製造業	1531 塗工紙製造業
			153 加工紙製造業 （つづき）	1532 段ボール製造業 1533 壁紙・ふすま紙製造業
			154 紙製品製造業	1541 事務用紙製品製造業 1542 学用紙製品製造業 1543 日用紙製品製造業 1549 その他の紙製品製造業
			155 紙製容器製造業	1551 重包装紙袋製造業 1552 角底紙袋製造業 1553 段ボール箱製造業 1554 紙器製造業
			159 その他のパルプ・ 紙・紙加工品製造 業	1591 セロファン製造業 1592 繊維板製造業 1593 紙製衛生材料製造業 1599 他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業
		16 印刷・同関連業	161 印刷業	1611 印刷業
			162 製版業	1621 製版業
			163 製本業、印刷物加 工業	1631 製本業 1632 印刷物加工業
			169 印刷関連サービス業	1691 印刷関連サービス業
		17 化学工業	171 化学肥料製造業	1711 窒素質・りん酸質肥料製造業 1712 複合肥料製造業 1719 その他の化学肥料製造業
			172 無機化学工業製品 製造業	1721 ソーダ工業 1722 無機顔料製造業 1723 圧縮ガス・液化ガス製造業 1724 塩製造業 1729 その他の無機化学工業製品製造業
			173 有機化学工業製品 製造業	1731 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） 1732 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む） 1733 発酵工業 1734 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 1735 プラスチック製造業 1736 合成ゴム製造業 1739 その他の有機化学工業製品製造業
			174 化学繊維製造業	1741 レーヨン・アセテート製造業 1742 合成繊維製造業
			175 油脂加工製品・石 けん・合成洗剤・ 界面活性剤・塗料 製造業	1751 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 1752 石けん・合成洗剤製造業 1753 界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
						1754 塗料製造業	
						1755 印刷インキ製造業	
						1756 洗浄剤・磨用剤製造業	
						1757 ろうそく製造業	
				176	医薬品製造業	1761 医薬品原薬製造業	
						1762 医薬品製剤製造業	
						1763 生物学的製剤製造業	
						1764 生薬・漢方製剤製造業	
						1765 動物用医薬品製造業	
				177	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	1771 仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）	
						1772 頭髮用化粧品製造業	
						1779 その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品製造業	
				179	その他の化学工業	1791 火薬類製造業	
						1792 農薬製造業	
						1793 香料製造業	
						1794 ゼラチン・接着剤製造業	
						1795 写真感光材料製造業	
						1796 天然樹脂製品・木材化学製品製造業	
F	製造業 （つづき）	17	化学工業 （つづき）	179	その他の化学工業 （つづき）	1797 試薬製造業	
						1799 他に分類されない化学工業製品製造業	
		18	石油製品・石炭製品製造業	181	石油精製業	1811 石油精製業	
				182	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	1821 潤滑油製造業	
						1822 グリース製造業	
				183	コークス製造業	1831 コークス製造業	
				184	舗装材料製造業	1841 舗装材料製造業	
				189	その他の石油製品・石炭製品製造業	1891 練炭・豆炭製造業	
						1899 他に分類されない石油製品・石炭製品製造業	
		19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	191	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	1911 プラスチック板・棒製造業	
						1912 プラスチック管製造業	
						1913 プラスチック継手製造業	
						1914 プラスチック異形押出製品製造業	
						1915 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	
				192	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	1921 プラスチックフィルム製造業	
						1922 プラスチックシート製造業	
						1923 プラスチック床材製造業	
						1924 合成皮革製造業	
						1925 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	
				193	工業用プラスチック製品製造業	1931 工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
						1932 工業用プラスチック製品加工業	
				194	発泡・強化プラスチック製品製造業	1941 軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）	
						1942 硬質プラスチック発泡製品製造業	
						1943 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	
						1944 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
						1945 発泡・強化プラスチック製品加工業	
				195	プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）	1951 プラスチック成形材料製造業	
						1952 廃プラスチック製品製造業	
				199	その他のプラスチック製品製造業	1991 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	
						1992 プラスチック製容器製造業	
						1997 他に分類されないプラスチック製品製造業	
						1998 他に分類されないプラスチック製品加工業	
		20	ゴム製品製造業	201	タイヤ・チューブ製造業	2011 自動車タイヤ・チューブ製造業	
						2012 自転車タイヤ・チューブ製造業	
				202	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	2021 ゴム製履物・同附属品製造業	
						2022 プラスチック製履物・同附属品製造業	

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
				203	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	2031	ゴムベルト製造業
						2032	ゴムホース製造業
						2033	工業用ゴム製品製造業
						2091	ゴム引布・同製品製造業
						2092	医療・衛生用ゴム製品製造業
						2093	ゴム練生地製造業
						2094	更生タイヤ製造業
						2095	再生ゴム製造業
						2099	他に分類されないゴム製品製造業
				21	なめし革・同製品・毛皮製造業	211	なめし革製造業
		212	工業用革製品製造業（手袋を除く）			2121	工業用革製品製造業（手袋を除く）
		213	革製履物用材料・同附属品製造業			2131	革製履物用材料・同附属品製造業
		214	革製履物製造業			2141	革製履物製造業
		215	革製手袋製造業			2151	革製手袋製造業
		216	かばん製造業			2161	かばん製造業
		217	袋物製造業			2171	袋物製造業（ハンドバッグを除く）
		218	毛皮製造業			2172	ハンドバッグ製造業
						2181	毛皮製造業
		219	その他のなめし革製品製造業	2199	その他のなめし革製品製造業		
		22	窯業・土石製品製造業	221	ガラス・同製品製造業	2211	板ガラス製造業
				2212	板ガラス加工業		
		F	製造業（つづき）	22	窯業・土石製品製造業（つづき）	221	ガラス・同製品製造業（つづき）
2214	ガラス容器製造業						
2215	理化学用・医療用ガラス器具製造業						
2216	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業						
2217	ガラス繊維・同製品製造業						
2219	その他のガラス・同製品製造業						
222	セメント・同製品製造業					2221	セメント製造業
						2222	生コンクリート製造業
						2223	コンクリート製品製造業
223	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）					2229	その他のセメント製品製造業
						2231	粘土かわら製造業
						2232	普通れんが製造業
						2233	陶管製造業
224	陶磁器・同関連製品製造業					2239	その他の建設用粘土製品製造業
						2241	衛生陶器製造業
						2242	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
						2243	陶磁器製置物製造業
						2244	電気用陶磁器製造業
						2245	理化学用・工業用陶磁器製造業
						2246	陶磁器製タイル製造業
						2247	陶磁器絵付業
225	耐火物製造業					2248	陶磁器用はい（坏）土製造業
						2249	その他の陶磁器・同関連製品製造業
						2251	耐火れんが製造業
226	炭素・黒鉛製品製造業			2252	不定形耐火物製造業		
				2259	その他の耐火物製造業		
				2261	炭素質電極製造業		
				2262	炭素繊維製造業		
				2269	その他の炭素・黒鉛製品製造業		
227	研磨材・同製品製造業			2271	研磨材製造業		
				2272	研削と石製造業		
				2273	研磨布紙製造業		
				2279	その他の研磨材・同製品製造業		

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類			
				228	骨材・石工品等製造業	2281	砕石製造業		
						2282	人工骨材製造業		
						2283	石工品製造業		
						2284	けいそう土・同製品製造業		
						2285	鉱物・土石粉碎等処理業		
						229	その他の窯業・土石製品製造業	2291	ほうろう鉄器製造業
						2292	七宝製品製造業		
						2293	人造宝石製造業		
						2294	ロックウール・同製品製造業		
						2295	石綿製品製造業		
						2296	石こう（膏）製品製造業		
				2297	石灰製造業				
				2298	鋳型製造業（中子を含む）				
2299	他に分類されない窯業・土石製品製造業								
23	鉄鋼業			231	製鉄業	2311	高炉による製鉄業		
				2312	高炉によらない製鉄業				
				2313	フェロアロイ製造業				
				232	製鋼・製鋼圧延業	2321	製鋼・製鋼圧延業（転炉，電気炉を含む）		
				233	製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	2331	熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）		
						2332	冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）		
						2333	冷間ロール成型形鋼製造業		
						2334	鋼管製造業		
2335	伸鉄業								
2336	磨棒鋼製造業								
F	製造業（つづき）	23	鉄鋼業（つづき）	233	製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）（つづき）	2337	引抜鋼管製造業		
						2338	伸線業		
						2339	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）		
						234	表面処理鋼材製造業	2341	亜鉛鉄板製造業
								2342	めっき鋼管製造業
				2349	その他の表面処理鋼材製造業				
				235	鉄素形材製造業	2351	鋳鉄铸件製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）		
						2352	可鍛鋳鉄製造業		
						2353	鋳鋼製造業		
						2354	鍛工品製造業		
				2355	鍛鋼製造業				
				239	その他の鉄鋼業	2391	鉄鋼シャースリット業		
						2392	鉄スクラップ加工処理業		
2393	鋳鉄管製造業								
2399	他に分類されない鉄鋼業								
24	非鉄金属製造業	241	非鉄金属第1次製錬・精製業	2411	銅第1次製錬・精製業				
				2412	亜鉛第1次製錬・精製業				
		242	非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	2413	アルミニウム第1次製錬・精製業				
				2419	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業				
				2421	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）				
		2422	亜鉛第2次製錬・精製業（亜鉛合金製造業を含む）						
		2423	アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）						
2429	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）								
243	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）	2431	伸銅品製造業						
		2432	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）						
		2439	その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）						
244	電線・ケーブル製造業	2441	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）						
		2442	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）						
245	非鉄金属素形材製造業	2451	銅・同合金铸件製造業（ダイカストを除く）						
		2452	非鉄金属铸件製造業（銅・同合金铸件及びダイカストを除く）						

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
						2453	アルミニウム・合金ダイカスト製造業
						2454	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・合金ダイカストを除く）
						2455	非鉄金属鍛造品製造業
						249	その他の非鉄金属製造業
						2491	核燃料製造業
						2499	他に分類されない非鉄金属製造業
		25	金属製品製造業	251	ブリキ缶・その他のめっき等製品製造業	2511	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
				252	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2521	洋食器製造業
						2522	機械刃物製造業
						2523	利器工器具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）
						2524	作業工具製造業（やすりを除く）
						2525	やすり製造業
						2526	手引のこぎり・のこ刃製造業
						2527	農業用器具製造業（農業用機械を除く）
						2529	その他の金物類製造業
				253	暖房装置・配管工事用附属品製造業	2531	配管工事用附属品製造業（パルプ、コックを除く）
						2532	ガス機器・石油機器製造業
						2533	温風・温温暖房装置製造業
						2539	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）
				254	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	2541	建設用金属製品製造業
						2542	建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）
						2543	製缶板金業
				255	金属素形材製品製造業	2551	アルミニウム・合金プレス製品製造業
						2552	金属プレス製品製造業（アルミニウム・合金を除く）
						2553	粉末や金製品製造業
				256	金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）	2561	金属製品塗装業
						2562	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
						2563	金属彫刻業
F	製造業（つづき）	25	金属製品製造業（つづき）	256	金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）（つづき）	2564	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
				257	金属線製品製造業（ねじ類を除く）	2565	金属熱処理業
						2569	その他の金属表面処理業
				258	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2571	くぎ製造業
				259	その他の金属製品製造業	2579	その他の金属線製品製造業
						2581	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
						2591	金庫製造業
						2592	金属製スプリング製造業
						2599	他に分類されない金属製品製造業
		26	一般機械器具製造業	261	ボイラ・原動機製造業	2611	ボイラ製造業
				262	農業用機械製造業（農業用器具を除く）	2612	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）
						2613	はん用内燃機関製造業
						2619	その他の原動機製造業
				263	建設機械・鉱山機械製造業	2621	農業用機械製造業（農業用器具を除く）
						2631	建設機械・鉱山機械製造業
				264	金属加工機械製造業	2641	金属工作機械製造業
						2642	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）
						2643	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）
						2644	機械工具製造業（粉末や金業を除く）
				265	繊維機械製造業	2651	化学繊維機械・紡績機械製造業
						2652	製織機械・編組機械製造業
						2653	染色整理仕上機械製造業
						2654	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
						2655	縫製機械製造業
				266	特殊産業用機械製造業	2661	食品機械・同装置製造業
						2662	木材加工機械製造業
						2663	パルプ装置・製紙機械製造業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
						2664 印刷・製本・紙工機械製造業	
						2665 鋳造装置製造業	
						2666 プラスチック加工機械・同附属装置製造業	
						2667 半導体製造装置製造業	
						2668 真空装置・真空機器製造業	
						2669 その他の特殊産業用機械製造業	
				267	一般産業用機械・装置製造業	2671 ポンプ・同装置製造業	
						2672 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	
						2673 エレベータ・エスカレータ製造業	
						2674 荷役運搬設備製造業	
						2675 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	
						2676 工業窯炉製造業	
						2677 油圧・空圧機器製造業	
						2678 化学機械・同装置製造業	
						2679 その他の一般産業用機械・装置製造業	
				268	事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	2681 事務用機械器具製造業	
						2682 冷凍機・温湿調整装置製造業	
						2683 娯楽機械製造業	
						2684 自動販売機製造業	
						2689 その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	
				269	その他の機械・同部分品製造業	2691 消火器具・消火装置製造業	
						2692 弁・同附属品製造業	
						2693 パイプ加工・パイプ附属品加工業	
						2694 玉軸受・ころ軸受製造業	
						2695 ピストンリング製造業	
						2696 金型・同部分品・附属品製造業	
						2697 包装・荷造機械製造業	
						2698 産業用ロボット製造業	
						2699 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）	
		27	電気機械器具製造業	271	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	2711 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	
F	製造業（つづき）	27	電気機械器具製造業（つづき）	271	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業（つづき）	2712 変圧器類製造業（電子機器用を除く）	
						2713 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業	
						2714 配線器具・配線附属品製造業	
						2715 電気溶接機製造業	
						2716 内燃機関電装品製造業	
						2719 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	
				272	民生用電気機械器具製造業	2721 ちゅう房機器製造業	
						2722 空調・住宅関連機器製造業	
						2723 衣料衛生関連機器製造業	
						2729 その他の民生用電気機械器具製造業	
				273	電球・電気照明器具製造業	2731 電球製造業	
						2732 電気照明器具製造業	
				274	電子応用装置製造業	2741 X線装置製造業	
						2742 ビデオ機器製造業	
						2743 医療用電子応用装置製造業	
						2749 その他の電子応用装置製造業	
				275	電気計測器製造業	2751 電気計測器製造業（別掲を除く）	
						2752 工業計器製造業	
						2753 医療用計測器製造業	
				279	その他の電気機械器具製造業	2791 蓄電池製造業	
						2792 一次電池（乾電池、湿電池）製造業	
						2793 磁気テープ・磁気ディスク製造業	
						2799 他に分類されない電気機械器具製造業	
		28	情報通信機械器具	281	通信機械器具・同部分品製造業	2811 有線通信機械器具製造業	

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類	小分類	細分類
		製造業	関連機械器具製造業	2812 無線通信機械器具製造業 2813 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業 2814 電気音響機械器具製造業 2815 交通信号保安装置製造業 2819 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
			282 電子計算機・同附属装置製造業	2821 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータ製造業を除く） 2822 パーソナルコンピュータ製造業 2823 記憶装置製造業 2824 印刷装置製造業 2829 その他の附属装置製造業
		29 電子部品・デバイス製造業	291 電子部品・デバイス製造業	2911 電子管製造業 2912 半導体素子製造業 2913 集積回路製造業 2914 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業 2915 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業 2916 コネクタ・スイッチ・リレー製造業 2917 スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業 2918 プリント回路製造業 2919 その他の電子部品製造業
		30 輸送用機械器具製造業	301 自動車・同附属品製造業	3011 自動車製造業（二輪自動車を含む） 3012 自動車車体・附随車製造業 3013 自動車部分品・附属品製造業
			302 鉄道車両・同部分品製造業	3021 鉄道車両製造業 3022 鉄道車両用部分品製造業
			303 船舶製造・修理業、船用機関製造業	3031 船舶製造・修理業 3032 船体ブロック製造業 3033 舟艇製造・修理業 3034 船用機関製造業
			304 航空機・同附属品製造業	3041 航空機製造業 3042 航空機用原動機製造業 3049 その他の航空機部分品・補助装置製造業
			305 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	3051 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業 3059 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
			309 その他の輸送用機械器具製造業	3091 自転車・同部分品製造業 3099 他に分類されない輸送用機械器具製造業
	F 製造業（つづき）	30 輸送用機械器具製造業（つづき）		
		31 精密機械器具製造業	311 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	3111 一般長さ計製造業 3112 体積計製造業 3113 はかり製造業 3114 圧力計・流量計・液面計等製造業 3115 精密測定器製造業 3116 分析機器製造業 3117 試験機製造業 3119 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業
			312 測量機械器具製造業	3121 測量機械器具製造業
			313 医療用機械器具・医療用品製造業	3131 医療用機械器具製造業 3132 歯科用機械器具製造業 3133 動物用医療機械器具製造業 3134 医療用品製造業 3135 歯科材料製造業
			314 理化学機械器具製造業	3141 理化学機械器具製造業
			315 光学機械器具・レンズ製造業	3151 顕微鏡・望遠鏡等製造業 3152 写真機・同附属品製造業 3153 映画用機械・同附属品製造業 3154 光学機械用レンズ・プリズム製造業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類	細分類
		32	その他の製造業	316 眼鏡製造業（枠を含む）	3161 眼鏡製造業（枠を含む）
				317 時計・同部分品製造業	3171 時計・同部分品製造業（時計側を除く） 3172 時計側製造業
				321 貴金属・宝石製品製造業	3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業 3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業 3219 その他の貴金属製品製造業
				322 楽器製造業	3221 ピアノ製造業 3222 ギター製造業 3229 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
				323 がん具・運動用具製造業	3231 娯楽用具・がん具製造業（人形、児童乗物を除く） 3232 人形製造業 3233 児童乗物製造業 3234 運動用具製造業
				324 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	3241 万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業 3242 ボールペン・マーキングペン製造業 3243 鉛筆製造業 3244 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く） 3249 他に分類されない事務用品製造業
				325 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	3251 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く） 3252 造花・装飾用羽毛製造業 3253 ボタン製造業 3254 針・ビン・ホック・スナップ・同関連品製造業 3255 かつら製造業
				326 漆器製造業	3261 漆器製造業
				327 畳・傘等生活雑貨製品製造業	3271 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業 3272 畳製造業 3273 うちわ・扇子・ちょうちん製造業 3274 ほうき・ブラシ製造業 3275 傘・同部分品製造業 3276 マッチ製造業 3277 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く） 3278 魔法瓶製造業
				328 武器製造業	3281 武器製造業
				329 他に分類されない製造業	3291 煙火製造業 3292 看板・標識機製造業 3293 パレット製造業
F	製造業（つづき）	32	その他の製造業（つづき）	329 他に分類されない製造業（つづき）	3294 モデル・模型製造業（紙製を除く） 3295 工業用模型製造業 3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く） 3299 他に分類されないその他の製造業
G	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業	331 電気業	3311 発電所 3312 変電所 3313 電気事業所（本社、営業所等）
		34	ガス業	341 ガス業	3411 ガス製造工場 3412 ガス供給所 3413 ガス事業所（本社、営業所等）
		35	熱供給業	351 熱供給業	3511 熱供給業
		36	水道業	361 上水道業	3611 上水道業
				362 工業用水道業	3621 工業用水道業
				363 下水道業	3631 下水道処理施設維持管理業 3632 下水道管路施設維持管理業 3633 下水道事務所
H	情報通信業	37	通信業	371 信書送達業	3711 信書送達業
				372 固定電気通信業	3721 地域電気通信業（有線放送電話を除く）

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
						3722	長距離電気通信業
						3723	有線放送電話業
						3729	その他の固定電気通信業
				373	移動電気通信業	3731	移動電気通信業
				374	電気通信に附帯するサービス業	3741	電気通信に附帯するサービス業
		38	放送業	381	公共放送業（有線放送業を除く）	3811	公共放送業
				382	民間放送業（有線放送業を除く）	3821	テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）
						3822	ラジオ放送業（衛星放送業を除く）
						3823	衛星放送業
						3829	その他の民間放送業
				383	有線放送業	3831	有線テレビジョン放送業
		39	情報サービス業	391	ソフトウェア業	3832	有線ラジオ放送業
						3911	受託開発ソフトウェア業
						3912	パッケージソフトウェア業
						3921	情報処理サービス業
		40	インターネット附随サービス業	392	情報処理・提供サービス業	3922	情報提供サービス業
						3929	その他の情報処理・提供サービス業
		40	インターネット附随サービス業	401	インターネット附随サービス業	4011	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業	411	映像情報制作・配給業	4111	映画・ビデオ制作業（テレビ番組制作業を除く）
						4112	テレビ番組制作業
						4113	映画・ビデオ・テレビ番組配給業
				412	音声情報制作業	4121	レコード制作業
				413	新聞業	4122	ラジオ番組制作業
						4131	新聞業
						4141	出版業
						4151	ニュース供給業
				414	出版業	4159	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
				415	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業		
I	運輸業	42	鉄道業	421	鉄道業	4211	普通鉄道業
						4212	軌道業
						4213	地下鉄道業
						4214	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
						4215	案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）
						4216	鋼索鉄道業
						4217	索道業
						4219	その他の鉄道業
		43	道路旅客運送業	431	一般乗合旅客自動車運送業	4311	一般乗合旅客自動車運送業
				432	一般乗用旅客自動車運送業	4321	一般乗用旅客自動車運送業
				433	一般貸切旅客自動車運送業	4331	一般貸切旅客自動車運送業
				439	その他の道路旅客運送業	4391	特定旅客自動車運送業
						4399	他に分類されない道路旅客運送業
	I 運輸業 （つづき）	43	（つづき）	439	（つづき）	4399	他に分類されない道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業	441	一般貨物自動車運送業	4411	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）
						4412	特別積合せ貨物運送業
				442	特定貨物自動車運送業	4421	特定貨物自動車運送業
				443	貨物軽自動車運送業	4431	貨物軽自動車運送業
				444	集配利用運送業	4441	集配利用運送業
				449	その他の道路貨物運送業	4499	その他の道路貨物運送業
		45	水運業	451	外航海運業	4511	外航旅客海運業
						4512	外航貨物海運業
				452	沿海海運業	4521	沿海旅客海運業
						4522	沿海貨物海運業
				453	内陸水運業	4531	港湾旅客海運業
						4532	河川水運業
						4533	湖沼水運業
		454	船舶貸渡業	4541	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）		

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
						4542	内航船舶貸渡業
		46	航空運輸業	461	航空運送業	4611	航空運送業
				462	航空機使用業（航空運送業を除く）	4621	航空機使用業（航空運送業を除く）
		47	倉庫業	471	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	4711	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
				472	冷蔵倉庫業	4721	冷蔵倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業	481	港湾運送業	4811	港湾運送業
				482	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	4821	利用運送業（集配利用運送業を除く）
						4822	運送取扱業
				483	運送代理店	4831	運送代理店
				484	こん包業	4841	こん包業（組立こん包業を除く）
						4842	組立こん包業
				485	運輸施設提供業	4851	鉄道施設提供業
						4852	道路運送固定施設業
						4853	自動車ターミナル業
						4854	貨物荷扱固定施設業
		4855	栈橋泊きょ業				
4856	飛行場業						
489	その他の運輸に附帯するサービス業	4891	海運仲立業				
4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業						
J	卸売・小売業	49	各種商品卸売業	491	各種商品卸売業	4911	各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）
						4919	その他の各種商品卸売業
		50	繊維・衣服等卸売業	501	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	5011	生糸・繭卸売業
						5012	繊維原料卸売業（生糸、繭を除く）
						5013	糸卸売業
						5014	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）
				502	衣服・身の回り品卸売業	5021	男子服卸売業
						5022	婦人・子供服卸売業
						5023	下着類卸売業
						5024	寝具類卸売業
						5025	靴卸売業
						5026	履物卸売業（靴を除く）
		5027	かばん・袋物卸売業				
		5029	その他の衣服・身の回り品卸売業				
		51	飲食物品卸売業	511	農畜産物・水産物卸売業	5111	米麦卸売業
						5112	雑穀・豆類卸売業
5113	野菜卸売業						
5114	果実卸売業						
5115	食肉卸売業						
5116	生鮮魚介卸売業						
5119	その他の農畜産物・水産物卸売業						
512	食料・飲料卸売業	5121	砂糖卸売業				
5122	味そ・しょう油卸売業						
J	卸売・小売業（つづき）	51	飲食物品卸売業（つづき）	512	食料・飲料卸売業（つづき）	5123	酒類卸売業
						5124	乾物卸売業
		52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	521	建築材料卸売業	5125	缶詰・瓶詰食品卸売業（気密容器入りのもの）
						5126	菓子・パン類卸売業
						5127	飲料卸売業（別掲を除く）
						5128	茶類卸売業
						5129	その他の食料・飲料卸売業
						5211	木材・竹材卸売業
						5212	セメント卸売業
						5213	板ガラス卸売業
5219	その他の建築材料卸売業						
522	化学製品卸売業	5221	塗料卸売業				

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類
						5222 染料・顔料卸売業 5223 油脂・ろう卸売業 5229 その他の化学製品卸売業
						5231 石油卸売業 5232 鉱物卸売業（石油を除く） 5233 鉄鋼卸売業 5234 非鉄金属卸売業
						5241 空瓶・空缶等空容器卸売業 5242 鉄スクラップ卸売業 5243 非鉄金属スクラップ卸売業 5244 古紙卸売業 5249 その他の再生資源卸売業
				53	機械器具卸売業	531 一般機械器具卸売業 5311 農業用機械器具卸売業 5312 建設機械・鉱山機械卸売業 5313 金属加工機械卸売業 5314 事務用機械器具卸売業 5319 その他の一般機械器具卸売業
					532 自動車卸売業	5321 自動車卸売業（二輪自動車を含む） 5322 自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く） 5323 自動車中古部品卸売業
					533 電気機械器具卸売業	5331 家庭用電気機械器具卸売業 5332 電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）
					539 その他の機械器具卸売業	5391 輸送用機械器具卸売業（自動車を除く） 5392 精密機械器具卸売業 5393 医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）
				54	その他の卸売業	541 家具・建具・じゅう器等卸売業 5411 家具・建具卸売業 5412 荒物卸売業 5413 畳卸売業 5414 室内装飾繊維品卸売業 5415 陶磁器・ガラス器卸売業 5419 その他のじゅう器等卸売業
					542 医薬品・化粧品等卸売業	5421 医薬品卸売業 5422 医療用品卸売業 5423 化粧品卸売業 5424 合成洗剤卸売業
					549 他に分類されない卸売業	5491 紙・紙製品卸売業 5492 金物卸売業 5493 肥料・飼料卸売業 5494 スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業 5495 たばこ卸売業 5496 ジュエリー製品卸売業 5497 代理商、仲立業 5499 他に分類されないその他の卸売業
				55	各種商品小売業	551 百貨店、総合スーパー 5511 百貨店、総合スーパー
					559 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
J	卸売・小売業（つづき）	56	織物・衣服・身の回り品小売業	561	呉服・服地・寝具小売業	5611 呉服・服地小売業 5612 寝具小売業
				562	男子服小売業	5621 男子服小売業
				563	婦人・子供服小売業	5631 婦人服小売業 5632 子供服小売業
				564	靴・履物小売業	5641 靴小売業 5642 履物小売業（靴を除く）
				569	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	5691 かばん・袋物小売業 5692 洋品雑貨・小間物小売業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類	小分類	細分類
			売業	5699 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
		57 飲食料品小売業	571 各種食料品小売業	5711 各種食料品小売業
			572 酒小売業	5721 酒小売業
			573 食肉小売業	5731 食肉小売業（卵、鳥肉を除く） 5732 卵・鳥肉小売業
			574 鮮魚小売業	5741 鮮魚小売業
			575 野菜・果実小売業	5751 野菜小売業 5752 果実小売業
			576 菓子・パン小売業	5761 菓子小売業（製造小売） 5762 菓子小売業（製造小売でないもの） 5763 パン小売業（製造小売） 5764 パン小売業（製造小売でないもの）
			577 米穀類小売業	5771 米穀類小売業
			579 その他の飲食料品小売業	5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る） 5792 牛乳小売業 5793 飲料小売業（別掲を除く） 5794 茶類小売業 5795 料理品小売業 5796 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 5797 乾物小売業 5799 他に分類されない飲食料品小売業
		58 自動車・自転車小売業	581 自動車小売業	5811 自動車（新車）小売業 5812 中古自動車小売業 5813 自動車部分品・附属品小売業 5814 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
			582 自転車小売業	5821 自転車小売業
		59 家具・じゅう器・機械器具小売業	591 家具・建具・畳小売業	5911 家具小売業 5912 建具小売業 5913 畳小売業 5914 宗教用具小売業
			592 機械器具小売業	5921 電気機械器具小売業 5922 電気事務機械器具小売業 5929 その他の機械器具小売業
			599 その他のじゅう器小売業	5991 金物小売業 5992 荒物小売業 5993 陶磁器・ガラス器小売業 5999 他に分類されないじゅう器小売業
		60 その他の小売業	601 医薬品・化粧品小売業	6011 医薬品小売業（調剤薬局を除く） 6012 調剤薬局 6013 化粧品小売業
			602 農耕用品小売業	6021 農業用機械器具小売業 6022 苗・種子小売業 6023 肥料・飼料小売業
			603 燃料小売業	6031 ガソリンスタンド 6032 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
			604 書籍・文房具小売業	6041 書籍・雑誌小売業 6042 新聞小売業 6043 紙・文房具小売業
J	卸売・小売業（つづき）	60 その他の小売業（つづき）	605 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	6051 スポーツ用品小売業 6052 がん具・娯楽用品小売業 6053 楽器小売業
			606 写真機・写真材料小売業	6061 写真機・写真材料小売業
			607 時計・眼鏡・光学機械小売業	6071 時計・眼鏡・光学機械小売業
			609 他に分類されない	6091 たばこ・喫煙具専門小売業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
				小売業		6092 花・植木小売業	
						6093 建築材料小売業	
						6094 ジュエリー製品小売業	
						6095 ペット・ペット用品小売業	
						6096 骨とう品小売業	
						6097 中古品小売業（骨とう品を除く）	
						6099 他に分類されないその他の小売業	
K	金融・保険業	61	銀行業	611	中央銀行	6111	中央銀行
				612	銀行（中央銀行を除く）	6121	普通銀行
						6122	信託銀行
						6123	長期信用銀行
						6124	在日外国銀行
		62	協同組織金融業	621	中小企業等金融業	6211	信用金庫・同連合会
						6212	信用協同組合・同連合会
						6213	商工組合中央金庫
						6214	労働金庫・同連合会
				622	農林水産金融業	6221	農林中央金庫
						6222	信用農業協同組合連合会
						6223	信用漁業協同組合連合会，信用水産加工業協同組合連合会
						6224	農業協同組合
						6225	漁業協同組合，水産加工業協同組合
		63	郵便貯金取扱機関，政府関係金融機関	631	郵便貯金・為替・振替業務取扱機関	6311	郵便貯金・為替・振替業務取扱機関
				632	政府関係金融機関	6321	海外投融資関係金融機関
						6322	開発関係金融機関
						6323	公営企業関係金融機関
						6324	中小企業関係金融機関
						6325	国民生活関係金融機関
						6326	農林水産関係金融機関
						6327	住宅関係金融機関
						6329	その他の政府関係金融機関
		64	貸金業，投資業等非預金信用機関	641	貸金業	6411	消費者向け貸金業
						6412	事業者向け貸金業
				642	質屋	6421	質屋
				643	クレジットカード業，割賦金融業	6431	クレジットカード業
						6432	割賦金融業
		65	証券業，商品先物取引業	649	その他の貸金業，投資業等非預金信用機関	6491	投資業
						6492	住宅専門金融業
						6493	証券金融業
						6499	他に分類されない貸金業，投資業等非預金信用機関
				651	証券業	6511	証券業（証券取引所会員等のもの）
						6512	証券業（証券取引所非会員等のもの）
						6513	投資信託委託業
						6514	補助的証券業
				652	証券業類似業	6521	抵当証券業
						6522	証券投資顧問業
				653	商品先物取引業，商品投資業	6531	国内市場商品先物取引業
						6532	商品投資業
						6539	その他の商品先物取引業，商品投資業
		66	補助的金融業，金融附帯業	661	補助的金融業，金融附帯業	6611	短資業
						6612	手形交換所
						6613	両替業
K	金融・保険業（つづき）	66	補助的金融業，金融附帯業（つづき）	661	補助的金融業，金融附帯業（つづき）	6614	信用保証機関
						6615	信用保証再保険機関
						6616	預・貯金等保険機関

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
						6617	証券取引所
						6618	商品取引所
						6619	その他の補助的金融業，金融附帯業
		67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	671	生命保険業	6711	生命保険業（株式組織のもの）
						6712	生命保険業（相互組織のもの）
						6713	生命保険再保険業
						6714	簡易保険取扱機関
						6719	その他の生命保険業
				672	損害保険業	6721	損害保険業（株式組織のもの）
						6722	損害保険業（相互組織のもの）
						6723	損害保険業（組合組織のもの）
						6724	損害保険再保険業
						6729	その他の損害保険業
				673	共済事業	6731	共済事業（各種災害補償法によるもの）
						6732	共済事業（各種協同組合法等によるもの）
				674	保険媒介代理業	6741	生命保険媒介業
						6742	損害保険代理業
						6743	共済事業媒介代理業
				675	保険サービス業	6751	保険料率算出団体
						6752	損害査定業
						6759	その他の保険サービス業
L	不動産業	68	不動産取引業	681	建物売買業，土地売買業	6811	建物売買業
						6812	土地売買業
				682	不動産代理業・仲介業	6821	不動産代理業・仲介業
		69	不動産賃貸業・管理業	691	不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く）	6911	貸事務所業
						6912	土地賃貸業
						6919	その他の不動産賃貸業
				692	貸家業，貸間業	6921	貸家業
						6922	貸間業
				693	駐車場業	6931	駐車場業
				694	不動産管理業	6941	不動産管理業
M	飲食店，宿泊業	70	一般飲食店	701	食堂，レストラン	7011	一般食堂
						7012	日本料理店
						7013	西洋料理店
						7014	中華料理店
						7019	その他の食堂，レストラン
				702	そば・うどん店	7021	そば・うどん店
				703	すし店	7031	すし店
				704	喫茶店	7041	喫茶店
				709	その他の一般飲食店	7099	その他の一般飲食店
		71	遊興飲食店	711	料亭	7111	料亭
				712	バー，キャバレー，ナイトクラブ	7121	バー，キャバレー，ナイトクラブ
				713	酒場，ビヤホール	7131	酒場，ビヤホール
		72	宿泊業	721	旅館，ホテル	7211	旅館，ホテル
				722	簡易宿所	7221	簡易宿所
				723	下宿業	7231	下宿業
				729	その他の宿泊業	7291	会社・団体の宿泊所
						7292	リゾートクラブ
						7299	他に分類されない宿泊業
N	医療，福祉	73	医療業	731	病 院	7311	一般病院
						7312	精神病院
						7313	結核病院
				732	一般診療所	7321	有床診療所
						7322	無床診療所

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類	小分類	細分類
N	医療、福祉 (つづき)	73 医療業 (つづき)	733 歯科診療所	7331 歯科診療所
			734 助産・看護業	7341 助産所 7342 看護業
			735 療術業	7351 あん摩マッサージ 指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 7359 その他の療術業
			736 医療に附帯するサービス業	7361 歯科技工所 7369 その他の医療に附帯するサービス業
		74 保健衛生	741 保健所	7411 保健所
			742 健康相談施設	7421 結核健康相談施設 7422 精神保健相談施設 7423 母子健康相談施設 7429 その他の健康相談施設
			749 その他の保健衛生	7491 検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く） 7492 検査業 7493 消毒業 7499 他に分類されない保健衛生
		75 社会保険・社会福祉・介護事業	751 社会保険事業団体	7511 社会保険事業団体
			752 福祉事務所	7521 福祉事務所
			753 児童福祉事業	7531 保育所 7539 その他の児童福祉事業
			754 老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）	7541 特別養護老人ホーム 7542 介護老人保健施設 7543 通所・短期入所介護施設 7544 痴呆性老人グループホーム 7545 有料老人ホーム 7549 その他の老人福祉・介護事業
			755 障害者福祉事業	7551 身体障害者福祉事業 7552 知的障害者福祉事業 7553 精神障害者福祉事業
			759 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	7591 更生保護事業 7592 訪問介護事業 7599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
O	教育、学習支援業	76 学校教育	761 小学校	7611 小学校
			762 中学校	7621 中学校
			763 高等学校、中等教育学校	7631 高等学校 7632 中等教育学校
			764 高等教育機関	7641 大学 7642 短期大学 7643 高等専門学校
			765 特殊教育諸学校	7651 盲学校 7652 ろう（聾）学校 7653 養護学校
			766 幼稚園	7661 幼稚園
			767 専修学校、各種学校	7671 専修学校 7672 各種学校
		77 その他の教育、学習支援業	771 社会教育	7711 公民館 7712 図書館 7713 博物館、美術館 7714 動物園、植物園、水族館 7715 青少年教育施設 7716 社会通信教育 7719 その他の社会教育
			772 職業・教育支援施設	7721 職員教育施設・支援業 7722 職業訓練施設

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
						7729	その他の職業・教育支援施設
				773	学習塾	7731	学習塾
				774	教養・技能教授業	7741	音楽教授業
O	教育、学習支援業 （つづき）	77	その他の教育、学習支援業 （つづき）	774	教養・技能教授業 （つづき）	7742	書道教授業
						7743	生花・茶道教授業
						7744	そろばん教授業
						7745	外国語会話教授業
						7746	スポーツ・健康教授業（フィットネスクラブを除く）
						7747	フィットネスクラブ
						7749	その他の教養・技能教授業
				779	他に分類されない教育、学習支援業	7799	他に分類されない教育、学習支援業
P	複合サービス事業	78	郵便局（別掲を除く）	781	郵便局	7811	郵便局
				782	郵便局受託業	7821	簡易郵便局
		79	協同組合（他に分類されないもの）	791	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	7829	その他の郵便局受託業
						7911	農業協同組合（他に分類されないもの）
						7912	漁業協同組合（他に分類されないもの）
						7913	水産加工業協同組合（他に分類されないもの）
						7914	森林組合（他に分類されないもの）
				792	事業協同組合（他に分類されないもの）	7921	事業協同組合（他に分類されないもの）
Q	サービス業 （他に分類されないもの）	80	専門サービス業 （他に分類されないもの）	801	法律事務所、特許事務所	8011	法律事務所
						8012	特許事務所
				802	公証人役場、司法書士事務所	8021	公証人役場、司法書士事務所
				803	公認会計士事務所、税理士事務所	8031	公認会計士事務所
						8032	税理士事務所
				804	獣医業	8041	獣医業
				805	土木建築サービス業	8051	建築設計業
						8052	測量業
						8059	その他の土木建築サービス業
				806	デザイン・機械設計業	8061	デザイン業
						8062	機械設計業
				807	著述・芸術家業	8071	著述家業
						8072	芸術家業
				808	写真業	8081	写真業（商業写真業を除く）
						8082	商業写真業
				809	その他の専門サービス業	8091	興信所
						8092	社会保険労務士事務所
						8093	経営コンサルタント業
						8094	翻訳業（著述家業を除く）
						8095	通訳業、通訳案内業
						8096	広告制作業
						8097	不動産鑑定業
						8098	行政書士事務所
						8099	他に分類されない専門サービス業
		81	学術・開発研究機関	811	自然科学研究所	8111	理学研究所
						8112	工学研究所
						8113	農学研究所
						8114	医学・薬学研究所
				812	人文・社会科学研究所	8121	人文・社会科学研究所
		82	洗濯・理容・美容・浴場業	821	洗濯業	8211	普通洗濯業
						8212	洗濯物取次業
						8213	リネンサプライ業
				822	理容業	8221	理容業
				823	美容業	8231	美容業
				824	公衆浴場業	8241	公衆浴場業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類	細分類
Q	サービス業 （他に分類されないもの） （つづき）	83	その他の生活関連サービス業 （つづき）	825 特殊浴場業	8251 特殊浴場業
				829 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	8291 洗張・染物業 8292 エステティック業 8299 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
				831 旅行業	8311 旅行業(旅行業者代理業を除く) 8312 旅行業者代理業
				832 家事サービス業	8321 家事サービス業（住込みのもの） 8322 家事サービス業（住込みでないもの）
				833 衣服裁縫修理業	8331 衣服裁縫修理業
				834 物品預り業	8341 物品預り業
				835 火葬・墓地管理業	8351 火葬業 8352 墓地管理業
				836 冠婚葬祭業	8361 葬儀業 8362 結婚式場業 8363 冠婚葬祭互助会
				839 他に分類されない生活関連サービス業	8391 食品貸加工業 8392 結婚相談業，結婚式場紹介業 8393 写真現像・焼付業 8399 他に分類されないその他の生活関連サービス業
				84 娯楽業	841 映画館 8411 映画館
				842 興行場（別掲を除く），興行団	8421 劇場 8422 興行場 8423 劇団 8424 楽団，舞踊団 8425 演芸・スポーツ等興行団
				843 競輪・競馬等の競走場，競技団	8431 競輪場 8432 競馬場 8433 自動車・モータボートの競走場 8434 競輪競技団 8435 競馬競技団 8436 自動車・モータボートの競技団
				844 スポーツ施設提供業	8441 スポーツ施設提供業（別掲を除く） 8442 体育館 8443 ゴルフ場 8444 ゴルフ練習場 8445 ボウリング場 8446 テニス場 8447 バッティング・テニス練習場
				845 公園，遊園地	8451 公園 8452 遊園地（テーマパークを除く） 8453 テーマパーク
				846 遊戯場	8461 ビリヤード場 8462 囲碁・将棋所 8463 マージャンクラブ 8464 パチンコホール 8465 ゲームセンター 8469 その他の遊戯場
				849 その他の娯楽業	8491 ダンスホール 8492 マリーナ業 8493 遊漁船業 8494 芸ざ業 8495 カラオケボックス業 8496 娯楽に附帯するサービス業 8499 他に分類されない娯楽業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
		85	廃棄物処理業	851	一般廃棄物処理業	8511	し尿収集運搬業
						8512	し尿処分業
						8513	浄化槽清掃業
						8514	浄化槽保守点検業
						8515	ごみ収集運搬業
						8516	ごみ処分業
						8517	清掃事務所
				852	産業廃棄物処理業	8521	産業廃棄物収集運搬業
						8522	産業廃棄物処分業
Q	サービス業 （他に分類されないもの） （つづき）	85	廃棄物処理業 （つづき）	852	産業廃棄物処理業 （つづき）	8523	特別管理産業廃棄物収集運搬業
						8524	特別管理産業廃棄物処分業
				859	その他の廃棄物処理業	8591	死亡獣畜取扱業
						8599	他に分類されない廃棄物処理業
		86	自動車整備業	861	自動車整備業	8611	自動車一般整備業
						8619	その他の自動車整備業
		87	機械等修理業（別掲を除く）	871	機械修理業（電気機械器具を除く）	8711	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）
						8712	建設・鉱山機械整備業
				872	電気機械器具修理業	8721	電気機械器具修理業
				873	表具業	8731	表具業
				879	その他の修理業	8791	家具修理業
						8792	時計修理業
						8793	履物修理業
						8794	かじ業
						8799	他に分類されない修理業
		88	物品賃貸業	881	各種物品賃貸業	8811	総合リース業
						8819	その他の各種物品賃貸業
				882	産業用機械器具賃貸業	8821	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）
						8822	建設機械器具賃貸業
				883	事務用機械器具賃貸業	8831	事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）
						8832	電子計算機・同関連機器賃貸業
				884	自動車賃貸業	8841	自動車賃貸業
				885	スポーツ・娯楽用品賃貸業	8851	スポーツ・娯楽用品賃貸業
				889	その他の物品賃貸業	8891	映画・演劇用品賃貸業
						8892	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
						8893	貸衣しょう業（別掲を除く）
						8899	他に分類されない物品賃貸業
		89	広告業	891	広告代理業	8911	広告代理業
				899	その他の広告業	8991	屋外広告業
						8999	他に分類されない広告業
		90	その他の事業サービス業	901	速記・ワープロ入力・複写業	9011	速記・ワープロ入力業
						9012	複写業
				902	商品検査業	9021	商品検査業
				903	計量証明業	9031	一般計量証明業
						9032	環境計量証明業
						9039	その他の計量証明業
				904	建物サービス業	9041	ビルメンテナンス業
						9049	その他の建物サービス業
				905	民営職業紹介業	9051	民営職業紹介業
				906	警備業	9061	警備業
				909	他に分類されない事業サービス業	9091	ディスプレイ業
						9092	産業用設備洗浄業
						9093	非破壊検査業
						9094	看板書き業
						9095	労働者派遣業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類		中分類		小分類		細分類	
						9099	他に分類されないその他の事業サービス業
		91	政治・経済・文化団体	911	経済団体	9111	実業団体
						9112	同業団体
				912	労働団体	9121	労働団体
				913	学術・文化団体	9131	学術団体
						9132	文化団体
				914	政治団体	9141	政治団体
				919	他に分類されない非営利的団体	9199	他に分類されない非営利的団体
		92	宗教	921	神道系宗教	9211	神社，神道教会
						9212	教派事務所
				922	仏教系宗教	9221	寺院，仏教教会
						9222	宗派事務所
Q	サービス業 （他に分類されないもの） （つづき）	92	宗教 （つづき）	923	キリスト教系宗教	9231	キリスト教教会，修道院
						9232	教団事務所
				929	その他の宗教	9291	その他の宗教の教会
						9299	その他の宗教の教団事務所
		93	その他のサービス業	931	集会場	9311	集会場
				932	と畜場	9321	と畜場
				939	他に分類されないサービス業	9399	他に分類されないサービス業
		94	外国公務	941	外国公館	9411	外国公館
				949	その他の外国公務	9499	その他の外国公務
R	公務 （他に分類されないもの）	95	国家公務	951	立法機関	9511	立法機関
				952	司法機関	9521	司法機関
				953	行政機関	9531	行政機関
		96	地方公務	961	都道府県機関	9611	都道府県機関
				962	市町村機関	9621	市町村機関
S	分類不能の産業	99	分類不能の産業	999	分類不能の産業	9999	分類不能の産業

第Ⅳ編 付 録

様式第 1（第 4 条関係）

温室効果ガス算定排出量の報告書

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

報告者 住 所 〒
氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条の2第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量について、次のとおり報告します。

事業所	特 定 排 出 者 の 名 称 (前回の報告における名称)			
	事 業 所 の 名 称 (前回の報告における名称)			
	所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 都道府県 市区町村		
事業所において行われる事業				
特定排出者において常時使用される従業員の数				
温室効果ガス算定排出量		別紙第1表及び第2表のとおり		
本報告が法第21条の3第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	法第21条の8第1項の規定による提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部 署			
	氏 名 (ふりがな)			
	電 話 番 号			
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日	年 月 日	

- 備考
- 1 本報告書は、事業所ごとに作成すること。
 - 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 5 特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
 - 6 ※の欄には、記載しないこと。
 - 7 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第IV編 付 録

(別紙)

報告年度： 年度

特 定 排 出 者 コ ー ド																			※
都 道 府 県 コ ー ド			事 業 コ ー ド																
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に該当するもの（該法第10条第1項第2号に規定するもの）	1. 第一種エネルギー管理指定工場																		
	2. 第二種エネルギー管理指定工場																		
エネルギー管理指定工場番号																			

- 備考 1 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 2 ※の欄には、記載しないこと。

第1表 温室効果ガス算定排出量（その1）

温室効果ガスである物質の区分	温室効果ガス算定排出量
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t -CO ₂
2. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素	t -CO ₂
3. メタン	t -CO ₂
4. 一酸化二窒素	t -CO ₂
5. ハイドロフルオロカーボン	t -CO ₂
6. パーフルオロカーボン	t -CO ₂
7. 六ふっ化硫黄	t -CO ₂

- 備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 2 本報告に係る事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所である場合は、本表に加えて第2表にも必要事項を記載すること。
- 3 本報告に係る事業所がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には記載する必要はないこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、当該活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を控除した量を記載し、本表に加えて第2表にも必要事項を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
 - イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
 - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
 - ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
 - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

第Ⅳ編 付 録

- 5 ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

第2表 温室効果ガス算定排出量（その2）

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素【発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所のみ】	温室効果ガス算定排出量 t -CO₂
2. 廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	温室効果ガス算定排出量 t -CO₂

- 備考 1 本報告に係る事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第1表の備考の1(1)に掲げる量を記載すること。
- 2 本報告に係る事業所がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には記載する必要はないこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、当該活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
- イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
 - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
 - ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
- (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

- 備考 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

第Ⅳ編 付 録

様式第 2（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度： 年度

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の8第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定排出者として1枚のみ提出可）
2. この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じてのみ開示されることに同意の上提供するものです。（事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） → ☐

特 定 排 出 者 コ ー ド											※
都 道 府 県 コ ー ド			事 業 コ ー ド								
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の該当の有無 （該当する場合には同時に提出する報告書に係る右の区分及び同法に基づく指定に係る番号を記載すること。）	1. 第一種エネルギー管理指定工場 2. 第二種エネルギー管理指定工場 3. 特定貨物輸送事業者 4. 特定荷主 5. 特定旅客輸送事業者 6. 特定航空輸送事業者										
	指 定 番 号										

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報			
2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報			
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報			
4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報			
5. その他の情報			
担 当 者 （問い合わせ先）	部	署	
	氏 名		（ふりがな）
	電 話 番 号		
※受理年月日	年	月	日
※処理年月日	年	月	日

第Ⅳ編 付 録

- 備考 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者が設置するいずれかの事業所の報告又はエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定貨物輸送事業者及び特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。
- 2 提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
- 3 すべての欄に記載する必要はないこと。
- 4 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
- 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 7 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位(温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量(以下単に「温室効果ガスの排出量」という。))を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。)の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 8 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。その際、数量的に表した削減効果と併せて記載することができる。
- 9 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。
- 10 その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第6条1に規定する事業、京都議定書第12条1に規定する低排出型の開発の制度に係る事業活動等の内容及びこれらに係る排出削減単位及び排出削減量の移転及び取得に関すること等、1から4までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。
- 11 担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
- 12 ※の欄には、記載しないこと。
- 13 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第Ⅳ編 付 録

様式第 3（第21条関係）

※受 理 日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長）
（環境大臣）
（経済産業大臣）

殿

提出者 ^{（ふりがな）} 住 所 〒
^{（ふりがな）} 氏 名

㊞
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

担当者 部 署

^{（ふりがな）}
（問い合わせ先） 氏 名

電話番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第1項の規定による報告（第21条の3第1項の請求）（第21条の6第1項（第21条の8第6項において準用する場合を含む。）の請求）（第21条の8第1項の規定による提供）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
 - 2 宛先の欄には、法第21条の2第1項の規定による報告、法第21条の3第1項の請求又は法第21条の8第1項の規定による提供にあっては事業所管大臣（地方支分部局長）、法第21条の6第1項（法第21条の8第6項において準用する場合を含む。）の請求にあっては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
 - 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 4 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 5 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
 - 6 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 7 提出票の大きさは、日本工業規格A4とすること。